博　士　論　文

人口減少地域における認定こども園による
子育て支援事業の展開条件

Development Conditions for Child-Rearing Support Practice through Authorized Early Childhood Education and Care (ECEC) Centers in Depopulating Areas

2026 年度

日 本 福 祉 大 学 大 学 院
福 祉 社 会 開 発 研 究 科
社会福祉学専攻博士課程

氏　　名：本田　和隆

2026 年　6 月 27 日

論 文 要 旨

氏　　名：　本田　和隆　　印

◆論文題目

人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の展開条件

◆要　　旨

1.　本研究の背景及び目的，研究課題

人口減少が進行している地域では，少子化は出生数減少にとどまらず，地域社会の担い手不足や生活基盤の不安定化，医療・福祉，教育・保育などの生活インフラの維持などに深刻な影響を及ぼしている．また，子ども数が減少する一方，保護者の子育てに関する悩みや家庭環境の多様化により，子育て支援ニーズは複雑化・個別化している．このような状況の中，認定こども園には教育・保育機能に加え，地域における子育て支援の拠点としての役割が期待されている．

しかし，施設に在籍する子どもとその保護者への支援は一定程度行われているものの，施設が主体となって地域の子育て支援を積極的に展開しているとは言い難い現状がある．人口減少地域においても，一時預かり，病児病後児保育，医療的ケア児の受け入れなどの子育て支援に関するニーズがあることが確認されているが，「対応余力がない」との回答が約 5 割にのぼっている（日本総合研究所の調査 2022）．また，行政や他団体，他法人との連携体制の強化や持続的に事業を展開するための体制整備が課題としてあげられているが（リベルタス・コンサルティング 2023），十分な実施には至っていない．

したがって，本研究の目的は，人口減少の進行により地域における子育て支援体制の維持・充実が課題となる中，消滅可能性自治体にある認定こども園の子育て支援事業の現状分析を通して，人口減少地域における子育て支援事業を有効にするための展開条件を明らかにすることである．なお，消滅可能性自治体を調査対象としたのは，地域範囲が明確でデータの整合性が高く，人口減少の深刻度が客観的に示されているためである．

以上の研究目的を達成するため，次の 4 点を研究課題として設定した．また，研究枠組みとして，4 点の研究課題の関連を示す図を提示した．

＜研究課題 1＞認定こども園による子育て支援事業に関連する制度・政策等の動向を把握するとともに，人口減少の進行によって地域の子育て支援に生じる問題を明らかにする．

＜研究課題 2＞認定こども園全国調査から，消滅可能性自治体における認定こども園による子育て支援事業の効果と課題の構成要素を抽出する．

＜研究課題 3＞消滅可能性自治体にある認定こども園の子育て支援事業の具体的内容と地域において果たす意義を明らかにする．

＜研究課題 4＞消滅可能性自治体にある認定こども園による子育て支援事業の展開条件を，条件組み合わせとその背景・要因を踏まえて明らかにする．

日本福祉大学大学院 福祉社会開発研究科

2. 本研究における人口減少地域，消滅可能性自治体，子育て支援事業，展開条件の定義

本研究での「人口減少地域」及び「消滅可能性自治体」の定義と範囲は，以下の通りである．

人口減少地域とは，全国保育協議会（2023）が用いている「すでに子どもの数が減少し，保育の継続が困難になっている地域」に加え，地方部，都市部における「人口減少に入り，子どもの数が減りつつある地域」を指し，消滅可能性自治体を含む用語として用いている．また，消滅可能性自治体とは，人口戦略会議（2024）が示した将来的に若年女性人口が 50%以上減少する 744 自治体を指し，本研究においては調査分析の対象として扱っている．

次に，本研究での「子育て支援事業」および「展開条件」の定義は，以下の通りである．

子育て支援事業とは，認定こども園法施行規則第 2 条の認定こども園による子育て支援事業に加え，地域の実情に応じて認定こども園が独自で取り組む制度・制度外の活動とする．展開条件とは，地域における子育て支援の問題を解決するために，認定こども園が発展的に事業展開するための条件組み合わせを指す．

3. 各章の概要

序章に続く第 1 章では，人口減少地域の形成と背景を踏まえ，少子化による教育・保育施設再編における認定こども園の成立過程と制度的位置づけを整理した．また，子育て支援事業および地域子育て支援拠点事業の制度的枠組みを確認し，人口減少地域における認定こども園が担う子育て支援事業の現状と課題を概観した．

第 2 章では，認定こども園による子育て支援事業，子育て支援事業の展開条件，消滅可能性自治体の子育て支援事業に関する先行研究を整理した．その結果，認定こども園による子育て支援事業については，制度運営や人材確保，地域における子育て支援体制などの課題が指摘されている一方，展開条件に関する研究は個別条件の提示にとどまり，複数条件の組み合わせや人口減少地域における実証的検討は十分になされていないことが把握された．そこで本研究では，消滅可能性自治体を対象として，子育て支援事業の課題や意義，展開条件を明らかにすることを研究課題として設定した．

第 3 章では，日本保育学会課題研究委員会が 2018 年に実施した調査で収集された全国の認定こども園を対象とした自由記述データを計量テキスト分析により整理し，子育て支援事業の効果と課題を明らかにした．また，全国調査データと消滅可能性自治体データの分析結果を比較することで，共通する特徴を検討した．その結果，認定こども園による子育て支援事業の効果は，「子ども・保護者に対する効果」と「認定こども園としての効果」，課題は「認定こども園運営上の課題」と「運営課題による影響」に整理され，「子育て支援事業のための条件整備」が必要なこと等が明らかになった．全国調査データと消滅可能性自治体データを比較した結果，効果・課題の双方に多くの共通点がみられた．子ども・保護者への支援効果や認定こども園への効果は地域特性にかかわらず確認され，人材確保，専門性の向上，活動環境の整備といった課題も共通していた．

第 4 章では，研究課題 2 の結果を踏まえ，認定こども園全国調査の自由記述データをもとに，法定の枠組みにとどまらない特徴的な子育て支援事業の内容を整理した結果，認定こども園による子育て支援事業は，保護者のレスパイトケアや相談支援，親子や地域住民との交流，多様な家庭への対応など，地域の特性に応じて多面的に展開されていることが明らかとなった．これらの取り組みは，子ども・保護者への支援効果に加え，園の専門性向上や地域との関係構築にも寄与

していた．次に，『認定こども園における子育て支援事業事例集』（2022）に掲載され，消滅可能性自治体において実績を有する 3 つの認定こども園を対象に事例分析を行った．その結果，各園は地域特性や資源の違いがあるものの，①地域と連携した拠点づくり，②地域課題への柔軟な対応，③保護者支援の重視，④制度と独自活動の組み合わせが共通点として示唆された．

第 5 章では，A 自治体（都道府県）内の消滅可能性自治体にある認定こども園のうちから無作為抽出して実施した 12 か所の認定こども園での園長などに対する半構造化インタビューデータを用いて，子育て支援事業を有効に展開するための条件組み合わせについて検討した．分析方法として，地域の実情に応じた子育て支援実現のための複雑な要素を明らかにするため，質的比較分析を用いた．その結果，消滅可能性自治体における認定こども園による子育て支援事業を有効に展開するためには，「ニーズ量*職員理解*拠点連携」の条件組み合わせが必要なことが分かった．また，その背景・要因として，「子育て支援事業に対する園の方針を明確に持っていること」「柔軟な事業運営が出来ていること」「保護者支援に必要な援助技術を身につける研修が整備されていること」「地域のニーズがあるとともに，それに対応できる人員体制が整えられていること」などが明らかとなった．一方で，条件が十分に揃わない場合には，地域との連携不足や職員理解の差異，人材活用の困難さ，地域ニーズの減少などが事業展開を困難にする要因となっていた．

第 6 章では，第 3 章から第 5 章までの分析結果を踏まえ，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の課題，意義および展開条件について総合的に考察した．その結果，保育者不足や専門性の不足，関係機関との連携などの課題が確認された一方，地域の子育て家庭を支える機能や園の情報発信，地域との交流・連携などの意義が明らかとなった．また，子育て支援事業の展開には，「ニーズ量」「職員理解」「拠点連携」の 3 条件が重要であり，園の方針や柔軟な運営体制，地域環境などの背景要因によって支えられていた．人口減少地域における認定こども園は，地域の子どもや家庭を支える拠点として重要な役割を担っていることが示された．

終章では，結論とともに，最後に意義・限界・課題を述べた．既存調査データの二次分析と事例調査，加えて，独自調査で収集したデータの質的比較分析の結果を総合考察したうえで，本研究の結論として，「人口減少地域における認定こども園の子育て支援事業の展開条件とは，施設内部の体制整備のみならず，地域資源との連携や地域特性を踏まえた運営を含む様々な条件の組み合わせが存在していることである．特に，地域のニーズ量，職員理解，地域子育て支援拠点との連携という条件組み合わせが事業展開の中核をなしていることが示された.」と述べた．これにより，本研究は，人口減少地域において認定こども園による子育て支援事業を有効に展開するための条件を実証的に明らかにするとともに，今後の認定こども園運営及び地域子ども・子育て支援施策に向けた示唆も導くことができた．

本研究の意義は，少子化による教育・保育施設の再編が進む中で，人口減少地域における認定こども園の子育て支援事業に焦点を当てて検討した点である．また，認定こども園法の成立過程や制度の展開を踏まえ，「施設の社会化」という観点から認定こども園の役割を問い直した結果，認定こども園が教育・保育の提供にとどまらず，地域の子育て支援を支える基盤となり得る可能性を示した点にも意義がある．

一方，本研究は自治体・施設単位の分析が中心であり，個別支援の過程や自治体施策との関係について十分に検討できていない．今後は，自治体施策との関連や個別事例を蓄積し，人口減少地域における子育て支援の展開過程を明らかにすることが課題として残された．

Abstract of Doctoral Dissertation

Surname, First name : Honda Kazutaka

【Title】

Development Conditions for Child-Rearing Support Practice through Authorized Early Childhood Education and Care (ECEC) Centers in Depopulating Areas

【Abstract】

1. Background, Purpose, and Research Questions

Population decline has become a serious social issue in many regions of Japan. Declining birth rates not only reduce the number of children but also undermine the sustainability of local communities by causing labor shortages, weakening community foundations, and threatening the provision of essential public services, including healthcare, welfare, education, and childcare. At the same time, although the child population continues to decrease, parenting support needs have become increasingly diverse and complex due to changes in family structures and the growing variety of concerns faced by parents. Under these circumstances, Authorized Early Childhood Education and Care (ECEC) Centers are expected to play a dual role by providing integrated education and childcare while also serving as community-based hubs for child-rearing support.

Although ECEC centers generally provide support for enrolled children and their families, they have not yet fully developed proactive child-rearing support practices for the wider community. Even in depopulating areas, there remains considerable demand for services such as temporary childcare, sick-child and convalescent childcare, and support for children requiring medical care. However, approximately half of childcare providers reported that they lacked the capacity to respond adequately to these needs (The Japan Research Institute, 2022). In addition, previous studies have identified the need to strengthen collaboration with local governments, community organizations, and other institutions, as well as to establish sustainable organizational systems for implementing child-rearing support practices (Libertas Consulting, 2023). Nevertheless, these challenges have not yet been sufficiently addressed.

Against this background, the purpose of this study is to clarify the development conditions for effective child-rearing support practice in depopulating areas through an analysis of the current status of child-rearing support practices provided by Authorized ECEC Centers located in municipalities at risk of extinction. These municipalities, identified by the Population Strategy Council (2024) as local governments expected to experience a decline of more than 50% in the population of young women, were selected because they represent areas where population decline is most severe and because they provide a clearly defined geographical scope and consistent demographic data for analysis.

To achieve this objective, the study addressed the following four research questions. A conceptual framework illustrating the relationships among these research questions was also developed.

Research Question 1:

To examine trends in legislation, policies, and related systems concerning child-rearing support practice provided by Authorized ECEC Centers and to clarify the challenges facing community-based child-rearing support in areas experiencing population decline.

Research Question 2:

To identify the components of the effectiveness and challenges of child-rearing support practice provided by Authorized ECEC Centers located in municipalities at risk of extinction, based on data from a nationwide survey of Authorized ECEC Centers.

Research Question 3:

To clarify the specific characteristics of child-rearing support practice implemented by Authorized ECEC Centers in municipalities at risk of extinction and to examine their significance within local communities.

Research Question 4:

To identify the development conditions for child-rearing support practice implemented by Authorized ECEC Centers in municipalities at risk of extinction by examining combinations of conditions together with the underlying contextual factors that shape them.

2. Definitions of Key Terms

In this study, depopulating areas refer to areas where the child population has already declined or is continuing to decline, including both rural and urban communities. The term encompasses municipalities at risk of extinction, defined by the Population Strategy Council (2024) as the 744 municipalities in which the population of young women is projected to decline by more than 50% in the future.

Child-rearing support practice refers not only to the child-rearing support services stipulated in Article 2 of the Enforcement Regulations of the Certified ECEC Center Act but also to both formal and informal activities independently developed by Authorized ECEC Centers in response to local needs.

Development conditions refer to the combinations of conditions that enable Authorized ECEC Centers to develop and implement child-rearing support practice effectively in response to child-rearing challenges within local communities.

3. Summary of the Chapters

Chapter 1 reviews the background of depopulating areas and the institutional development of Authorized Early Childhood Education and Care (ECEC) Centers. It also examines the institutional framework and current challenges of child-rearing support practice provided by Authorized ECEC Centers.

Chapter 2 reviews previous studies on child-rearing support practice, its development conditions, and child-rearing support in municipalities at risk of extinction. The review

revealed that previous studies have focused mainly on individual issues, while little attention has been paid to combinations of conditions required for effective practice in depopulating areas. Accordingly, this study established research questions addressing the challenges, significance, and development conditions of child-rearing support practice.

Chapter 3 analyzes nationwide survey data using quantitative text analysis to identify the effectiveness and challenges of child-rearing support practice. The results showed that while Authorized ECEC Centers provide significant benefits for children, parents, and local communities, they also face common challenges related to staffing, professional expertise, and organizational resources.

Chapter 4 examines the characteristics and significance of child-rearing support practice through nationwide survey data and case studies of three Authorized ECEC Centers located in municipalities at risk of extinction. The findings indicate that these centers provide diverse forms of support tailored to local needs and function as important community-based child-rearing support hubs.

Chapter 5 employs Qualitative Comparative Analysis (QCA) based on semi-structured interviews with staff members from twelve Authorized ECEC Centers. The analysis identifies the combination of local demand, staff understanding, and collaboration with community child-rearing support centers as the core development condition for effective child-rearing support practice, supported by organizational policies, flexible management, professional training, and adequate staffing.

Chapter 6 integrates the findings of the previous chapters and discusses the challenges, significance, and development conditions of child-rearing support practice in depopulating areas. The analysis confirms that effective practice depends not on a single factor but on the interaction of organizational and community conditions.

The Conclusion synthesizes the findings of the study and argues that the development conditions for child-rearing support practice consist of combinations of organizational and community-based conditions rather than internal organizational arrangements alone. In particular, local demand, staff understanding, and collaboration with community child-rearing support centers constitute the core configuration supporting effective practice. These findings provide empirical evidence for improving child-rearing support practice through Authorized ECEC Centers in depopulating areas and offer practical implications for future childcare policies.

The study contributes by clarifying the development conditions for child-rearing support practice in depopulating areas and by reconsidering the role of Authorized ECEC Centers as community-based institutions that support local child-rearing. Future research should further examine the relationship between municipal policies and individual support practices through additional case studies.

目　次

序　章　研究の背景と目的・・・

２．メゾレベル
３．マクロレベル

第３節　人口減少地域における認定こども園と子育て支援事業に関する研究・・・・・・・47
第４節　先行研究の到達点と本研究の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48

第３章　認定こども園による子育て支援事業の地域別の効果と課題・・・・・・・・・・・・51
第１節　分析対象データの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
第２節　分析方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
第３節　既存データの活用と倫理的配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
第４節　結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
１．頻出上位 50 語および類型別の特徴語
２．子育て支援事業の共起ネットワーク分析結果
３．地域別の子育て支援事業の効果と課題に関するカテゴリー関連図
第５節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64

第４章　消滅可能性自治体にある認定こども園の事例分析・・・・・・・・・・・・・・・65
第１節　対象と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
第２節　結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
１．認定こども園全国調査による特徴的な記述
２．先行事例 3 園の調査結果
第３節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79

第５章　消滅可能性自治体における子育て支援事業の条件組み合わせ・・・・・・・・・・81
第１節　対象と方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
１．調査対象
２．分析方法
３．変数の設定
４．倫理的配慮
第２節　結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84
１．子育て支援事業の概要
２．地域の実情に応じた子育て支援を実現させるための条件
３．有効な条件組み合わせが成立する背景や要因
４．有効な条件組み合わせが揃っていない園の実現しにくい要因
第３節　小括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・97

第６章　総合考察　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・99
第１節　人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の課題・・・・・・・・99
１．認定こども園運営上の課題と影響

２．子育て支援事業の課題への対応
第２節　人口減少地域における子育て支援事業の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
１．子育て支援事業の効果と捉え方
２．子育て支援事業の内容と意義
３．先行事例３園の活動実態から得られる知見
第３節　人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の展開条件・・・・・107
１．有効な条件組み合わせと背景・要因
２．子育て支援ニーズの地域的特徴と子育て支援事業の役割

終章　結論と今後の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
第１節　結論　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
第２節　意義と限界・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
第３節　今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114

謝辞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115

注，引用・参考文献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・115
調査資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・128

序 章　研究の背景と目的

第 1 節　研究の背景

人口減少が進行している地域において，少子化は単なる出生数の減少にとどまらず，地域社会の担い手不足や生活基盤の不安定化，さらには医療・福祉，教育・保育，公共交通など生活インフラの維持が困難になるなど，地域全体に様々な影響を及ぼしている．このような人口減少は一時的な現象ではなく，多くの地域で現実のものとなっており，今後もその影響は広がっていくことが予想される．

また，人口減少は，地域の教育・保育環境にも大きな変化をもたらしている．子どもの数が減少するなかで，保育ニーズは量的には縮小し，既存の幼稚園や保育所の統廃合が進んでいる．その一方で，保護者の子育てに関する悩みや孤立感，家庭環境の多様化により，子育て支援へのニーズは複雑化・個別化しており，子どもが減少しても子育ての不安や困難が解消するわけではない．そのため，人口減少地域であっても，多様な子育て支援ニーズを受け止め，地域の実情に応じて柔軟に対応できる支援体制が求められていると言える．

こうした状況の中，教育・保育施設再編に伴って認定こども園への移行が進められ，地域によっては唯一の教育・保育施設となるケースも少なくない．そのため，認定こども園には教育・保育機能だけでなく，地域における子育て支援の拠点としての役割も期待されており，制度上も子育て支援事業の実施が位置づけられている．しかし，園に在籍する子どもとその保護者への支援は一定程度行われているものの，施設が主体となって地域における子育て支援を積極的に展開しているとは言い難い現状がある．また，「施設と協働で行事をしたい」，「子どもたちと交流したい」といった地域住民からの期待もみられるが，その潜在的な役割は十分に発揮されていないのではないかという疑問が本研究の出発点となっている．子どもが少なくなる地域であっても子育て支援ニーズを拾い，柔軟に対応できる受け皿が不可欠となっている．人口減少は，広範な地域で現実のものとなっており，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業を研究対象として，今後の教育・保育施設のあり方を検討することは意味があると考えた．

第 2 節　本研究の目的と研究枠組み

1. 本研究の目的と研究課題

本研究の目的は，人口減少の進行により地域における子育て支援体制の維持・充実が課題となる中，消滅可能性自治体にある認定こども園の子育て支援事業の現状分析を通して，人口減少地域における子育て支援事業を有効にするための展開条件を明らかにすることである．

以上の研究目的を達成するため，次の 4 点を研究課題とする．

＜研究課題 1＞認定こども園による子育て支援事業に関連する制度・政策等の動向を把握するとともに，人口減少の進行によって地域の子育て支援に生じる問題を明らかにする．

＜研究課題 2＞認定こども園全国調査から，消滅可能性自治体における認定こども園による子育て支援事業の効果と課題の構成要素を抽出する．

＜研究課題 3＞消滅可能性自治体にある認定こども園の子育て支援事業の具体的内容と地域において果たす意義を明らかにする．

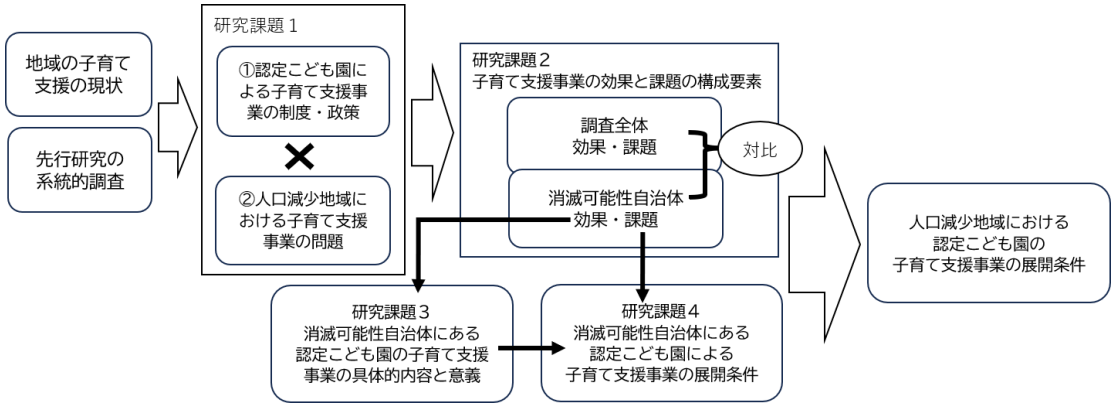
＜研究課題 4＞消滅可能性自治体にある認定こども園による子育て支援事業の展開条件を，条件組み合わせとその背景・要因を踏まえて明らかにする．

2. 研究の枠組み

本研究では，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の展開条件を明らかにするために，その調査対象として，人口減少の影響が顕著に現れている消滅可能性自治体を設定している．消滅可能性自治体は，自治体単位で人口動態が体系的に整理されており，地域範囲が行政区分として明確であるため，統計データの取得・比較が容易である．また，将来的な人口減少の深刻度が客観的指標として示されていることから，人口減少の影響が顕在化しやすい地域を選定でき,分析の焦点を明確に定めることが可能となる．これにより，人口減少地域が抱える課題や子育て支援のあり方を具体的に把握することができる調査対象となるためである．

そのことを前提に，本研究では，まず，制度・政策の動向や先行研究を踏まえ，人口減少地域における子育て支援事業の問題を整理する．次に，認定こども園全国調査の分析を通して，消滅可能性自治体における認定こども園による子育て支援事業の効果と課題の構成要素を抽出し，効果については子育て支援事業の意義を，課題については子育て支援事業を展開するための条件を明らかにし，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の展開条件について考察する．

以上の分析を統合することにより，認定こども園による子育て支援事業の展開条件を導き出す．本研究では，研究課題に基づいた研究の枠組みを図序－1 のように示す．



図序－1　研究の枠組み

認定こども園による子育て支援事業の制度・政策の動向（研究課題 1-①）と人口減少地域における子育て支援の問題（研究課題 1-②）をふまえ，子育て支援事業の効果と課題の構成要素（研究課題 2），子育て支援事業の意義（研究課題 3）を整理し，消滅可能性自治体にある子育て支援事業による有効な展開条件（研究課題 4）について示唆を得る．

第 3 節　用語の定義

本研究において，「人口減少地域」，「消滅可能性自治体」，「子育て支援事業」，「展開条件」は，次の意味を持つ用語として扱う．

1.　人口減少地域

少子化や人口流出等により人口減少が進行し，地域における子育て支援の基盤や地域資源の維持が課題となっている地域を指す．過疎地，離島，へき地などに代表される「すでに子どもの数が減少し，保育の継続が困難になっている地域」に加え，地方部，都市部における「人口減少に入り，子どもの数が減りつつある地域」を指し（全国保育協議会 2023），次の消滅可能性自治体を含む．

2.　消滅可能性自治体

本研究では，人口減少の影響が顕著な自治体を捉える用語として，民間有識者で組織される「人口戦略会議」が令和 6（2024）年に発表した『地方自治体「持続可能性」分析レポート』での「消滅可能性自治体」を使用している．レポートで扱われている指標では，2020 年から 2050 年までの 30 年間で，20～39 歳の女性人口（若年女性人口）が 50%以上減少すると推計されており，消滅可能性自治体は 744 自治体が該当するとされた（人口戦略会議 2024）．

本研究では，人口減少地域を研究対象として位置づける一方，その具体的な分析対象と

して消滅可能性自治体に所在する認定こども園を調査対象とした．消滅可能性自治体は，人口減少や高齢化の進行による影響が顕在化している地域であり，人口減少地域における子育て支援事業の展開条件を検討する上で有効な分析対象であると判断した．

3.　子育て支援事業

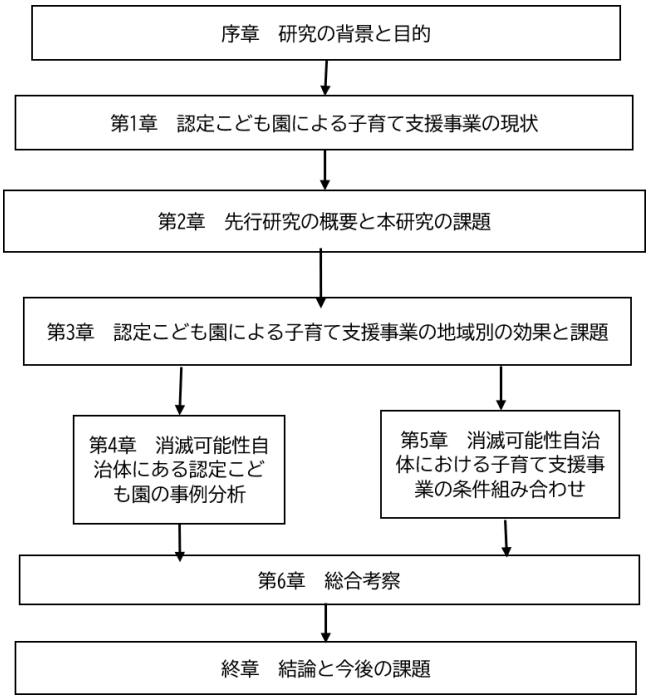
認定こども園法施行規則第 2 条では，認定こども園による「①相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援」，「②地域の家庭に対する情報提供・相談支援」，「③一時預かり的な事業」，「④子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整」，「⑤地域子育て支援者に対する情報提供・助言」と明記されているが，それ以外の地域の実情に応じた取り組みも必要であると捉えているため，法定の子育て支援事業に加え，認定こども園が独自で取り組む制度･制度外の活動を含んで表記する．

4.　展開条件

地域における子育て支援の問題を解決するために，認定こども園が発展的に事業展開するための条件組み合わせを指す．

第 4 節　論文の構成

本論文の構成は，図序-2 の通り，序章と終章を含めた全 8 章で構成する．



図序－2　本論文の構成

序章では，研究の背景と目的，問題意識，目的と方法，用語の定義，論文の構成について述べている．

第 1 章では，認定こども園と子育て支援事業に関わる制度的背景と現状を整理する．具体的には，第 1 節では人口減少地域の形成と背景，第 2 節では少子化の進行による保育ニーズの変化や教育・保育施設の再編の動向，第 3 節では認定こども園法の成立と変遷，第 4 節では認定こども園による子育て支援事業の位置づけを概観し，第 5 節では人口減少地域における認定こども園と子育て支援事業が直面する課題を明らかにする．

続く第 2 章では，子育て支援事業に関する先行研究の概要を整理し本研究の課題を示す．第 1 節では認定こども園による子育て支援事業に関する研究を示し，第 2 節では子育て支援事業の展開条件に関する研究，第 3 節では人口減少地域にある認定こども園と子育て支援事業に関する研究を整理し，第 4 節では先行研究の到達点と限界を整理し，本研究の課題を明確化する．

第 3 章では，認定こども園による子育て支援事業の展開における効果と課題について，日本保育学会課題研究委員会が 2018 年に実施した調査による全国調査データと消滅可能性自治体データを対比させて分析し，消滅可能性自治体の子育て支援事業の実施状況やその特徴を把握する．第 1 節～第 3 節までは，分析対象データと分析方法を述べる．第 4 節では調査結果を全国調査データと消滅可能性自治体のデータを対比して示し，第 5 節で小括する．

第 4 章では，消滅可能性自治体に所在する認定こども園を対象に，子育て支援事業の実践事例を分析する．第 1 節では調査対象と方法を示し，第 2 節では全国調査データから抜粋した実践事例と『認定こども園における子育て支援事業事例集』(2020) に示された 3 つの事例分析を行い，第 3 節では第 3 章で導き出した子育て支援事業の効果を踏まえて小括する．

第 5 章では，消滅可能性自治体にある認定こども園の独自調査で抽出した事例をもとに，子育て支援事業を有効に展開するための条件について分析する．第 1 節に調査対象と方法を説明し，第 2 節では分析結果を提示，第 3 節において小括する．

第 6 章では，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の課題(第 1 節)，人口減少地域における子育て支援事業の意義 (第 2 節)，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の展開条件（第 3 節）について論じる．

終章では，研究課題に対する結論を第 1 節でまとめ，続く第 2 節で意義と限界を明示する．そして，第 3 節において今後の課題を提示する．

第１章　認定こども園による子育て支援事業の現状

第１章では，人口減少地域をめぐる社会的背景を踏まえた上で，保育ニーズ減少における認定こども園と子育て支援事業の制度的背景と実態を整理する．具体的には,『保育所等関連状況取りまとめ』（こども家庭庁）等をもとに保育ニーズの変化と教育・保育施設再編の動向を把握し，認定こども園法および子ども・子育て支援制度から「認定こども園による子育て支援事業」の制度的位置づけを明らかにする．さらに,『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』等に基づき，教育・保育施設の子育て支援事業の内容と役割を整理する．これらを踏まえ，人口減少地域にある認定こども園による子育て支援事業の必要性と直面している課題について述べる．

第１節　人口減少地域の形成と背景

日本の人口は，少子高齢化の進行に伴い人口減少が続いている．総務省によれば，2008年の約１億2,800万人をピークとして減少に転じており，現在は本格的な人口減少社会を迎えている．2026年5月に総務省が公表した2025年の国勢調査の速報値では，日本の総人口は１億2305万人となっており,前回調査した2020年の調査から309万7千人(2.5%)の減少である．

人口減少の背景には少子化の進行がある．合計特殊出生率は1970年代半ば以降，人口置換水準を下回る状況が続いており，未婚化・晩婚化の進行，仕事と家庭の両立の難しさなどを要因として出生数は長期的な減少傾向にある．近年では，非正規雇用の増加や所得格差の拡大が若年層の結婚や出産に対する経済的不安を高めており，生活基盤が不安定な状況では安心して子どもを産み育てることが難しいことも指摘されている．

また，人口減少は出生数と死亡数の差による自然減に加え，地域間の人口移動による社会減と同時に進行している．人口減少を地域別にみると，東京圏を中心とした都市部への人口集中が継続しており，進学や就職を契機として多くの若年層が地方部から都市部へ移動している．特に若年女性の流出は出生数の減少にも影響し，人口減少をさらに加速させる要因となっている．

このような少子化は単に出生数が減る現象にとどまるものではない．地域社会を支える担い手の減少をもたらし，教育・保育，医療，福祉，公共交通など生活基盤を維持することが困難となることで，住民の生活のしづらさを生み出している．また，十分な生活環境や就業機会が得られなくなると，さらに若年層の都市部への人口流出を促し，地方における社会減を加速させる要因となっている．こうした人口流出は，地域経済の縮小や地域産業の担い手不足を招くとともに，学校や教育・保育施設の統廃合など，地域インフラへの影響にもつながり，地方の衰退を一層深刻化させている．

人口戦略会議（2024）は，若年女性人口の減少に着目した「消滅可能性自治体」を公表

し，将来的に地域社会や行政サービスの維持が困難となる自治体の存在を指摘した．人口減少地域の課題は，自然減への対応だけでは解決できるものではなく，若年層の定住や移住を促進し，社会減をいかに食い止めるかが重要な課題となっている．地域住民の生活を支える教育・保育の生活基盤を維持し，持続可能な地域社会を形成していくことが求められている．現在，こうした課題は過疎地域が先行して顕在化しているものの，人口減少は全国的に進行しており，将来的には他の地域においても同様の課題に直面することが予想される．そのため，人口減少地域の課題に焦点を当て，地域における教育・保育施設や子育て支援の在り方を検討することは，全国的な人口減少社会への対応を考える上でも重要な意義を有すると考えられる．

第 2 節　保育ニーズ減少による教育・保育施設の再編と多機能化

1. 保育ニーズ減少による教育・保育施設の再編

近年，少子化の進行に伴い，多くの自治体において保育ニーズの減少が顕在化してきており，今後の教育・保育施設のあり方や，保育・幼児教育に関わる専門職のあり方が問われるようになってきた（厚労省 2021）．特に，地方部では，出生数の継続的な低下や転出超過による人口減少が教育・保育施設の定員割れを引き起こし，安定的な運営が困難になる施設や，統廃合等が必要となる施設が出てきている．都市部では待機児童対策の進展により保育所等の利用率が上昇し，受け皿の整備が進んでいる（図 1-1）．これに対して，過疎地域では保育所等の利用児童数の減少に伴い定員充足率が低下しており，保育需要の縮小という異なる課題が生じていることが明らかである（図 1-2）．



図 1-1　保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移

出典：保育所等関連状況取りまとめ（令和 6 年 4 月 1 日）及び「新子育て安心プラン」集計結果

『人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査』（令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によれば，人口減少の影響下にある市町村において，定員割れによる保育所の運営が困難な状況が相対的に顕著であること，保育所の統廃合が行われた（予定を含む）割合が相対的に高いことが示されている．また，保育所の統廃合の理由として特徴的な項目に，「認定こども園に統合することで多機能化を図るため」「定員割れの施設を統廃合し，定員充足率をあげるため」があげられている．

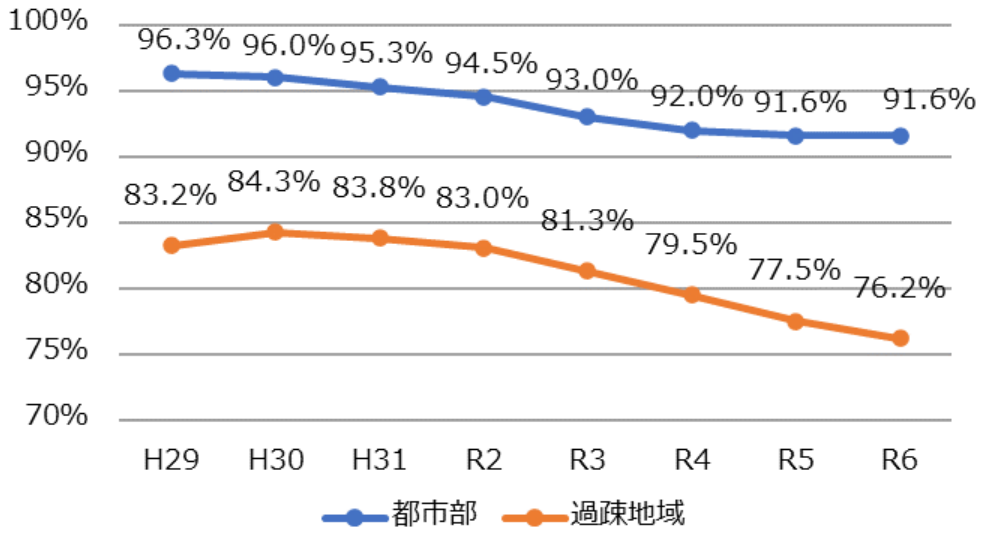
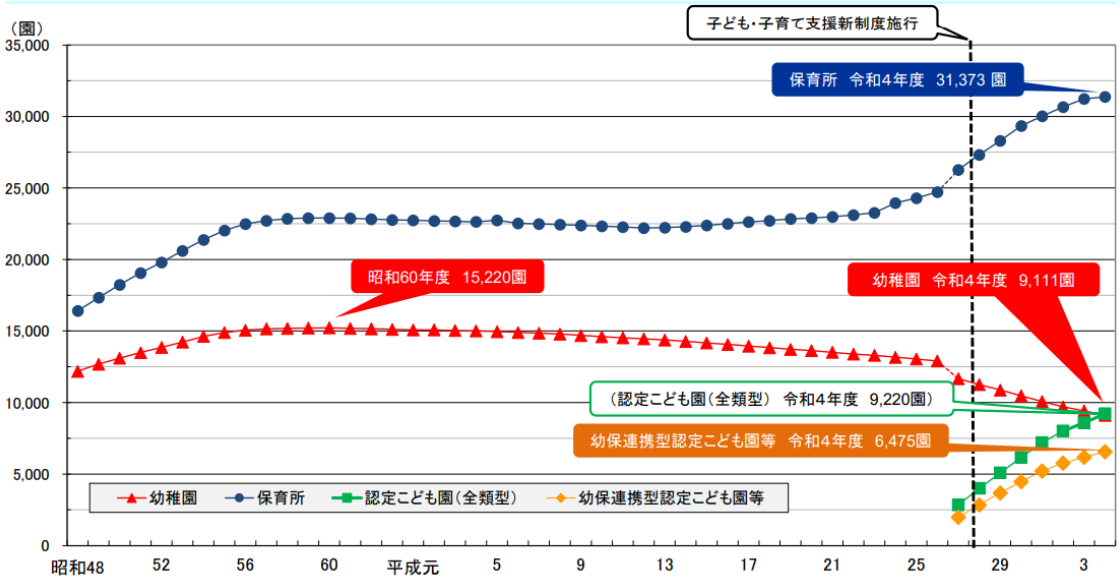


図 1-2　定員充足率，保育ニーズの年次推移

出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

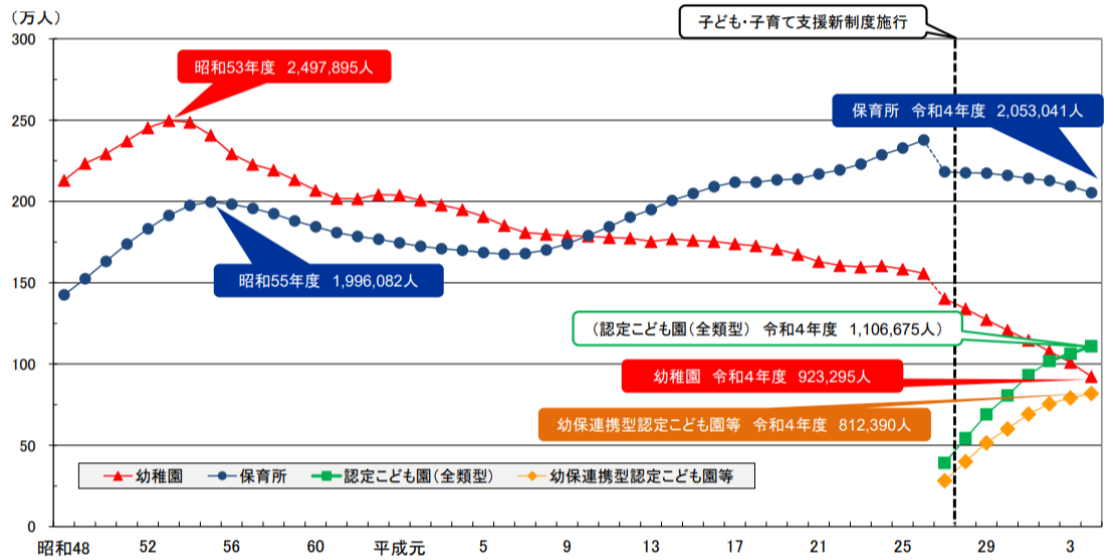
また，保育所，幼稚園，認定こども園の施設数の経年変化（図 1-3）をみると，保育所の数は一貫して増加傾向にあり令和 4（2022）年度には 31,373 園に達しており，幼稚園は昭和 60 年度（15,220 園）をピークに減少が続いている．認定こども園は，平成 27（2015）年に施行された子ども・子育て支援新制度以降，幼稚園の数を上回り，急速に増加していることがわかる．合わせて，幼稚園・認定こども園・保育所の在園者数年次比較（図 1-4）も同様の傾向がみられる．幼稚園の利用者数は，昭和 53（1978）年度の 2,497,895 人をピークに，長期的な減少傾向が続いており，令和 4 年度には 923,295 人まで落ち込んでいる．また，保育所の利用者数は，昭和 55（1980）年度に一度ピークを迎えた後，緩やかに減少したが，平成に入り共働き世帯の増加に伴い再び上昇，平成 27 年以降は保育園の整備や認定こども園への移行により減少に転じている．認定こども園の利用者数は，平成 27 年度以降，急激に伸びており，令和 4 年度には 1,106,675 人に達し，幼稚園の利用児童数を上回った．これらのことから，既存の保育園や幼稚園が認定こども園へ移行していることにより，全国的に教育・保育施設の再編が進んでいることが分かる．また，教育・保育の受け皿として認定こども園が有力な選択肢になっていることがわかる．



（注）・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年４月１日現在）より（※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月１日現在）より推計。）

図 1-3　幼稚園・認定こども園・保育所　施設数年次比較

出典：令和５年度こども家庭庁における保育行政の動向と課題（こども家庭庁）

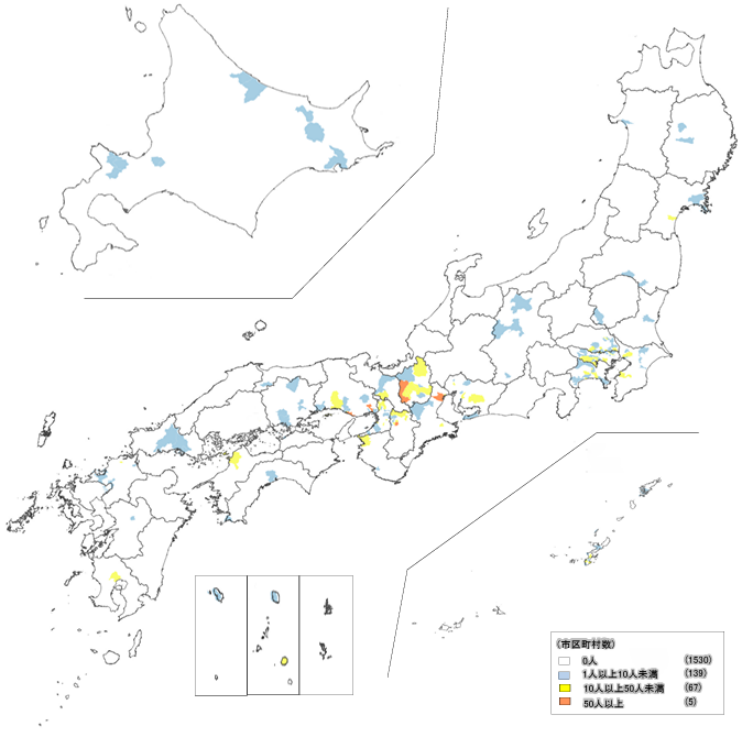


（注）・幼稚園には幼稚園型認定こども園を保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在※速報値）より。
・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年４月１日現在）より（※平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月１日現在）より推計。）。なお、保育所型認定こども園の1号認定子ども（10,443人（令和3年4月1日現在・「認定こども園に関する状況について」より））は含まれていない。

図 1-4　幼稚園・認定こども園・保育所　在園者数年次比較

出典：令和５年度こども家庭庁における保育行政の動向と課題（こども家庭庁）

続いて，全国の市区町村および都道府県別の全国待機児童マップ（図 1-5）をみると，全国的な待機児童問題が保育制度の課題とされていた時期に比べて，特定の地域に集中する局所的な課題へと移行したことがわかる．令和 7（2025）年 4 月 1 日時点の全国の待機児童総数は 2,254 人であるが，市区町村単位での分布を確認すると，全 1,741 自治体のうち 87.9%に相当する 1,530 自治体において待機児童数が「0 人」となっている．保育園の整備，認定こども園への移行，小規模認可保育所の創設など，待機児童対策の効果の表れであると捉えられるが，地域によっては少子化の進行による影響が顕著になっていることがわかる．



都道府県	待機児童数	待機児童率	参考 (R6) 待機児童数	参考 増減
	人	%	人	人
北海道	34	0.04	28	6
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	5	0.02	22	▲ 17
宮城県	17	0.04	18	▲ 1
秋田県	5	0.03	2	3
山形県	0	0.00	0	0
福島県	5	0.01	17	▲ 12
茨城県	1	0.00	4	▲ 3
栃木県	3	0.01	0	3
群馬県	0	0.00	12	▲ 12
埼玉県	208	0.14	241	▲ 33
千葉県	91	0.07	83	8
東京都	339	0.11	361	▲ 22
神奈川県	138	0.08	188	▲ 50
新潟県	0	0.00	0	0
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	0	0.00	0	0
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	10	0.02	30	▲ 20
岐阜県	0	0.00	1	▲ 1
静岡県	0	0.00	16	▲ 16
愛知県	51	0.03	57	▲ 6
三重県	84	0.22	108	▲ 24
滋賀県	335	0.87	353	▲ 18
京都府	15	0.03	14	1
大阪府	194	0.10	111	83
兵庫県	199	0.17	256	▲ 57
奈良県	186	0.69	135	51
和歌山県	53	0.29	22	31
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	0	0.00	0	0
岡山県	22	0.05	31	▲ 9
広島県	0	0.00	0	0
山口県	9	0.03	14	▲ 5
徳島県	0	0.00	0	0
香川県	1	0.00	3	▲ 2
愛媛県	13	0.05	0	13
高知県	10	0.06	5	5
福岡県	29	0.02	57	▲ 28
佐賀県	8	0.04	6	2
長崎県	0	0.00	0	0
熊本県	4	0.01	4	0
大分県	0	0.00	0	0
宮崎県	0	0.00	0	0
鹿児島県	14	0.04	12	2
沖縄県	171	0.29	356	▲ 185
計	2,254	0.08	2,567	▲ 313

※ 待機児童率＝待機児童数／申込者数

図 1-5　令和７年４月１日 全国待機児童マップ（市区町村別）

出典：「保育所等関連状況取りまとめ（令和７年４月１日）」（こども家庭庁）

特に，過疎地域が少子化による影響を顕著に受け，教育・保育施設の再編が進んでいるが，過疎地域以外の自治体においても現在進行形で少子化による影響を受け，教育・保育環境が変化している．子どもが減少するほとんどの地域においては，「保育の実施義務」の観点から教育・保育施設へ入園する保育ニーズに応えるとともに，それ以外の子育てに関する支援を地域の実情に応じて実施できる施設のあり方が問われている．

2. 多機能化が求められる教育・保育施設

（１） 共働き家庭の増加

令和 4 年版厚生労働白書の「共働き等世帯数の年次推移」によると，2021（令和 3）年時点において「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」が 566 万世帯になっているのに対し，「雇用者の共働き世帯」が 1,247 万世帯となっており，共働き世帯が多いことがわかる．同様に，「女性の就業率と保育園等の利用率の推移」では，女性の就業率に合わせて保育園等利用率（全体）も毎年増加傾向が続いている（図 1－6）．1997（平成 9）年時点の女性の就業率が 32%，保育園等利用率（全体）が 23%であったのに対して，2022（令和 4）年時点の女性の就業率は 79.8%，保育園等利用率（全体）は 50.9%となっており，家庭以外の場における保育等の支えが必要になっていることがわかる．特に，1・2 歳児の利用率では 56%となっている．核家族化によって，祖父母などの支援を受けにくい子育て家庭があり，教育・保育施設への入園だけではなく，一時預かり保育，延長保育，病児保育，相談支援などの子育て支援が必要なことがわかる．

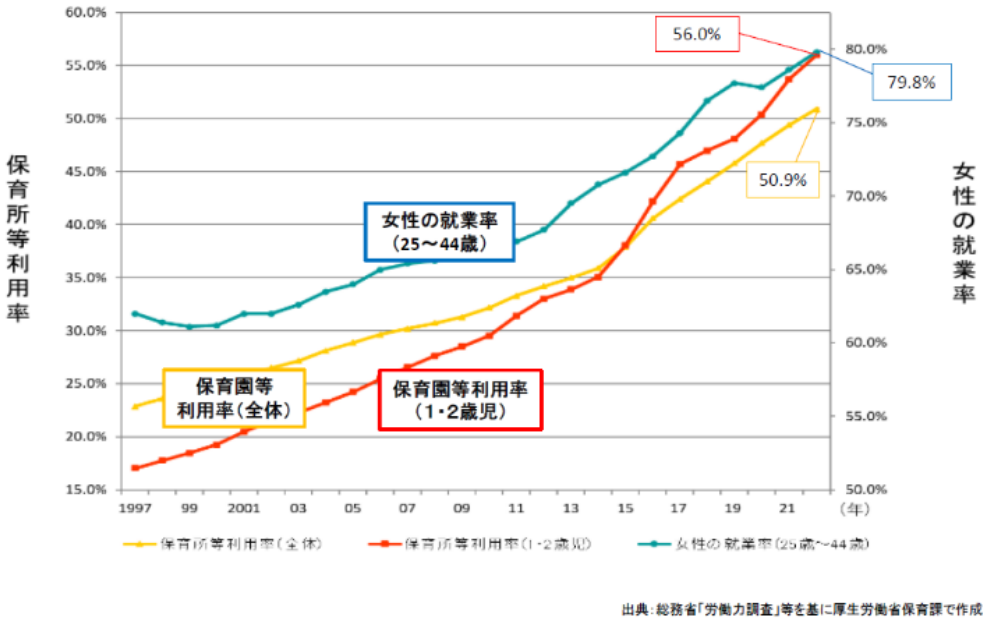


図 1-6　女性就業率（25～44 歳）と保育園等の利用率の推移（厚生労働省）

出典：令和 7 年度全国保育士養成協議会総会資料「保育行政の動向と課題」より

（２） 育児に困難を感じている保護者と未就園児の存在

年齢別の未就園児の割合（令和 5 年度）では，0 歳児（78 万人）の中の 83%，1 歳児（81 万人）の中の 46%，2 歳児（83 万人）の中の 39%が未就園児であり，3 歳以降は最も低い数値となっている（図 1－7）．3 歳未満児を自宅で養育している家庭の割合は過去に比べて低下しつつあるものの，保育園や認定こども園を利用せず，自宅で養育されている 0～2 歳

の未就園児は約 6 割いることが分かる．親子が教育・保育施設を利用するまでは，自宅等で養育しつつ，友人・知人との交流をするなどのインフォーマルな活動に参加するか，市町村の地域・子ども子育て支援事業のようなフォーマルな活動に参加・利用するかが考えられ，身近な地域における子育て支援の活動は大切になってくる．

一方，保護者が育児に不安や孤立感を抱えていることが分かっている．『妊婦や乳幼児とその保護者を取り巻く生活実態調査 調査結果報告書』(2023) では，妊婦および 0〜5 歳児の保護者約 2 万人にアンケート調査を行い，子育てに関する負担感を感じている人は全体の約 6 割，孤立感を感じている人は全体の約 2 割半ばだったことが明らかになっている．最も象徴的に取り上げられる児童相談所における児童虐待相談対応件数は多く 2024 年度は 22 万 3691 件であった．特に，虐待による乳児死亡率が高く，被虐待児の半数近くが就学前の児童であることを考えれば教育・保育施設に求められる役割は大きい．

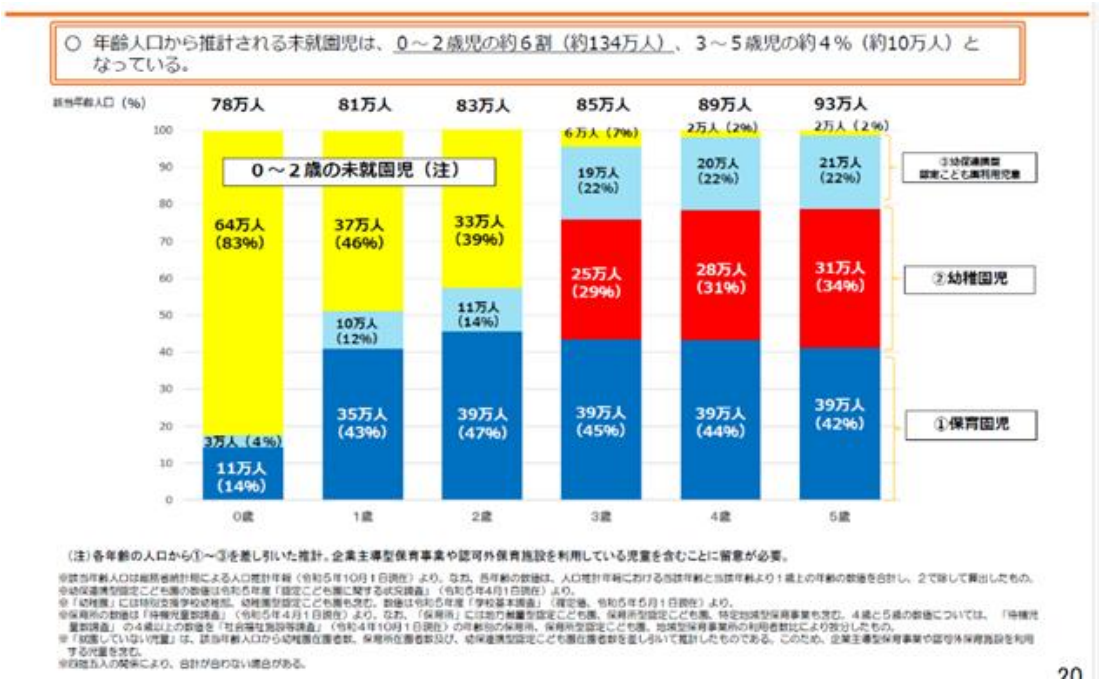


図 1-7　年齢別の未就園児の割合（令和 5 年度）

出典：令和 7 年度全国保育士養成協議会総会資料「保育行政の動向と課題」より

（3） 子育て支援ニーズの個別性と多様性

地域における子育て支援ニーズは多様であり，ニーズの個別性とともに専門性が問われる内容も問題となっている．厚生労働省によれば，2021 年度の児童相談所による児童虐待相談対応件数(速報値)は 20 万 7,659 件であり，過去最多を更新した(厚生労働省 2022a)．虐待による乳児死亡率が高く，被虐待児の半数近くが就学前の児童（厚生労働省 2022b）であることを考えれば，子どもとその保護者と接点がある教育・保育施設に求められる役

割は大きい．自治体の規模別にみると子育て支援ニーズの量としての差はあるが，ひとり親の家庭，外国籍の家庭，障害をもつ子どもを育てる家庭など，どの地域においても多様なニーズがあることが予想される．都市部だけではなく地方部においても，「未就園児」を養育する家庭の孤立が指摘されるとともに（厚生労働省 2021），子どもの疾病，障がいや不登校，いじめ問題など既存の仕組みでは対応出来ない事例が出てきている（西垣 2017）．

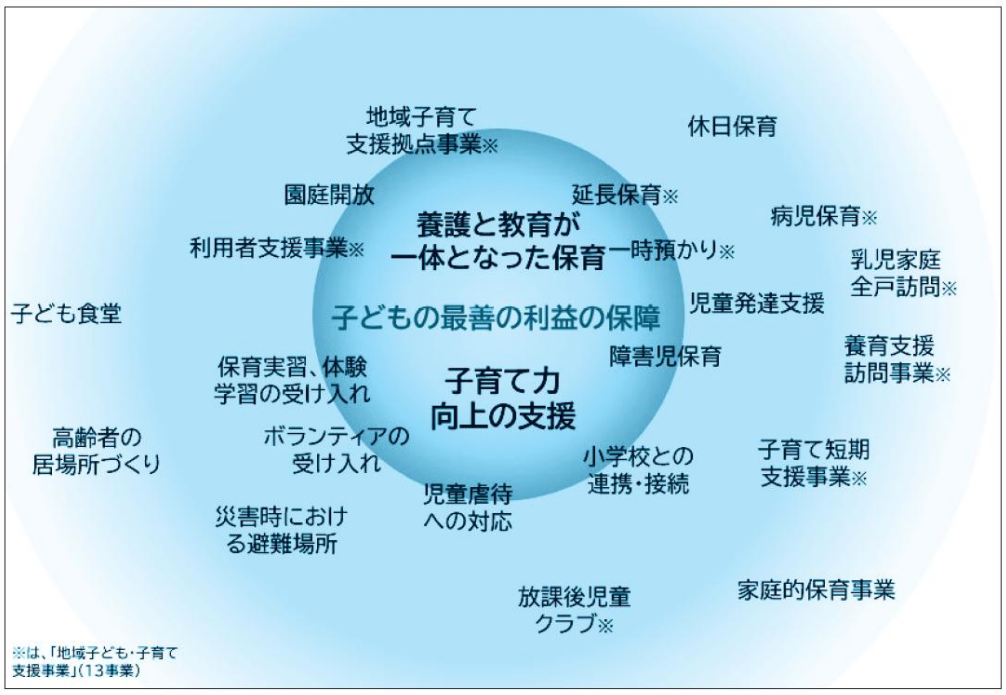
『令和３年度全国ひとり親世帯等調査結果報告』によると，ひとり親家庭の保育状況については，母自身が 16.3%，父自身が 5.5%となっており，就労と子育ての両立が難しいことがわかる．

『外国籍等の子どもへの保育に関する調査研究 報告書』によると，外国籍の家庭の保育の受け入れについては，アンケートに回答した市区町村 1,139 団体のうち 781 団体（68.6%）が外国籍等の子どもを受け入れていると回答している．また，同アンケートに回答した保育所等 10,821 件のうち 6511 件（60.2%）が外国籍等の子どもが在籍していると回答しており，多くの自治体で外国籍の子どもが保育所等に在籍していることがわかっている．日本全国の保育所等に在籍する外国籍の子どもは 22,589 名，国籍不明の子どもは 30,721 名である．保育所等のアンケートからは，「外国籍等の子どもや保護者の具体的な困りごとやニーズがわからない」といった子どもの保育に関する課題が上位にあげられている．

『保育所等における障害児に対する保育内容及び関係機関との連携状況等に関する調査』によると，障害をもつ子どもの受け入れについて，障害児を受け入れている保育所等は 71.4%，気になる子（発達課題のある子など）は 89.8%となっており，平均受入人数は，障害児約 3.7 人／園，気になる子約 23 人／園となっている．保育所等は，気になる子に対して支援の必要性を感じても，保護者と意見の相違があったり，積極的なアプローチをとらなかったりするなど対応に苦慮していることがわかっている．また，近年では医療的ケア児及びその家族に対する支援も求められるようになってきた．

このように，教育・保育施設内外に求められる役割は多様であり，それらのニーズを受け皿となれるかが今後の教育・保育施設のあり方を考える上で大切になってくる．全国保育協議会は，『全国保育協議会会員の実態調査報告書 2016』において，現在の保育所・認定こども園等の機能や果たしている役割を整理している（図 1 - 8）．中央の円内は「入所する子どもへの保育」，「その子どもの保護者への子育て力向上の支援」という保育所・認定こども園等が基本的に行っている機能を示しており，その周辺は基本的な機能を生かして行っている事業や取り組みを示している．

特に，教育・保育施設の中でも，2006 年度に創設された幼保連携型認定こども園は，本体施設の保育・教育だけではなく，地域の実情に応じた子育て支援をすることが義務とされており，地域の多機能拠点となることが期待されている．次節では，認定こども園が出来てきた背景と制度的位置づけについて整理する．



※　認定こども園では、地域子育て支援に取り組むことが義務化。保育所では令和４年の改正児童福祉法で、地域住民に対する保育に関する情報提供が義務化（令和６年４月１日施行）。

図１-８　保育所・認定こども園等の機能や果たしている役割の一例

出典：全国社会福祉協議会・全国保育協議会「人口減少地域における保育課題と対応」より

第３節　認定こども園の誕生と変遷

1. 誕生の背景と経緯

認定こども園は，2006 年 6 月に「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下，認定こども園法という）が成立し，誕生した．この制度は，教育と保育の一体的な提供を可能にし，地域における子育て支援としての機能をもつ施設として位置づけるためにつくられた．全国認定こども園協会は，認定こども園が誕生した背景と要因について，下記の 4 つに整理している（全国認定こども園協会 2022）．

一つ目は，保育ニーズの変化と幼保の偏在があったことである．少子化や女性の就業率上昇，家族形態の変化などによるニーズに対して，各地域で幼稚園ニーズと保育所ニーズの棲み分けでは解決できない状況がみられた．特に，幼稚園ニーズの減少による地方の就学前施設の不足があげられる．『令和元年度幼児教育実態調査』（文部科学省）によると，保育所がない市町村が 8.5%であったのに対し，幼稚園がない市町村は 31.1%となっていた．

二つ目は，幼稚園と保育所の機能が接近していたことである．保護者の就労形態が多様化したことによって，幼稚園における預かり保育のニーズが高まり，結果的に保育園と変

わらない施設となったことがあげられる．文部科学省は，1997（平成 9）年度予算に「預かり保育推進事業」を初めて盛り込み，幼稚園の預かり保育を拡充し，保育所並みの保育時間・日数を実現する幼稚園が増加した．一方，保育所も延長・休日・一時保育などの特別保育を展開し，多様な就労形態に応じる体制を整えてきた．さらに，保育所と幼稚園の連携を促進する観点から，保育士資格と幼稚園免許状の併有を進めたため，両者の実質的な役割が重なってきた．

三つめは，幼保を超えた子育て支援の拡充が求められるようになったことである．子育てを社会全体で支援することが求められるようになり，幼稚園においても保育園と同じ子育て支援が児童福祉法上位置づけられるようになった．エンゼルプラン（1994 年策定）や新エンゼルプラン（1999 年策定）を通じて，総合的な対策が講じられるようになり，「幼稚園における教育相談や各種講座の開催など，幼稚園を核とした子育て支援事業を推進する」(エンゼルプラン),「地域における子育て支援の一環として, 預かり保育や子育て相談・情報提供，園庭・園舎の開放，未就園児の親子登園など，幼稚園における子育て支援の充実」（次世代育成支援対策推進法）が示されるなどの動きが出てきた．

四つ目は，地方分権・規制改革によって総合施設構想が出てきたことである．幼稚園と保育園の施設・設備基準の統一，資格・配置基準の統一，入所対象の統一など，幼稚園と保育園の制度を弾力的に運用出来るようになったことがあげられる．地方分権推進委員会が提言した第 1 次勧告「少子化時代における幼稚園・保育所の連携強化及び施設の総合化」（1996）を受け，文部科学省と厚生労働省は，認定こども園法の基準作りの一部となった「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」(1998) を通知する．この通知では,「多様なニーズに的確に対応できるよう，幼稚園と保育所の施設・運営の共用化，職員の兼務などについて地域の実情に応じて弾力的な運営を図り…中略…有効利用が図られることを目的とする」として以下の 6 点を示した．

- ○ 幼稚園及び保育所について，保育上支障のない限り，その施設及び設備について相互に共用することができる．
- ○ 共用化された施設について必要とされる基準面積は，原則として，それぞれ幼稚園設置基準, 児童福祉施設最低基準により幼児数を基に算定するものとする．ただし，この方法によることが適切でないと認められる場合には実情に即した方法により算定するものとする．共用部分については，原則として幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して管理する．
- ○ 幼稚園と保育所が共用化されている施設における職員の数については，それぞれ幼稚園設置基準，児童福祉施設最低基準により算定するものとする．
- ○ 幼稚園及び保育所に備えられている園具・教具・用具について，幼稚園及び保育所は相互に使用することができる．

○　幼稚園と保育所が共用化されている施設においては，教育・保育内容に関し，合同で研修を実施するように努める． ○　施設整備の維持保全，清掃等の共通する施設管理業務について一元的な処理に努める．

出典：厚生労働省・文部科学省「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」（1998）

瓜生・川端は，第 1 次勧告（1996）で示された地域の実情に応じた幼稚園・保育所の共有化等の弾力的運用について，地方レベルで「進展し始めていた『幼保一体型施設』の取り組みー過疎化・少子化問題に国レベルより早く対応し始めていた現実的な二元化打開策ーに着目したものであった」としている（瓜生・川端 2008：84）．

また，2001（平成 13）年に発足した総合規制改革会議がまとめた第 2 次答申案では，幼稚園，保育所の施設の共用化が増える中，行政の補助金の関係から施設の一体的な運営が行いにくい現状が示され，「幼稚園教諭免許・保育士資格の相互取得の促進」や「幼稚園と保育所の一体的運営の推進」が提言された．その後，単に両者の併設と連携を推進することにとどまらず，「幼児教育・保育サービスを総合的に提供する機関」として，同一の設置主体・施設・職員による運営が可能な幼保一元化を実現する構想が示された．そして，「骨太の方針 2003」では，「新しい児童育成のための体制の整備」として総合施設構想が初めて打ち出された．これらを受け，2003 年総合規制改革会議は，第 3 次答申の中で総合施設について，「必要な法整備を行うことも含め様々な準備を行い，平成 18 年度から本格実施を行う」ように要請，地方分権改革推進会議においても「幼稚園・保育所制度の一元化」が大きく取り上げられた．文部科学省と厚生労働省は，総合施設構想の具体的な検討に入ることになった．

2. 認定こども園の誕生と意義

2004(平成 16)年，文部科学省は中央教育審議会幼児教育部会において，厚生労働省は社会保障審議会児童部会において，それぞれ総合施設のあり方をめぐって論議を開始した．しかし，両省の制度的な整合性が求められることから，同年 5 月から両部会による合同検討会議が設けられ，計 6 回の会議を開き，8 月に中間まとめ，12 月に審議のまとめ(最終報告）がとりまとめられた．最終報告によると，就学前の教育・保育をめぐる課題については，①子どもを取り巻く環境の変化と子どもの育ち，②少子化の進行に伴う集団活動や異年齢交流の機会の不足，③就業形態やライフスタイルの多様化による多様な教育・保育ニーズへの対応，④子育てを取り巻く環境の変化と家庭や地域の子育て力の低下，⑤仕事等と子育ての両立支援，⑥幼稚園・保育所をめぐる諸課題の 6 つに整理された．特に，幼稚園・保育所をめぐる諸課題については，地域の課題や親の幼児教育・保育のニーズが多様

化する中で「既存の制度の枠組みによる連携だけでは，必ずしも柔軟に対応できない」と指摘され，幼保を超えた対応の必要性が説かれた．そして，具体化の方向性として「幼児教育の観点」と「次世代育成支援の観点」を重視した上で国の政策動向と地域が自主性をもって柔軟に対応できる「新たなサービス提供の枠組み」の提示が示されたのである．総合施設構想は，ハード的な施設のことではなく，就学前の教育・保育を一体として捉えたサービスを総合的に提供する仕組みを意味していた(全国認定こども園協会 2022)．また，既存施設からの転換や既存施設の有する機能を互いに生かしつつ連携することが示されており，「積極的に施設の新設を意図するものではない」としている．

総合施設の基本的な機能については，親の就労の有無・形態等で区別せずに子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供することを基本としつつ，「地域の実情等に応じて，在宅を含め地域の子育て家庭に対し，子育てに関する必要な相談・助言・支援を行うとともに，これらの地域の親子がだれでも交流できる場を提供する」という子育て支援機能ももつとしていた（全国認定こども園協会 2022：11)．

総合施設に関する審議を踏まえて，文部科学省と厚生労働省は 2005(平成 17)年度から全国 35 か所で総合施設モデル事業を実施し，総合施設モデル事業評価委員会を設け，総合施設の具体的なあり方を検討した．最終的に，下記 4 つの実施形態となった．

幼保連携型	幼稚園と保育所が連携し一体的な運営を行うことで総合施設としての機能を果たすタイプ
幼稚園型	幼稚園が機能を拡充させることで総合施設としての機能を果たすタイプ
保育所型	保育所が機能を拡充させることで総合施設としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園・保育所のいずれの認可もないが，地域の教育・保育施設が総合施設としての機能を果たすタイプ

総合施設モデル評価委員会は，2006（平成 18）年 3 月に「総合施設モデル事業の評価について」の最終まとめを行い，総合施設は「親の就労の有無・形態等で区別することなく，すべての子育て家庭に対する支援を行う機能を備えるもの」であり，「こうした機能を備えたサービス提供の枠組み」であることを明らかにしている．そして，職員配置や職員資格，施設設備，教育・保育の内容，保育者の資質向上，子育て支援，管理運営などについて，基本的考えを示し， 国が一定の指針を策定するように求めた．

文部科学省と厚生労働省は総合施設に関する法案を整備し，2006 年 3 月の閣議決定を経て，認定こども園法が 2006 年 6 月に成立，同年 10 月から施行されることになった．同法は，幼稚園，保育所，幼保連携施設が実施する場合をそれぞれ書き分けた上で，①認定こ

ども園の「認定」は都道府県知事が行うこと，②文部科学大臣と厚生労働大臣が定める基準を参酌して都道府県が条例で認定基準を定めること，③子育て支援事業を適切に実施することを基本的要件として定めた．

このような経緯から認定こども園は，「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」をもつだけではなく，「地域における子育て支援を行う機能」[1] も合わせ持つことが認可・認定の条件となった（図 1－9）．また，2017（平成 29）年に公示された『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』では，「在園児および地域の保護者に対する子育ての支援」が義務づけられ，「地域資源の充実」（橋本 2015）や制度外型の（サービスを行う）施設（山縣 2021）として，地域の多機能拠点として期待されることになった．

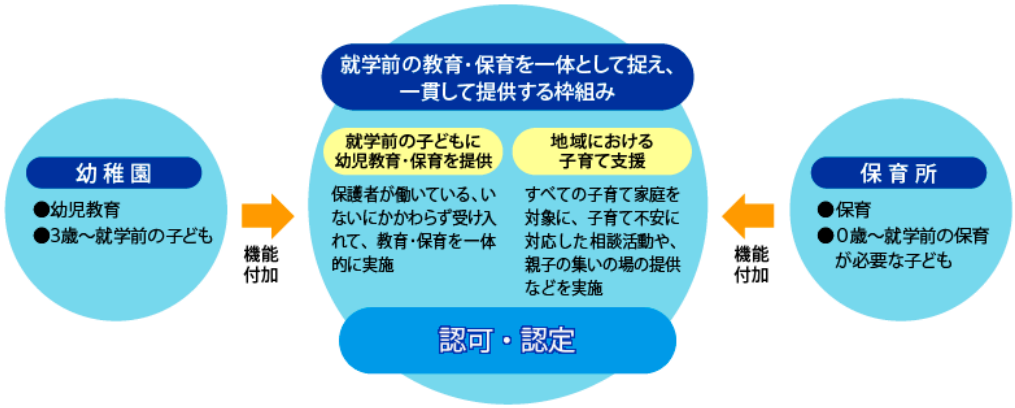


図 1－9　認定こども園の概要

出典：こども家庭庁ホームページより

山縣は，幼保連携型認定こども園の意義について，①待機児との関係，②地域子育て支援との関係，③過疎地の幼稚園問題をあげ，幼保一体化から幼保一元化への期待を述べている（山縣 2019）．また，総合機能をより効果的にするためには，①包括性，②総合性，③双方向性の 3 つの視点が求められるとしている（全国認定こども園協会 2022）．

3. 認定こども園の現状

認定こども園法成立以降，全国の認定こども園の数は年々増加しており（図 1-10），2025（令和 7）年 4 月時点で幼保連携型は 7,470 園，幼稚園型 1,637 園，保育所型 2,017 園，地方裁量型 88 園，合計 11,212 園となっている（表 1-1）．特に，幼保連携型認定こども園が最も多くを占め，全体の約 67%を構成している．公私の種別は，国立 1 園，公立 1,652 園，私立 9,559 園となっている．

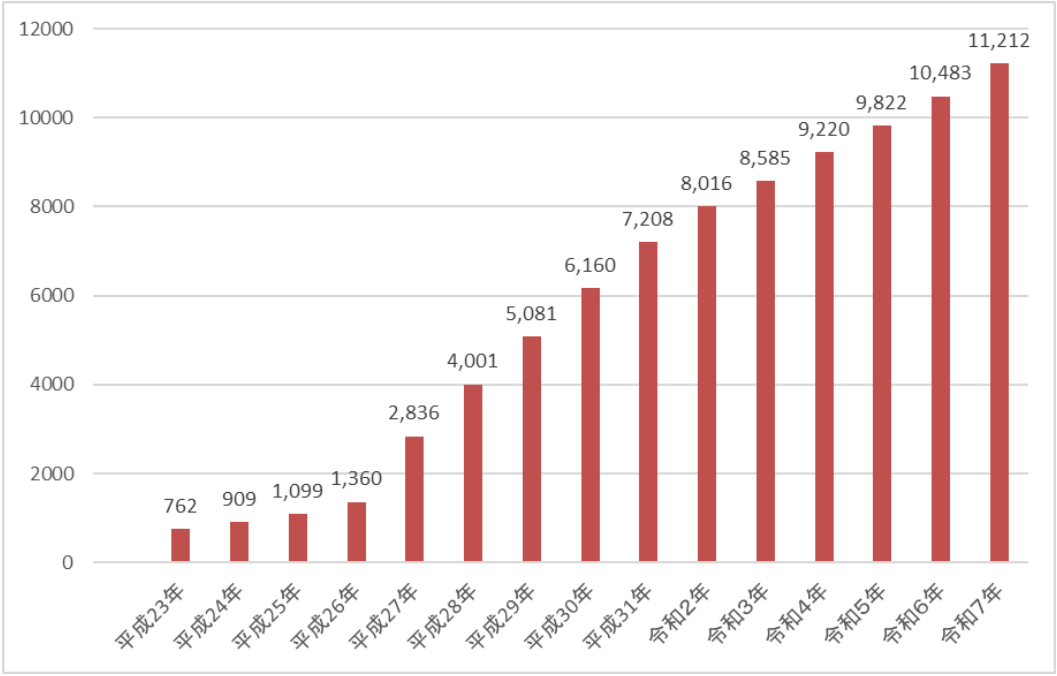


図 1−10　認定こども園数の推移

出典：こども家庭庁「認定こども園に関する状況について（令和７年４月１日現在）より」

表１－１　公立・私立別園数

公私の別	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	合計
国立	1	0	0	0	1
	(1)	0	0	0	(1)
公立	1,061	155	434	2	1,652
	(1,012)	(134)	(418)	(2)	(1,566)
私立	6,408	1,482	1,583	86	9,559
	(6,123)	(1,372)	(1,336)	(85)	(8,916)
合計	7,470	1,637	2,017	88	11,212
	(7,136)	(1,506)	(1,754)	(87)	(10,483)

出典：こども家庭庁「認定こども園に関する状況について（令和７年４月１日現在）より」

認定こども園への移行前の施設種別では，移行元として認可保育所（438 件）が最も多く，次いで幼稚園（223 件）となっている（表 1−2）．類型別に見ると，幼保連携型は認可保育所からの移行が最多であり，幼稚園型は主に幼稚園から，保育所型は主に認可保育所から移行している．全体として，既存の認可施設をベースに，幼保の機能を統合・拡充する形で認定こども園への再編が進んでいる実態が裏付けられる．

表 1-2　認定こども園となる前の施設形態

類型	幼稚園	認可保育所	認可外 保育施設等	幼稚園＋認可保育所	幼稚園＋認可外保育施設等	新規開設	その他	合計
幼保連携型	76	185	0	35	0	17	4	317
	(51)	(182)	(1)	(48)	(1)	(31)	(2)	(316)
幼稚園型	144	2	0	7	0	0	0	153
	(130)	0	0	(1)	0	(1)	(1)	(133)
保育所型	3	251	0	4	1	7	1	267
	0	(202)	(1)	(4)	0	(5)	(8)	(220)
地方裁量型	0	0	0	1	0	1	1	3
	0	0	(1)	0	0	0	0	(1)
合計	223	438	0	47	1	25	6	740
	(181)	(384)	(3)	(53)	(1)	(37)	(11)	(670)

出典：こども家庭庁「認定こども園に関する状況について（令和７年４月１日現在）より」

入園児童数もまた年々増加傾向にあり，2024（令和 6）年度 4 月時点で 1,181,427 人になっている（表 1-3）．年齢別在籍園児数は，0 歳児 35,156 名，1 歳児 128,372 名，2 歳児 156,348 名，3 歳児 271,509 名，4 歳児 288,051 名，5 歳児 301,991 名となっている．全体の認可・認定を受けた利用定員は 1,468,029 名となっている．文部科学省が公表した 2025 年度学校基本調査の速報値によると，幼保連携型認定こども園の園児が過去最多を更新したことが分かった（文部科学省 2025）．

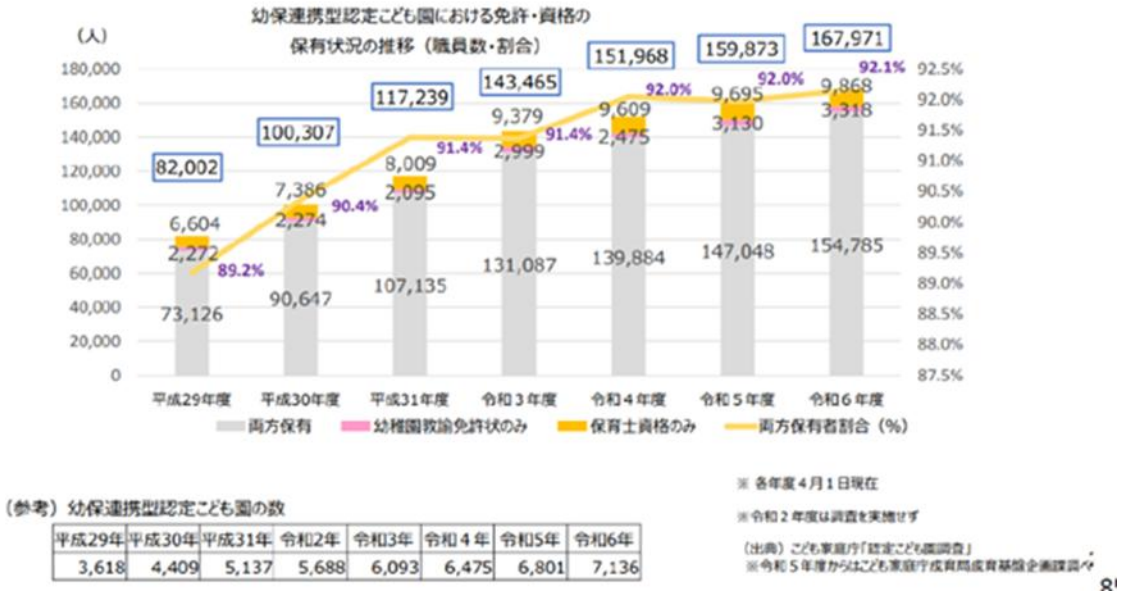
表 1-3　年齢別在籍園児数

類型	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
幼保連携型	28,085	101,626	123,246	193,932	199,376	208,047	854,312
	(27,395)	(99,135)	(119,728)	(189,366)	(199,568)	(209,063)	(844,255)
幼稚園型	729	6,112	9,480	50,343	52,637	57,547	176,848
	(684)	(5,595)	(8,654)	(47,335)	(52,777)	(56,788)	(171,833)
保育所型	7,711	26,093	30,762	38,332	38,301	39,017	180,216
	(6,939)	(23,167)	(27,328)	(33,633)	(34,446)	(34,846)	(160,359)
地方裁量型	130	457	600	1,119	1,068	1,166	4,540
	(138)	(475)	(638)	(1,175)	(1,260)	(1,294)	(4,980)
合計	36,655	134,288	164,088	283,726	291,382	305,777	1,215,916
	(35,156)	(128,372)	(156,348)	(271,509)	(288,051)	(301,991)	(1,181,427)

出典：こども家庭庁「認定こども園に関する状況について（令和７年４月１日現在）より」

幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況については，毎年幼保連携型認定こども園の数が増えるとともに，両方の免許・資格を取得する職員も増え，2024 年度は

167,971 名が保育士資格と幼稚園教諭免許状の両方を取得しており，両方保有者割合は92.1%となっている（図 1－11）.



（参考）幼保連携型認定こども園の数

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和４年	令和5年	令和6年
3,618	4,409	5,137	5,688	6,093	6,475	6,801	7,136

図 1-11　幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況の推移

出典：こども家庭庁「令和７年度 全国保育士養成協議会総会 保育行政の動向と課題」より

幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容については，『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』（以下『教育・保育要領』という.）で示されている.『教育・保育要領』は，『幼稚園教育要領』と『保育所保育指針』の両者の理念と内容を統合し，就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供することを目的としている．特に，幼保連携型認定こども園は，幼稚園と保育所の機能を制度的に融合させた唯一の形態であることから，国の定める共通の基準として，文部科学省・厚生労働省・内閣府の連携により作成されたことが特徴的である.『教育・保育要領』は，大きく以下の章立てで構成されている. 第 1 章「総則」，第 2 章「ねらい及び内容並びに配慮事項」，第 3 章「健康及び安全」，第 4 章「子育ての支援」である（表 1-3）.

表 1-4『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の目次

第 1 章　総則
第 1　幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
第 2　教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
第 3　幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
第 2 章　ねらい及び内容並びに配慮事項
第 1　乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
健やかに伸び伸びと育つ
身近な人と気持ちが通じ合う
身近なものと関わり感性が育つ

第 2　満 1 歳以上満 3 歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
健康
人間関係
環境
言葉
表現
第 3　満 3 歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容
健康
人間関係
環境
言葉
表現
第 4　教育及び保育の実施に関する配慮事項
第 3 章　健康及び安全
第 1　健康支援
第 2　食育の推進
第 3　環境及び衛生管理並びに安全管理
第 4　災害への備え
第 4 章　子育ての支援
第 1　子育ての支援全般に関わる事項
第 2　幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
第 3　地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

出典：『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』より

2017（平成 29）年の改定では，『幼稚園教育要領』，『保育所保育指針』，『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の 3 法令が初めて同時改定された．その最も中心となるテーマは，3 歳児以上の子どもが対象である「日本の幼児教育施設」として 3 施設を明確に位置付け，「保育・幼児教育の質と内容を揃えていこう」とする画期的なものであった（無藤・汐見 2017）．

子ども・子育て支援制度[2)]において，認定こども園の特徴を捉えるための視点は，①多様な就労形態に対応できる幼保一体化施設であること，②集団活動や異年齢交流の機会をつくること，③入園児減少による既存施設の有効活用をすること，④0～2 歳児を持つ親への支援ができることがあげられる（文科省・厚労省幼保連携推進室 2006）．認定こども園を整備することによって，都市部の待機児童問題を解消するための対策になるとともに，入園児が減少している保育所や幼稚園の施設再編策としての一面もある（本田・柏原 2020）．

このように，認定こども園は着実にその数を増やし，地域の子育て支援においても重要な役割を担いつつあるが，批判的意見も少なからずあり，課題が残されている．

4. 認定こども園法に対する批判的意見

2006（平成 18）年に導入された認定こども園法は，幼稚園と保育所の機能を統合し，保育と教育の一体的提供を目指した制度である．保育制度と教育制度に位置付けられた施設を包含して運用できるようにつくられた画期的な側面を持つ一方で，その制度設計や運用の実態には，複数の研究者や実務家からの批判的評価も少なくない．本稿では，認定こど

も園法に対する主な批判を次の 4 つの観点から整理した（櫻井 2014；瓜生・川端 2008；中山 2006；渡邊 2011）.

一つ目は，制度の成立過程と保育や教育理念との乖離への懸念である．櫻井（2014）は，認定こども園法の成立自体が「教育・保育の一体化」という理念に基づくものではなく，むしろ経済界の強い圧力と一体化に反対する幼稚園や保育所団体，それらに挟まれた自民党政権の政治的妥協の結果として導入されたと指摘する．また，幼保連携型へ移行を促進するための政策誘導によって，保育所保育そのものの理念や機能が大きく変わっていくこと（櫻井 2014），地方での財政効率化という意図があること（渡邊 2011），「公共施設等総合管理計画」による政策方針（中山 2017）などの懸念について言及している．同様に，瓜生・川端も，制度が「幼保一元化」の理念に即したものというより，「福祉の規制緩和の流れに沿った面が強く出て」いるとし，政策側が求める行財政改革と規制緩和の中で導入された点を指摘している（瓜生・川端 2008）.

二つ目は，保育の公共性の後退と格差が生じることへの懸念である．認定こども園では，施設ごとに利用契約を結ぶ直接契約方式が導入され，1 号認定の入園選考や保育に関わる一部料金の決定が施設単位で行われることになった．この点について中山は，「公的保育制度を掘り崩す内容になっている」（中山 2006），「民営化と直接契約方式による保育の実施義務の廃止の恐れがある」（中山 2021：51）と批判し，保育の実施責任を負うべき自治体が関与できなくなることを指摘している．同じように伊藤は，現行の子ども・子育て支援制度導入の目的が「市町村の保育実施義務をなくすことにあった」とし，認定こども園や家庭的保育事業等においても「市町村が保育の実施義務を持つ形とすべき」としている（伊藤 2024：76 - 78）

さらに中山は，保育料の自由設定が可能となったことで，同一市町村内でも保育料に大きなばらつきが生じ，「高額所得者中心の保育所にすることも可能であるし，安い保育料を設定して利用者を集めることも可能になる」と言及していた．本来，「保護者の所得に関係なく保育の質が保障される，市町村単位で緊急度に応じて入所が保障される，保護者の事情に関係なく保育の継続が保障される，市町村単位での待機児解消計画が保障される」ことが保育の実施責任であるはずが，保育料の滞納によって退所に繋がるケースが出てくると懸念を示していた（中山 2006）．同様に，渡邊（2011）も，認定こども園法は「国・地方自治体は乳幼児への保育保障責任を果たしていない」と指摘している．認定こども園に対する批判について検討した結果，認定こども園の入所申込み方法，利用料の設定方法，利用者と施設との契約関係に着目し，「批判は妥当である」と結論づけている（渡邊 2011：76）

三つ目は，保育・教育の質の確保に関する懸念であり，保育・教育の質の担保に関しても，多くの批判が見られる．大阪保育運動連絡会（2006）は，職員配置基準や施設設備の基準について，既存の幼稚園，保育所が認定こども園に移行できるように配慮したため「低

い方の基準に合わせたと言ってよい」と指摘している．例えば，調理室は，保育所は必置，幼稚園は任意．屋外遊技場は，幼稚園は必置，保育所はある一定の条件を満たせば必置ではない．認定こども園は，調理室，屋外遊技場とも，ある一定の条件を満たせば必置でないなどである．同様に，渡邊（2011）は，保育・教育の質を十分に保障するための制度になっていないとし，特に職員の配置基準が問題であると指摘する．たとえば，満 3 歳未満児と満 3 歳以上児に対する職員配置基準はともに低く，「保育者が乳幼児の食事等に関する特別な配慮，乳幼児とのスキンシップ及び保護者のきめ細やかな支援を行うためには不適切」としている．

その他，職員の資格，地方裁量型認定こども園の運用，子育て支援事業，財源の保障の懸念も示されている．中山・杉山（2014）は，認定こども園への移行問題について，まずは①保育の実施義務を果たすこと，②幼保連携型認定こども園への移行は義務ではないこと，③保育ニーズは認可保育所で満たすことが基本であるとしている（中山・杉山 2014）．

手塚は，運営と財政の観点から幼保一体化が進められる理由について，少子化による幼稚園の就園率の減少，女性の就労による保育所不足，老朽化した幼稚園や保育所施設の建て替えや，小学校や幼稚園の空き教室を有効活用した保育所利用をあげ，近年の地方財政の悪化により，幼稚園と保育所を廃止して統合するケースもあるとしている（手塚 2014：137）．幼保一元化の背景には，地域の子ども・親の就労状況に関係なく，地域で育てるという側面と，地方財政の悪化などを背景として財政効率化を促すという側面があったとしている（手塚 2014）．

以上の通り，批判的意見を参照すると，認定こども園法を進めていく過程において，歴史的に積み重ねて来た保育や教育の理念と国の動きとの乖離が各所に見られたことが把握された．制度設計の段階から，保育や教育の歴史的文脈，現場との乖離，制度運用上のさまざまな問題を引き起こしていたと考えられる．そして，国の規制緩和や財政効率化の流れを受けて制度がつくられたこと，市場原理の考え方を導入し直接契約制度を導入したこと，それによって保育の公共性を損ない，子どもの権利保障や保育の質の維持が難しくなること等が懸念されたのである．

5. 認定こども園による子育て支援事業の制度的位置づけ

最後に，認定こども園による子育て支援事業の制度的位置づけについて確認する．認定こども園法において，子育て支援事業の定義は下記の通りである．

> 認定こども園法第 2 条 12
> この法律において「子育て支援事業」とは，地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業，保護者の疾病そ

の他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業，地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業又は地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体若しくは個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業であって主務省令で定めるものをいう．

加えて，子育て支援事業（同法第 2 条 12）の主務省令によって，より具体的な子育て支援事業の内容が下記の通り定められている．

認定こども園法施行規則（法第二条第十二項の主務省令で定める事業）
第二条　法第二条第十二項の主務省令で定める事業は，次に掲げる事業とする．
一　地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により，当該子どもの養育に関する各般の問題につき，その保護者からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
二　地域の家庭において，当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき，その保護者からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
三　保護者の疾病その他の理由により，家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき，認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
四　地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体又は個人との連絡及び調整を行う事業
五　地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業

また，幼保連携型認定こども園は，「保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として」設置される施設（同法第 2 条 7）であり，保護者に対して子育て支援事業の相互の有機的な連携を図ることや（同法第 10 条 1 項），設置目的に沿って主務大臣が定める教育及び保育の内容を遵守すること（同法第 10 条 3 項）とされている．「幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準」（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号）で示している子育て支援事業の内容は下記の通りである．

（子育て支援事業の内容）
第十条　幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は，保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に，子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として，教育及び保育に関する専門性を十分に活用し，子育て支援事業のうち，その所在する地域における教育及び保育に対する需要に

照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを，保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする．その際，地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする．

幼保連携型認定こども園の専門性を活用して，地域における教育及び保育に対する需要に照らして子育て支援事業を実施すること，地域の人材や社会資源の活用を図ることが示されている．

一方，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園も所在している地域や連携施設がある地域において，教育及び保育に対する需要に照らして子育て支援事業を実施することが求められている（認定こども園法第 3 条 2 項 3，同法第 3 条 4 項 2)．

第 4 節　子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業

地域における子育て支援の取り組みは，政策や事業の改変を繰り返し，多様な主体による制度内外の事業や活動が並存しているため，本研究の対象としている「認定こども園による子育て支援事業」の違いを整理しておきたい．具体的には，保育所が先駆的に取り組んできた自主的実践と制度化の変遷，地域子ども・子育て支援事業における本研究の位置づけ，教育・保育施設別の違いを踏まえる．

1. 地域子育て支援の変遷

教育・保育施設による地域子育て支援のはじまりは，1960 年代後半の「施設の社会化」（牧里 1980）まで遡ることができるが，1980 年頃から地域を意識した先駆的な実践が各地で行われており（中野 1997)，制度に位置付けられたのは 1987（昭和 62）年の「保育所機能強化費」の予算措置からである（表 1 - 5 参照)．「保育所機能強化費」の対象事業となっていた「特別保育科目設定事業」では，①世代間交流事業，②地域の異年齢児との交流事業，③入所児童の保護者への育児講座，④郷土文化伝承活動が計上されており，これを発展させた形で 1989 年に「保育所地域活動事業」が創設された．橋本（2009）は，保育所地域活動事業創設を契機に「多くの保育所が園庭開放や異年齢交流事業等に取り組む」ようになったとしている．1999（平成 11）年には，『保育所保育指針』に保育所の役割として地域子育て支援を担うことが明記され，具体的な事業内容に「一時保育」，「地域活動事業」，「乳幼児の保育に関する相談・助言」があげられた．

表１-５　地域子育て支援に関わる事業の変遷

保育・幼児教育施設の地域子育て支援に関わる施策		保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育保育要領などの改訂	
1987年	保育所に対する地域活動事業の予算措置		
1989年	保育所地域活動事業創設	1990年	保育所保育指針改定「家庭や地域社会と連携を密に…」明記
1993年	保育所地域子育てモデル事業創設		
		1999年	保育所保育指針改定「保育所には地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの子育て支援のために…」明記
1995年	地域子育て支援センター事業制度化		
1997年	保育所における子育て支援が児童福祉法に明記（山縣2017：9）		
2001年	保育士の業務に「保護者に対する保育の指導」が児童福祉法に規定、同時に「家族援助論」が養成課程に位置づけ	2001年	保育所保育指針改定「保育所における子育て支援及び職員の研修など」という章がもうけられ、「入所児童の多様な保育ニーズへの対応」明記
2002年	つどいの広場事業創設		
2007年	地域子育て支援拠点事業創設	2008年	保育所保育指針改定、保育所の社会的責任が明示されるとともに入所する子どもの保護者に対する支援及び地域における子育て支援が明記。
2008年	児童福祉法及び社会福祉法改正 ・地域子育て支援拠点事業などの4事業が法定化 ・第二種社会福祉事業に規定		
2012年	子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の法定化	2017年	保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領同時改訂…第４章「子育て支援」が設けられる、幼保連携型認定こども園による地域子育て支援の義務化

出典：全国認定こども園協会（2022）より筆者作成

また，1993 年には，より積極的に地域の子育て家庭を対象とした支援を展開するために「保育所地域子育てモデル事業」が創設，さらにエンゼルプラン策定（1994）によって強化され 1995 年に「地域子育て支援センター事業」に名称変更，2007 年に地域子育て支援拠点事業に再編された．1994 年のエンゼルプランを契機として，保育所が地域に開かれた施設として子育て家庭を支援する方向性が示され，1995 年には地域子育て支援センター事業が創設された．当初は保育所や児童館などが拠点となり，園庭開放や育児相談，親子交流といった活動が展開されたが，その多くは各施設の創意工夫に依存しており，運営面と実施内容に差が見られていた．その後，少子化対策や待機児童解消の施策と連動し，2000 年代には事業の多様化が進み，保育所に加えて幼稚園や NPO 等も実施主体として参入するようになった．地域子育て支援拠点事業に再編されるまでの間，事業内容と職員の役割の変化とともに，事業委託先，指定施設，職員の資格要件も拡大し，地域住民の活動から事業化に至る「つどいのひろば事業」が 2002 年に創設された．

そして，2006 年の認定こども園法創設により，保育と幼児教育を一体的に提供しつつ地域子育て支援機能を担うことが制度上位置づけられたが，その実践の多くは，制度化以前から保育所が積み重ねてきた自主的な地域支援活動を基盤としている．例えば，園庭開放や育児講座，地域の子育てサークル支援，他機関連携による相談支援などは，保育所が長年培ってきたノウハウであり，現在の認定こども園にも引き継がれている．2008 年には，児童福祉法改正と社会福祉法改正により，地域子育て支援拠点事業が第二種社会福祉事業

に位置づけられ，「政策的には保育所地域活動事業を契機として実施されている事業とは異なる独自の領域」（日本保育協会 2010：17）となったとしている．同年，『保育所保育指針』が改正され，「保育所における地域の子育て家庭への事業内容」が示された．2012 年には，子ども・子育て支援法が制定され，地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業は「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられた．橋本（2024）は，「この時，地域子育て支援は社会的養護，そして幼児教育，また保育に並ぶ子ども家庭福祉の一領域として政策的合意を得たといえる」としている．2017 年には，『幼稚園教育要領』，『保育所保育指針』，『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』が初めて同時改定され，各施設の「保育・幼児教育の質と内容を揃える」検討がなされているが，地域の保護者に対する子育て支援については，微妙な違いがみられた．「地域における子育て家庭の保護者等に対する支援」については，幼保連携型認定こども園のみが「必要と認められるものを適切に実施すること」とされている（本田 2018）．

2. 市町村の地域子ども・子育て支援事業

（1）子ども・子育て支援制度

就学前児童とその保護者に対する教育・保育や地域子ども・子育て支援事業は，子ども・子育て支援制度に基づいて市町村主体で実施されている．子ども・子育て支援制度とは，すべての子どもが健やかに成長し，保護者が安心して子育てができる社会の実現を目指して，2012（平成 24）年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」，「認定こども園法の一部改正」，「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度であり，3 つの法律パッケージによって「子ども・子育て支援」の仕組みが整備された．「子ども・子育て支援」とは，「全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境を等しく確保するとともに，子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み，育てることができる環境を整備するため，国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援をいう．」（子ども・子育て支援法第 7 条）と定義されている．

子ども・子育て支援制度の主な要点は，①認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設，②認定こども園法の改善（幼保連携型認定こども園の改善等），③地域の実情に応じた子ども・子育て支援，④基礎自治体（市町村）が実施主体となること，⑤消費税率の引き上げによる社会全体の費用負担，⑥内閣府に子ども・子育て本部を設置すること，⑦子ども・子育て会議の設置である（こども家庭庁 HP「子ども・子育て支援制度」）．

具体的には，子ども・子育て支援制度における「子ども・子育て支援」については，以下の 4 つの柱で構成されている（図 1－12）．第一に，「子どものための教育・保育給付」

である．認定こども園，保育所，幼稚園といった施設で提供される教育・保育給付ービスに対して，給付される仕組みである．子どもの年齢や保護者の就労状況，家庭の状況に応じて「支給認定」を受け，その認定区分に応じた施設を利用することができる．教育・保育施設の子育て支援事業との関連で言えば，入園した「園児の保護者に対する子育ての支援」の実施とともに，「地域における子育て家庭の保護者等に対する支援」も実施が求められている（『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』）．また，教育・保育施設の利用以外にも，小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育のような地域型保育事業も利用することができる．第二に，「子育てのための施設等利用給付」があり，認可外保育施設などの利用を支援するものである．第三に，「地域子ども・子育て支援事業」があり，施設型給付や地域型保育給付では対応出来ない多様なニーズに対して支援を受けることができる事業である．第四に，「仕事・子育て両立支援事業」があり，企業主導型保育事業や企業主導型ベビーシッター利用者支援事業など，保護者が仕事と育児を両立しやすい環境を整えることを目的としている事業である．

子ども・子育て支援制度の意義について「社会づくり政策としての福祉改革と人づくり政策としての教育改革の結節による所産」（柏女 2019：63）と述べられている一方で，保育労働の実態から市場化する子ども・子育て支援制度について問題提起している研究（清水 2018)や,過疎地域の保育所存立のための政策課題について提起している研究(櫻井 2017)などがある．

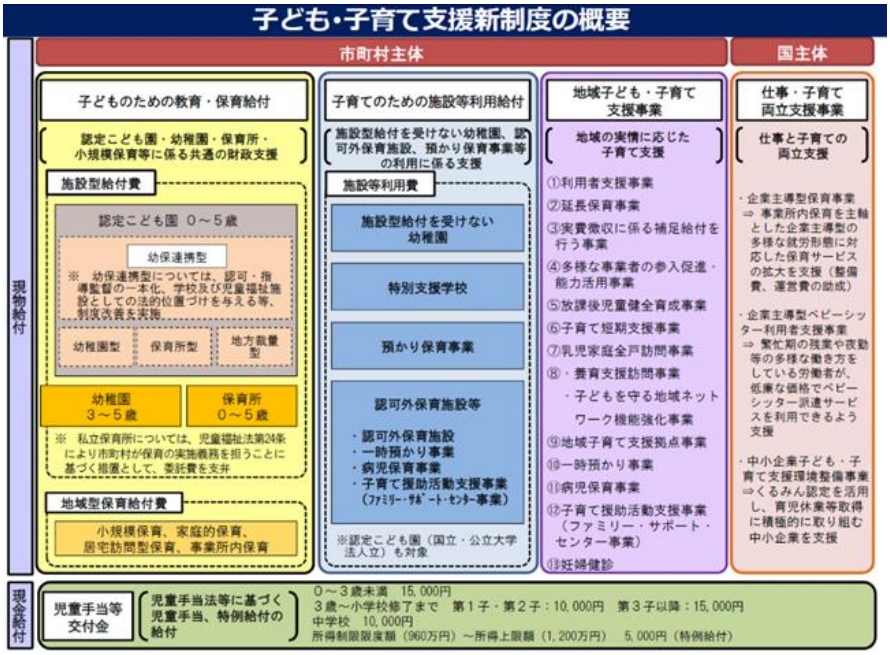


図 1-12　子ども・子育て支援新制度の概要

出典：こども家庭庁「子ども・子育て支援新制度について」より

（2）市町村の責務と子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 1 条は「安心して子どもを生み，育てることができる社会の実現に寄与する」ことを目的として掲げ，同法第 3 条市町村等の責務において，「必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと」，「必要な援助を行うとともに関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと」，「総合的かつ効率的に提供されるよう，その提供体制を確保すること」が明記されており，その具体的な内容として子ども・子育て支援事業計画があげられる．

子ども・子育て支援事業計画は，子ども・子育て支援法第 61 条に基づき，市町村が教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要見込みと提供体制の確保に関して 5 年に一回定める計画である．地理的条件，人口，交通事情その他の社会的条件，教育・保育を提供するための施設の整備の状況を勘案して定められた教育・保育提供区域の「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みや提供体制の確保の内容，実施時期などについて盛り込むことになっている．

（3）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は，子ども・子育て支援法第 59 条に明記されており，施設型給付や地域型保育給付では対応出来ない多様なニーズに対して支援を受けることができる事業である．市町村が，市町村子ども・子育て支援事業計画に従って事業を行うものとされている．具体的には，①利用者支援事業，②延長保育事業，③実費徴収に係る補足給付を行う事業，④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業，⑤放課後児童健全育成事業，⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業，トワイライトステイ事業），⑦乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業），⑧養育支援訪問事業・その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業，⑨地域子育て支援拠点事業，⑩一時預かり（保育所型，地域密着型，地域密着Ⅱ型），⑪病児・病後児保育事業（病児対応，病後児対応，体調不良児対応，非施設型・訪問型），⑫子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業），⑬妊婦健康診査，⑭産後ケア事業がある．

（4）認定こども園による子育て支援事業の位置づけ

認定こども園は，子ども・子育て支援法第 7 条 10 項①において，「子ども・子育て支援施設等」に明記されており，市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画においても，教育・保育給付の定員確保に加え，地域子ども・子育て支援事業の担い手として重要な役割を担っている．

市町村の子ども・子育て支援事業計画においては，地域子ども・子育て支援事業の計画と実績が評価されているが，認定こども園と直接関連する事業で言えば，実施主体としての①利用者支援事業，②地域子育て支援拠点事業，⑤養育支援訪問事業，⑦ファミリー・サ

ポート・センター事業，⑧一時預かり，⑨延長保育事業，⑩病児・病後児保育事業，⑪放課後児童クラブがあげられる．これらの法定事業は，計画上明確に位置づけられ，認定こども園と直接関連している部分と言える．

一方で，認定こども園が地域の実情や園の特色に応じて独自に展開する柔軟な取り組みも少なくない．例えば，地域の行事への参加・共催，園独自で行っている子育てサークルの支援，食育講座，異年齢交流，高齢者施設との世代間交流などである．これらは計画上必ずしも明確な位置づけがされているわけではなく，地域に開かれた園づくりや，保護者・地域住民との信頼関係構築に子育て支援事業を通して大きく寄与している面がある．行政計画との関連で捉えるならば，子ども・子育て支援事業計画の上位計画である市町村の地域福祉計画において，地域福祉活動の主体として位置づく可能性もある．

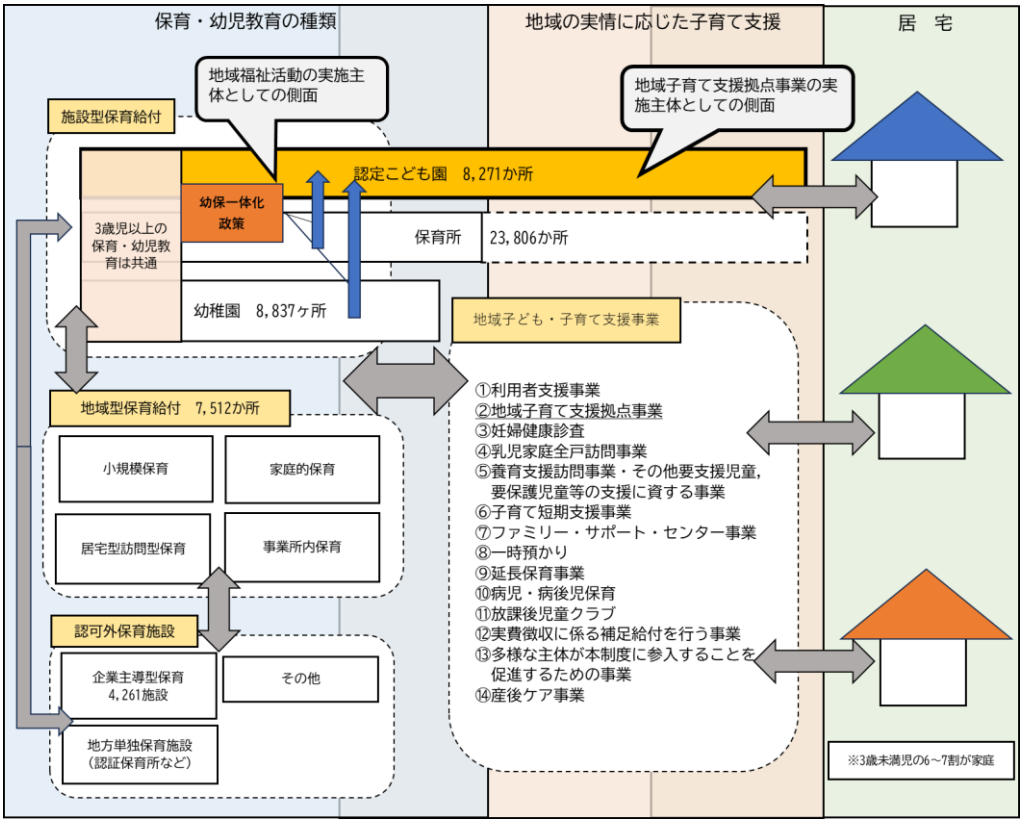


図 1－13　子ども・子育て支援における認定こども園の位置づけ

出典：文部科学省「令和 5 年度 学校基本調査（速報値）」

子ども家庭庁「令和 5 年度 保育所等関連状況取りまとめ」

子ども家庭庁「令和 5 年度 地域子育て支援拠点事業とは」

児童育成協会「令和 5 年度 企業主導型保育事業の定員充足状況について（速報版）」

こども家庭庁「認定こども園に関する状況について（令和 7 年 4 月 1 日現在）」　より

※　上記資料をもとに筆者作成

子ども・子育て支援制度や自治体の地域子ども子育て支援事業を踏まえて，認定こども園による子育て支援事業の位置づけを整理すると，図 1－13「子ども・子育て支援における認定こども園の位置づけ」の通りとなる．就学前の教育・保育ニーズに対しては，教育・保育施設による施設型保育給付や地域型保育給付とともに認可外保育施設が存在している．また，市町村が策定する子ども子育て支援事業計画に基づいて，地域子ども・子育て支援事業が実施されている．その中で認定こども園は，幼保一体化政策の流れを汲みながら教育・保育施設としての役割を担いつつ，周辺地域の未就園児を含めた子育て支援事業に取り組むことになっている．また，子育て支援事業については，市町村の定める子ども・子育て支援事業計画における「地域子育て支援拠点事業の実施主体としての側面」と，園の創意工夫による自主的な「地域福祉活動の実施主体としての側面」という 2 つの観点から整理することができる．

3. 地域子育て支援拠点事業との相違点

本項では，認定こども園による子育て支援事業と，類似している地域子育て支援拠点事業との共通点と相違点について確認する．まず，国が示している「認定こども園の子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業の関係について」では，「両事業の創設目的や事業内容については，一定の共通点がある」とした上で，いくつかの相違点をあげている．一つ目は，施設における事業の位置づけである．子育て支援事業は，認定こども園本体の機能の 1 つとして位置付けられ，担当職員も認定こども園全体の職員配置の中で確保されることが前提となっているのに対し，地域子育て支援拠点事業は，教育・保育施設に併設される場合においても本体施設とは独立した事業として専任の職員を確保する必要があることである．二つ目は，制度による制約の違いである．子育て支援事業は地域子育て支援拠点事業と比べて，事業内容，開設時間，職員配置等の要件が緩く，柔軟な取組ができる．三つめは，認定こども園自体が諸要件を満たせば地域子育て支援拠点事業を受託できることである（図 1－14）．本体施設である認定こども園は教育・保育施設としてのハードの側面があるのに対し，地域子育て支援拠点事業はソフトの側面として期待することができるが，秋田は地域子育て支援拠点事業の受託割合が低いことを課題としてあげている（全国認定こども園協会 2024）．両事業を比較すると，様々な相違点がみられるが，互いに相互補完的に関係し，地域の子育て支援を担っていくことが重要である．

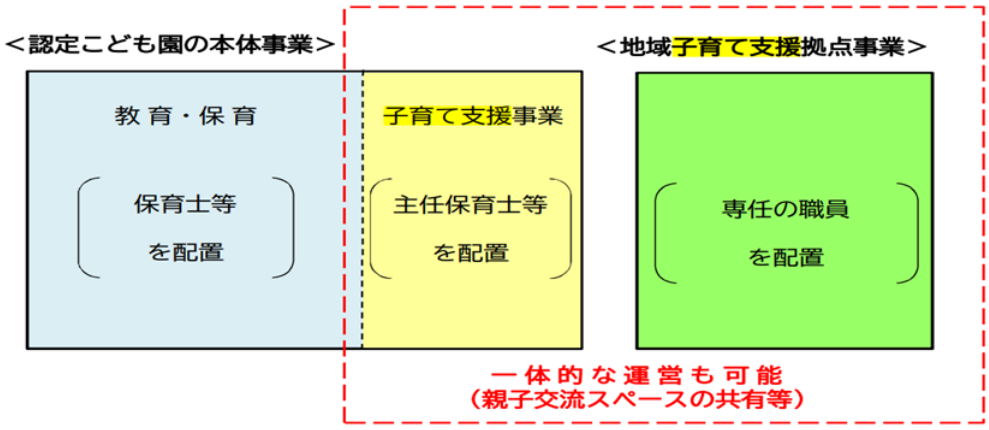


図 1－14　地域子育て支援拠点事業を認定こども園に併設するイメージ

出典：内閣府「認定こども園について（平成 26 年 9 月 11 日）」より

さらに両者の具体的内容の違いについては，子ども・子育て支援法，認定こども園法，『地域子育て支援拠点事業の実施について（要綱）』をもとに比較した（表 1-6）．

運営主体については，認定こども園を運営できる法人が市町村，社会福祉法人，学校法人に限られているが，地域子育て支援拠点事業は，市町村や社会福祉法人に加え，NPO 法人など，多様な主体による運営が可能となっている．

法的根拠については，認定こども園による子育て支援事業は，認定こども園法に基づいており，具体的な考え方は『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』に示されている．一方で，地域子育て支援拠点事業は児童福祉法および子ども・子育て支援法によって明記されており，第 2 種社会福祉事業として位置付けられている．

両事業のねらいや基本的な事業内容については，共通している点が多くみられるが，地域子育て支援拠点事業には関連する加算が多様にあり，制度や予算の裏付けがある中で実施ができる．

担当する従事者については，認定こども園は，園全体の職員配置の中で子育て支援事業を担う人員が確保されることが基本となるが，地域子育て支援拠点事業では，子育て支援に関する知識・経験を有する者であったり，配置人数が定められていたりするなど一定の決まりがある．職員を配置することが求められ，一般型では 2 名以上，連携型では 1 名以上と定められている．

実施場所については，認定こども園では園舎等の空きスペースを活用するが，地域子育て支援拠点事業では，公共施設の空きスペース，商店街の空き店舗，民家，児童館など様々な場所で実施が可能である．

開設日数・時間については，認定こども園の場合，地域の状況に応じて園庭開放を週 3 回以上開設するなど，自治体の条例で定められている一方，地域子育て支援拠点事業では，週 3～7 日の開設，1 日 3～5 時間以上のように具体的に決められている．

費用負担については，認定こども園の子育て支援事業にかかる費用は，新制度において基本分単価の中に組み込まれているが，地域子育て支援拠点事業は，国・都道府県・市町村がそれぞれ 1/3 ずつ負担する補助制度が設けられている．

子育て支援事業と地域子育て支援拠点事業は，制度上の位置づけや運営要件において明確な相違がみられる．前者は認定こども園の一機能として柔軟に展開されるのに対し，後者は独立した事業として専任職員を配置し，基準に基づいて運営される．両事業の相違を踏まえつつ，相互補完的に機能させることが地域の子育て支援において重要である．

表 1 - 6　地域子育て支援拠点事業との比較

	認定こども園による子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業	
		一般型	連携型
運営主体	市町村，社会福祉法人，学校法人	市町村，社会福祉法人、ＮＰＯ法人、民間事業者等への委託等	
根拠となる法制度	認定こども園法 幼保連携型認定こども園教育・保育要領	児童福祉法 子ども・子育て支援法	
ねらい	○子どもの利益を最優先して行うもの ○子どもの育ちを家庭と連携して支援すること ○保護者や地域の子育てを自ら実践する力の向上	地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とする。	
基本的な活動内容	①相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援 ②地域の家庭に対する情報提供・相談支援 ③一時預かり的な事業 ④保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整 ⑤地域子育て支援者に対する情報提供・助言 ※都道府県，指定都市の条例による．	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施， ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上） ※基本事業として全て実施．	
追加の取り組み	本体施設による独自事業 自治体独自の事業 本体施設の加算	・地域の子育て支援活動の展開 ・出張ひろばの実施 ・地域支援の取組の実施 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援 ・研修代替職員配置 ・育児参加促進講習の休日実施	・地域の子育て力を高める取組の実施 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援 ・研修代替職員配置 ・育児参加促進講習の休日実施 ※各種加算
従事者	・認定こども園全体の職員配置体制の中で確保	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（２名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（１名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	認定こども園等を活用	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	例）地域において必要とされる事業を週３回以上開設する等 ※都道府県，指定都市の条例によるとともに，施設の状況にもよる．	週３～４日、週５日、週６日、週７日／１日５時間以上	週３～４日、週５～７日／１日３時間以上
実施のための費用	新制度においては、認定こども園の「子育て支援事業」に対応する費用については、基本分単価の中に、１号と２号・３号に等分して計上（p63）	【補助率】国１／３、都道府県１／３、市町村１／３	
根拠資料	・『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』 ・内閣府『認定こども園について』（平成２６年９月１１日）	こども家庭庁ホームページ　2025年9月2日(火)閲覧 https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/shien-kyoten ・地域子育て支援拠点事業とは（概要） ・地域子育て支援拠点事業の実施について（実施要綱）（令和6年3月30日）	

出典：内閣府『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』

内閣府「認定こども園について（平成 26 年)」

こども家庭庁「地域子育て支援拠点事業とは（概要)」

こども家庭庁「地域子育て支援拠点事業の実施について（実施要綱)」

※上記資料をもとに筆者作成

4. 教育・保育施設別の子育て支援事業の整理

施設による子育て支援事業は，幼稚園，保育所，幼保連携型認定こども園といった施設類型ごとに制度的根拠が異なっている．本項では，これら三つの施設による子育て支援事業の制度的位置づけの違いを 6 つの観点に分けて整理する．表 1－7「各法令における地域子育て支援の記述の比較」では，教育・保育施設の根拠法とともに，『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』をもとに子育て支援事業に関わる記載について整理した．

1 つ目は子育て支援事業について明記されている法令上の根拠である．幼稚園は『幼稚園教育要領』第３章において教育時間終了後の教育活動の留意事項の中で地域子育て支援に触れており，「教育時間後の取り組み」としての性格が強い．「地域における幼児期教育のセンター」として教育時間終了後に施設開放や体験保育を行う．保育所は『保育所保育指針』第４章に「子育て支援」を明記し，施設・設備の開放，相談援助，交流の場の開設，情報提供，一時保育など，保育所の特性を生かした活動を保育業務に支障のない範囲で実施することを求めている．幼保連携型認定こども園は『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』第４章で「子育ての支援」を規定し，園本体の必須機能として義務づけられており，三者の中で最も制度的な位置づけが強い．認定こども園は子育て相談や情報提供，園庭開放，一時預かりなど，都道府県の条例で定められた頻度・回数で行うことが定められている．

2 つ目は子育て支援事業の目的やねらいについてである．幼稚園は明確な「ねらい」の記述がなく，教育活動とは異なる位置づけとしての性格があることが伺える．保育所は「すべての子どもの健やかな育ちの実現」「子どもの育ちを家庭と連携して支援すること」「保護者や地域の子育てを自ら実践する力の向上」を目的としている．幼保連携型認定こども園はこれらに加えて「子どもの利益の最優先」を明示している．

3 つ目は子育て支援に関する計画作成についてである．幼稚園は障害のある幼児への教育支援計画や教育時間終了後の活動計画の作成が示されているが，子育て支援に特化した計画は触れられていない．保育所は計画作成の規定がなく，柔軟に対応可能である．幼保連携型認定こども園は子育て支援等に関する全体的な計画の作成が義務であり，他の施設に比べて計画性が求められている．

4 つ目は費用である．幼稚園と保育所には子育て支援専任の配置や財政措置はなく，交付される運営費か自主財源で賄うことになっている．幼保連携型認定こども園においては，専任職員の配置は制度上必須ではないものの，子育て支援活動に対しては「子育て支援活動費加算」によって財源を受ける仕組みがとられている．

5 つ目は担当職員である．幼稚園，保育所には専任担当者の規定はなく，実務上は主任や園長が対応する．幼保連携型認定こども園では，子育て支援専任職員を配置するか，全体の職員配置の中で人員を確保し，園全体で対応する体制が前提となる．

表１-７　各法令における地域子育て支援の記述の比較

	幼稚園	保育所	幼保連携型認定こども園
根拠法	学校教育法24条	児童福祉法第48条の4	認定こども園法第3条第2項第3号
記載内容	幼稚園においては，（中略），幼児期の教育に関する各般の問題につき，保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ，必要な情報の提供及び助言を行うなど，家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。	保育所は，（中略），乳児，幼児等の保育に関する相談に応じ，及び助言を行うよう努めなければならない。	子育て支援事業のうち，当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを，保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
教育要領・指針	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園 教育・保育要領
明記されている章	３章教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	第４章子育て支援	第４章子育ての支援
ねらい	記載なし	○全ての子どもの健やかな育ちの実現 ○子どもの育ちを家庭と連携して支援すること ○保護者や地域の子育てを自ら実践する力の向上	○子どもの利益を最優先して行うもの ○子どもの育ちを家庭と連携して支援すること ○保護者や地域の子育てを自ら実践する力の向上
子育て（の）支援に関する計画作成有無	○障害のある幼児等に対する教育支援計画の作成（第2章） ○教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること	記載なし	子育ての支援等に関する全体的な計画を作成すること
入園児童に対する子育て（の）支援	（２）教育時間の終了後等に…地域の人々と連携するなど…多様な体験ができるようにする （３）家庭との緊密な連携を図るようにすること。…保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにする… （４）地域の実態や保護者の事情…幼児の生活を踏まえた実施日数や時間などの弾力的な運用	（１）保護者との相互理解 　ア　日常保育の様々な機会の活用 　イ　保護者の積極的な保育活動の参加 （２）保護者の状況に配慮した個別の支援 　ア　保護者への配慮と子どもの福祉の尊重 　イ　障害児などへの対応 　ウ　外国籍家庭などへの対応 （３）不適切な養育等が疑われる家庭への支援 　ア　育児不安等を抱える保護者への対応 　イ　要保護児童対策地域協議会や通告など	１　日常保育の様々な機会の活用 ２　保護者の積極的な教育・保育活動の参加 　※　住民の子育て実践力の向上と継承 ３　全ての保護者の相互理解 ４　保護者への配慮と園児の福祉の尊重 ５　園児の心身の負担に配慮する弾力的運用 ６　障害児などへの対応 ７　外国籍家庭などへの対応 ８　育児不安等を抱える保護者への対応 ９　要保護児童対策地域協議会や通告など
地域の保護者に対する子育て支援	第2　教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 ２　幼稚園の運営に当たっては，子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して，園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ，幼児期の教育に関する相談に応じたり，情報を提供したり，幼児と保護者との登園を受け入れたり，保護者同士の交流の機会を提供したりするなど，地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。	3　地域の保護者等に対する子育て支援 (1)　地域に開かれた子育て支援 　ア　保育所は、児童福祉法第48条の4の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めること。 　イ　地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、日常の保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。 (2)　地域の関係機関等との連携 　ア　市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育て支援に関する地域の人材と積極的に連携を図るよう努めること。 　イ　地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。	第3　地域における子育て家庭の保護者等に対する支援 1　幼保連携型認定こども園において、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園がもつ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。また、地域の子どもに対する一時預かり事業などの活動を行う際には、一人一人の子どもの心身の状態などを考慮するとともに、教育及び保育との関連に配慮するなど、柔軟に活動を展開できるようにすること。 2　市町村の支援を得て、地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図るとともに、子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また、地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。 3　幼保連携型認定こども園は、地域の子どもが健やかに育成される環境を提供し、保護者に対する総合的な子育ての支援を推進するため、地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努めること。
全体の特徴	子育ての支援としてのねらいの記載はなく教育時間の終了後等に行う取り組みとして位置づけられている。保育者としての具体的な支援方法などの記載は最も少ない。	保育園の保育業務などの支障がない限りにおいて、子育て支援を積極的に行うように位置付けられている。保育者としての具体的な支援方法の記載が細かく記載されており、今回大綱化の影響で整理された。	ほとんどの記載内容は保育指針から用いられているが、地域の保護者に対する子育ての支援については義務となり保育所との差がある。また、教育要領からは全体的な計画に子育ての支援を位置付けられるなどの記載がある。

出典：『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』より

※筆者作成・加筆

6つ目は特徴と課題である．幼稚園は教育活動とは異なり，「子育ての支援」として保育所の行う「子育て支援」とは微妙に区別している意図が感じられる．保育所は『保育所保育指針』に基づく考えが基本であり，活動の幅があるものの本体業務の負担との両立が課題である．幼保連携型認定こども園は，子育て支援事業をねらいと計画性を持って取り組み，制度に基づいた事業として一定の実績が求められる．

以上のように，三つの施設類型は制度的背景，目的，実施体制，財政基盤，課題のいずれにおいても微妙に相違点が見られる．これらの違いを理解することは，今後の教育・保育施設のあり方，地域の実情に応じた効果的な子育て支援の体制構築に不可欠である．今後は各施設の弱みの理解と強みを活かしつつ，制度事業・制度外事業の子育て支援事業通して，地域の多様なニーズに応える子育て支援の仕組みが求められる．

第5節　人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業が直面する課題

本節では，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の必要性と実際の認定こども園が直面している課題について論じる．

1. 人口減少地域にある教育・保育施設と子育て支援事業の必要性

「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」（厚生労働省 2021）は，今後の人口減少社会における良質な保育の維持と 0〜2 歳児への支援に強みを持つ施設の役割強化を政策の方向性として位置づけており，①人口減少地域等における保育所の在り方，②多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援，③保育所・保育士による地域の子育て支援，④保育士の確保・資質向上等を具体的な取組内容としてあげている．とりわけ，先行事例をあげれば 1980 年代から，へき地，島嶼部，少子化地域における乳幼児の保育について問題提起がなされており（郷地 2004），教育・保育施設は，単なる子どもの預かり場所の確保に留まらず，地域の存続と子どもの権利保障において極めて重要な意義を持っていた．

長年，過疎地域の保育について研究している櫻井（2025）は，過疎地域の保育問題を考える意義と必要性について，次の 3 つに整理している．一つ目は，施設の存続が地域の子どもの「保育の権利保障」と「地域社会の維持」という 2 つの目的に密接に結びつき切り離せないことである．過疎地域にある保育施設の数が限られていることで，当該施設がなくなれば住民が地域を離れる可能性が高くなり，地域社会の存続が危ぶまれる．二つ目は，「縦割り保育」をしなければならない地域が広がり，年齢別の集団保育自体を考える契機になっていることである．保育所の「集団保育」の概念が現実的に大きく変容し，保育を運営できない実態が出てきている．三つ目は，過疎地での問題提起や制度改善運動が国の

保育制度の方向に深く関連づけられることである．少子化が全国的に進行する中で，これまで過疎地域が直面してきた課題は，全国の地域に共通する課題となりつつあり，過疎地域における実践は全国的なモデルとして位置づけられるようになっている．

2. 認定こども園による子育て支援事業が直面する課題

人口減少の影響下にある自治体では,「地域・保護者のニーズ・要望の有無」に関して,子育て支援事業や障害児の受け入れについて約半数の施設が「要望がある」と回答しており,人口減少地域であっても子育て支援ニーズがないわけではないことが示されている(日本総合研究所 2022)．一方，事業の実施状況を見ると，延長保育は半数以上の施設で実施されているものの，病児・病後児保育や医療的ケア児の受け入れは不足しており，子育てに関する情報提供も実施している施設は4割程度にとどまっている(日本総合研究所2022)．そして,「各サービスを提供していない・しない理由」については，ショートステイ，トワイライトステイ，放課後児童健全育成事業，ファミリーサポートセンターは「必要性を感じない」との回答が多数を占めている一方で，一時預かり，病児病後児保育，医療的ケア児の受け入れ,障害児の受け入れは「対応余力がない」との回答が約5割にのぼっている．

また，消滅可能性自治体（青森県八戸市，宮城県伊具郡丸森町，新潟県糸魚川市）に立地する認定こども園における子育て支援事業の実践からは，次の3つの共通した課題が確認されている（リベルタス・コンサルティング 2023)．第一に，行政や他団体，他法人との連携体制の強化が求められており，地域全体で支援を担う仕組みの構築が十分ではない点が指摘されている．第二に,子育て支援事業の運営においては,予約制の導入などにより,利用者の柔軟な利用ニーズに十分応えられていないという課題がみられる．第三に，自然環境や人的資源を活かした独自の取組や柔軟な人員配置などの工夫が行われている一方で,これらを持続的に展開するための体制整備が必要とされている．

以上のように，過疎等の地域では子どもの数が少ないことをもって子育て支援ニーズが低いとはいえず，むしろ支援を必要とする家庭に対して十分なサービスを提供できる体制が課題となっている．このことは，社会資源が限られる地域において，認定こども園が教育・保育に加えて子育て支援を担う地域の多機能拠点として果たす役割が重要になることを示唆している．

第6節　小括

本章では，人口減少地域の形成と背景を踏まえ，少子化による教育・保育施設再編における認定こども園の成立過程と制度的位置づけを整理した．また，子育て支援事業および地域子育て支援拠点事業の制度的枠組みを確認し，人口減少地域における認定こども園が

担う子育て支援事業の現状と課題を概観した．

まず第 1 節では，人口減少地域の形成には，少子化の進行と都市部への人口集中による複合的な要因が影響していることを述べた．そして，人口減少は人口規模の縮小にとどまらず，地域社会や住民生活を支える機能を果たしており，人口減少地域における子育て支援のあり方を検討することは，地域社会の持続可能性を考える上でも重要な課題であるとした．

第 2 節では，少子化の影響で保育ニーズが減少し，教育・保育施設の統廃合によって認定こども園への移行が進んでいることを示した．一方で共働き世帯の増加により，一時預かりや相談支援等の需要は拡大しているとともに，未就園児家庭の孤立や虐待リスク，外国籍や障害児家庭などの個別で多様なニーズへの対応も課題となっていることを示した．今後は地域の実情に応じて，多様な支援に応えられる教育・保育施設が求められることを述べた．

第 3 節では，認定こども園の誕生と制度の変遷について整理した．2006 年に成立した認定こども園法は，幼稚園と保育所の機能を統合し，教育と保育の一体的提供を可能にするとともに，地域子育て支援を重要な機能として位置づけた．制度創設の背景には，少子化や女性就業率の上昇，家族形態の変化に伴う多様な保育ニーズへの対応，幼稚園・保育所双方の機能的統合を図ったこと，そして地方分権や規制改革の流れがあった．また，総合施設構想を経て，幼保連携型，幼稚園型，保育所型，地方裁量型という 4 類型が示され，制度上，地域の実情に応じた多様な形態が可能となった．しかし，その成立過程には教育と保育の一体的な提供といった理念的な側面がありつつ，政治的妥協によるものや，財政効率化の意図もあったことがあげられ，現場の保育・教育理念との乖離が指摘される向きもあった．

第 4 節では，子ども・子育て支援制度の枠組みの中で，認定こども園が担う地域子ども・子育て支援事業における位置づけと，類似している地域子育て支援拠点事業との比較を行った．両者は目的や内容に共通性を持ちながらも，制度上の位置づけ，運営主体，財源などに違いがあり，相互補完的な役割が求められることが分かった．認定こども園による子育て支援事業は，地域子育て支援拠点事業と比べて活動上の制約が厳しくないため，施設の方針や工夫によっては柔軟な活動につなげることが考えられた．さらに，法令上の施設類型別の比較では，幼稚園，保育所，幼保連携型認定こども園による子育て支援事業の法的根拠，目的，計画作成の有無，事業内容，財政措置，担当職員体制，特徴と課題を項目別に整理した．その結果，幼保連携型認定こども園は教育・保育施設の中で最も子育て支援事業に関する制度的位置づけが明確になっている一方，財源や人員の制約に関する課題に直面していることが予想された．

第 5 節では，人口減少地域における教育・保育施設と子育て支援事業の必要性，子育て支援事業が直面する課題について示した．教育・保育施設は，子どもの権利保障と地域存

続を支える基盤として重要であり，その役割は一層高まっている．また，子育て支援ニーズは一定程度存在するが，人員や資源の不足により，病児保育や医療的ケア児対応など十分なサービス提供が困難な実態がある．加えて，行政や関係機関との連携不足や運営の柔軟性の制約により，地域ニーズに即した持続的な支援体制の構築が課題となっている．

次章では，第 1 章に示した認定こども園による子育て支援事業の現状を踏まえ，先行研究の到達点と限界を明らかにする．

第 2 章　先行研究の概要と本研究の課題

本章では，認定こども園による子育て支援事業に関する先行研究を整理し，これまで明らかにされてきた知見と今後の研究課題を検討する．第 1 節では認定こども園における子育て支援事業の課題，第 2 節では教育・保育施設における子育て支援事業の展開条件をミクロ・メゾ・マクロの三つのレベルから整理し，第 3 節では人口減少地域における認定こども園と子育て支援事業に関する研究を検討する．これらを踏まえ，第 4 節では先行研究の到達点と限界を明らかにし，本研究の位置づけと課題を提示する．

第 1 節　認定こども園による子育て支援事業の課題に関する研究

認定こども園は，教育・保育を一体的に行うと同時に，子育て支援事業を行うことが法的に位置づけられているが，その実現には複数の研究から様々な課題があげられており，秋田県における教育・保育施設等の実態調査では，子育て支援の必要性を十分に認めながらも実際は多くの困難を抱えていることが指摘されている（安藤・小笠原ほか 2016）．

制度面では，全国の認定こども園 105 園からの調査から，幼保別々の処理を伴う事務の増加・複雑化，子育て支援事業による書類の増加が指摘されており，子育て支援の活動は実施されているものの本務として十分とは言えないとされている（加治佐・岡田 2009）．また，財政・経営面では，過疎地における施設整備費や運営費の負担が大きく，認定こども園への移行が財政の効率化につながっているわけではないため，運営主体の維持継続もしくは，方針変更を考える段階に向かっているとする研究もある（手塚 2014）．認定こども園法が複雑であると同時にメリットが少なく，「税・社会保障一体改革」の増税の名目の中に子育て支援が組み込まれている以上，地域の子育て支援拠点となるためには，目先の消費税増税だけではない財源を確保し，地方自治体に分配する仕組みが必要であると都市部と地方部の比較調査から指摘している（手塚 2014）．

人材・専門性の面では，人員体制の整備とともに，保育者の認識や専門性の課題が明らかになっている．保育者の力量向上のための研修が十分に行われているとは言えないことや（加治佐・岡田 2010），子育て支援事業のための人材確保や活動の財源確保が出来ていないこと（矢野 2019）が全国の認定こども園に対する調査から明らかになっている．特に，新任保育者は「配慮を要する家庭への対応」「ネガティブ情報の伝達」「保護者との関わり方」において 6 割以上が戸惑いや難しさを感じていたり（久松 2020），生活困難家庭支援における対応については，保育者単独での対応には限界があり相談しやすい体制や組織的対応の必要性が指摘されたりしている（中谷・鶴ほか 2021）．

吉田は，A 県認定こども園による子育て支援事業の調査から得られた知見として，「従来の子育て支援事業の踏襲」「定員充足戦略としての子育て支援事業」「重篤なケースへの対応のばらつき」「人員不足の問題」「地域ごとに異なる子育て支援ニーズのあり方」「他の地

域資源との重複・競合」「子育て支援事業の運営に関する課題点」をあげており，認定こども園を地域のすべての子育て家庭を支援する中核とするのであれば「人員不足の問題を解決し，職員の専門性の向上を図らなければならない」と指摘している（吉田 2009）.

認定こども園による子育て支援事業に関する研究は，秋田県内の認定こども園の子育て支援の課題（安藤・小笠原 2016）や，過疎部と都市部の役所と幼保一体化施設の運営・財政（手塚 2014）について検討されていたが，人口減少地域といった地域特性に問題の焦点を当てた子育て支援の展開については検討されていなかった.

第 2 節　子育て支援事業の展開条件に関する研究

本節では，子育て支援事業の展開条件に関する先行研究を整理する．先行研究では，認定こども園による子育て支援事業がより良い事業展開をするためには何が必要なのかを見出すために，教育・保育施設の先行研究からも見出し，専門職・技術・方法（ミクロレベル），施設・組織・地域連携（メゾレベル），制度・政策・社会構造（マクロレベル）の三つに分けて整理する.

1. ミクロレベル

ミクロレベルの課題に対する先行研究では，保育者個人が直面する負担感や専門性の限界に対して，どのような対応が必要とされるのかが検討されてきた．これらの研究は個人の努力や自己研鑽で改善できる部分もあるが，その多くは，保育者個人の努力だけでは実現できない方法が求められており，教育・保育施設としての組織や地域資源との関係性，制度設計を含むより広いレベルでの対応を提案している点に特徴がある.

まず，保育者の役割意識・負担感への対応に着目した研究では，個人を支える職場内の支援体制の重要性が共通して指摘されている．飯塚（2019）は，中堅層の保育士において役割意識の高まりと同時に負担感が増大していることを踏まえ，スーパービジョンの導入やチームワークの構築など，職場内の協力体制や役割理解を促進する支援体制の整備を提案している．ここでは，保育者個人の成長や力量形成について組織的な支援のもとで支える必要性が示されている.

また，支援の質を高めるための専門性のあり方に着目した研究では，保育者が「保育」という枠組みにとどまらない視点や方法を獲得する必要性が指摘されている.松山(2022)は,保育者が保護者との信頼関係を基盤としつつ,家庭における子育て支援や一時預かり,病児保育といった多様な支援に目を向けている実態を示した上で，医療・保健・福祉・教育の専門職が職種の枠を超えて連携することの重要性を論じている．このような多職種協働の推進は，組織的・地域的な取り組みの必要性が前提となり，ミクロレベルの支援を充

実させる方法となる．保護者支援や困難ケースへの対応に関する研究では，他機関との連携や地域資源との調整が不可欠であることが示されている．橋本・扇田ほか（2005）は，遊びの提供といった活動は機能している一方で，相談業務や多機関連携に課題が多く，制度上期待される地域子育て支援センターの機能と実際の実践との間にズレがあることを指摘し，保育現場におけるソーシャルワーク機能の強化を提案している．山本・山根（2019）も，「地域子育て支援」と「社会資源」との関連性の強さを示し，より地域を意識した実践の必要性を論じており，ミクロな支援課題が地域との関係性の中で生じていることを示唆している．

このように，保育者の業務や役割が多様化する中で，保育者個人の力量形成だけでは対応しきれない課題が顕在化していることも，複数の研究によって指摘されていた（小堀 2009，中谷・橋本ほか 2011，矢野 2021，渡辺 2025）．そのため小堀（2009）は，名古屋市の保育所の実践の分析から子育て家庭の生活を理解するための視点や方法の確立，支援計画の具体化，専門性を担保する職員集団の形成を求めており，個人ではなく「集団としての専門性」を重視する必要性を述べていた．矢野（2021）は，養護教諭や看護師の専門性を活かすために，相談対応の時間確保や研修・交流機会の提供を提案しており，保育とは異なる専門性の観点から職場や組織レベルでの調整の必要性を示唆している．さらに渡辺（2025）は，研修機会の保障や環境改善に加え，地域子育て支援拠点事業利用促進のための多様な取り組みを提案している．

一方，地域支援活動そのものを活性化させる背景に着目した研究では，保育者個人の意欲や属性よりも，組織的・構造的な要因の影響が強調されている．橋本（2011，2014）は，地域支援活動の展開には，研修受講経験や地域活動経験といった要因が関係していることを示し，実践を支える仕組みの重要性を指摘している．香﨑（2013）は，情報周知不足や職員の力量，体制の不備といった阻害要因を整理した上で，拠点事業を改めて位置づけ，これらの阻害要因を解決するための手立ての必要性を述べている．榊（2013）は，支援を担うスタッフ自身が支えられる「循環する支援構造」の重要性を指摘し，スタッフの自己肯定感や連帯が実践の基盤となることを明らかにしている．

以上のように，ミクロレベルの課題に対する先行研究は，保育者個人の力量形成や支援技術の向上を重視しつつも，その多くが①施設機能の充実・強化，②施設の養成・研修システム，③多職種連携，④職員の連帯・協力体制，⑤政策提案といったメゾ・マクロレベルの対応を求めている点に特徴がある．

2. メゾレベル

メゾレベルの課題に関する先行研究では，施設の運営体制や地域ネットワークの形成，専門職の力量形成といった組織の条件整備を通じて，子育て支援事業を安定的に展開する

ための対応が検討されてきた．これらの研究は，子育て支援事業の取り組みが施設の組織体制や地域資源との関係性に大きく関連していることが示されており，対応策も主としてメゾレベルに集中している点に特徴がある．

まず，多様なニーズに対する施設のあり方に焦点を当てた研究では，サービスの充実と地域連携の強化が提案されている．塩田（2007）は，東京都における延長保育や病児保育など保育園に求められる機能が多様化していることを踏まえ，新設される認定こども園への期待とともに，多様な保育サービスの整備と地域ネットワークの構築が不可欠であると論じている．また，小林・小谷（2020）は，京都府内の調査からアレルギー児の受け入れ体制の不十分さを指摘し，専門医との早期連携や施設側の適切な情報発信，教育・医療・食生活に関する地域の相談体制の向上を提案している．ここでは，施設単体の努力だけでなく，地域との関係性の再構築が今後の教育・保育施設のあり方として示されている．

さらに，地域子育て支援活動における問題の所在に着目した研究では，財源や人員，活動スペースといった基本的条件の不足が活動の展開を制約していることが指摘されている．中野（2004）は，岡山県下の地域子育て支援活動の調査から地域の実情が事業展開に大きく影響していることを明らかにし,児童福祉施設最低基準の充実･改定を求めるとともに，現場の多様なニーズに応える研修体制の整備を急務としている．このような提案は，施設レベルの改善を志向しながらも，ナショナルミニマムの見直しというマクロレベルの制度改革をも視野に入れている点に特徴がある．同様に，行政計画との関係から施設機能を捉え直す研究もみられる．井上・河野ほか（2008）は，北海道の地域子育て支援センターの分析から施設や予算，体制の問題に加え，行政計画における支援センターの位置づけの曖昧さが連携の課題となっていることを指摘し，行政機関との連携改善や地域住民を担い手として位置づける視点の必要性を論じている．

また,「地域支援」機能を推進するための要因・方法に着目した研究では,「地域を基盤としたソーシャルワーク」すなわち CBSW 理論を地域子育て支援拠点事業の研修に導入することについて触れられている．橋本・伊藤ほか（2022）は,「親子を支える地域の人々の働きを促す」実践と CBSW における「地域住民との資源の共創」との関連性を示し,「地域支援」を積極的に取り組むことで従事者の CBSW 理論の観点が育まれる可能性があるとしている．その上で，カテゴリー別の情報提供や研修のあり方を検討する必要性を提言している．中谷・鶴ほか（2024）は，情報共有ができる体制のために園の方針や組織風土が影響し，園長の積極的関与が出発点であることを明らかにした．日本保育学会が調査を実施した『幼保一体化の課題と展望:認定こども園全国調査のまとめ』（2020）は，全国の認定こども園から子育て支援事業の効果と課題について回答は収集しているものの，クロス集計の分析と自由記述の掲載に留まっていた．

以上のように，メゾレベルの課題に対する先行研究は，①施設機能の充実・強化，②地域福祉の観点，③職員集団の専門性，④施設の養成・研修システム，⑤阻害要因への対応，

⑥多職種連携，⑦職員の連帯・協力体制，⑧政策提案，⑨制度の養成・研修システムといった複数の方向から改善方策を提示している．メゾレベルの課題に対しては，メゾレベルの対応によって提案（①～⑦）がほとんどなされていることが特徴的であり，マクロレベルの⑧政策提案，⑨制度の養成・研修システムは少なく，個人の責任に求める研究（ミクロレベル）は見られなかった．

中谷・鶴ほか（2021）は，子ども家庭支援における実践理論として，①組織対応の必要性と有効性を実証し，②実践理論として生活困難家庭の早期発見の視点等を示して，よりよい支援の手がかりを得た点，③保育所等において生活困難家庭を支援するための支援体制の発展のために論点を示している．

3. マクロレベル

マクロレベルの課題に対する先行研究では，子育て支援事業を制度・政策の枠組みとの関連から，その対応や改善策が検討されてきた．これらの研究は，子育て支援事業を歴史的な制度の変遷や自治体の政策を含んだ構造的な検討の必要性を指摘している点に共通性がある．

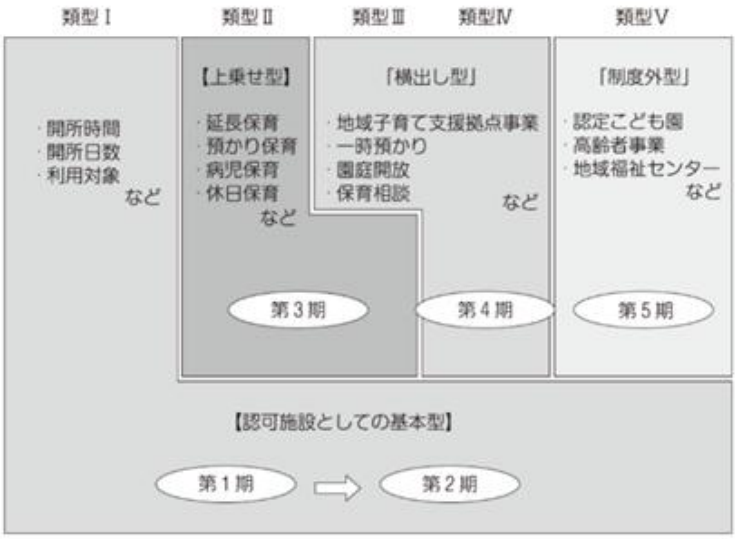


図 2－1　保育サービスの展開過程

出典：山縣文治（2008）「保育サービスの展開と地域子育て支援」『保育学研究』より

まず，歴史的・制度的変遷の観点から今後の教育・保育施設のあり方を検討する研究では，子育て支援を多面的に担う施設機能の強化が求められていることを提案している．山縣（2008）は，保育所の歴史的展開（図 2-1）を踏まえ，地域子育て支援が「子育ちの支援」「親育ちの支援」「親子関係の支援」「育む環境」といった多面的支援を包含する段階に

至っていることを示した．その上で，幼稚園・保育園・認定こども園それぞれの課題に言及し，現任研修の充実や養成課程の見直し，新たな専門職の配置などを提案している．特に認定こども園については，設置の促進や過疎地における施設のあり方について触れており，政策提案と施設機能の充実・強化を述べている．とりわけ，幼保連携型認定こども園については，幼稚園と保育所を完全に一体化し，子育て支援も実施することになっているため，超少子社会という現実の中で「収斂していくことしか将来の展開はないとさえ感じられる」としている（山縣 2025）．

また，自治体政策と現場実践の関係に着目した研究では，行動計画による影響が子育て支援事業の質に関連していることに触れている．小堀（2010）は，担い手が民間保育所に偏り，非正規職員が増加している実態を示すとともに，名古屋市の行動計画が現場の保育の質を十分に担保できていないことを指摘している．その上で，保育所の実践的課題として，子育て家庭の生活理解の方法確立，支援計画の具体化，専門性を担保する職員集団の形成，　さらには人材や保育環境を支える財源確保と運営・経営体制の確立を課題としてあげている．ここでは，自治体政策（マクロ）と施設運営（メゾ）との関連性に着目するとともに，保育所に入所していない子育て家庭に対する制度・政策の矛盾についても言及している．

さらに，包括的な子育て家庭支援体制整備における地域子育て支援拠点事業の可能性について言及している研究もみられる．橋本（2018）は，全国の拠点事業を対象にした調査から多様な特性を有する子育て家庭に対して，拠点事業と総合支援拠点事業を協働・一体的に運営することで,自然に適切なサービスにつなぐ可能性を示唆している.この提案は，スティグマの緩和や支援へのアクセス改善といった効果を見込むものであるが，その実現には総体的なマネジメント機能が不可欠であることも指摘している．

以上のように，マクロレベルの課題に対する改善策では，①施設機能の充実・強化，②職員集団の専門性，③施設の養成・研修システム，④政策提案，⑤制度の養成・研修システムといった教育・保育施設の基盤整備を提案しているが，組織的なマネジメントや専門職集団の形成が不可欠であることが示唆されている．

子育て支援事業の展開に関する研究は，名古屋市の保育所を対象とした文献があったが，ミクロレベルでは主に保育者の専門性に焦点があたって調査対象を明示されておらず，地域特性についても検討されていない．メゾレベルでは，岡山県における保育所の子育て支援活動（中野 2004）について検討されており，岡山県内においても地域ごとの実情によって実際の活動内容が異なっていることについて言及されていたが，人口減少地域といった地域特性の問題に焦点を当てて子育て支援の展開については検討されていない．マクロレベルでは，名古屋市の行動計画をテーマとして扱っていたが，人口減少地域といった地域特性に問題の焦点を当てた子育て支援の展開については検討されていなかった．

第 3 節　人口減少地域における認定こども園と子育て支援事業に関する研究

人口減少地域における子育て支援事業について検討するためには，過疎地域における保育問題に関する先行研究の蓄積が多いため，過疎地域の内容を中心に先行研究を検討したい．過疎地域における保育問題および子育て支援に関する研究は，主として保育施設の存続・運営に関する研究と，地域における子育て支援に関する研究の二つの視点から述べられてきた．これらの研究はそれぞれ異なる観点から課題を提示しているものの，過疎地域において子育て環境を維持するための提案を示している．

まず，保育施設の存続・運営に関する研究では，施設運営や制度，自治体の実態など，人口減少によって生じる施設運営上の構造的課題を研究対象として検討されており，共通して現行制度と地域実態との乖離を問題としている点に特徴がある．具体的には，入所児童の減少に伴う定員引き下げや施設規模の縮小，物価や輸送費の高さなど，都市部とは異なる地域特有の運営課題を明らかにしている（城戸 2018）．また，制度上の認可基準が地域の実情と適合しない場合があることから，自治体が独自に保育施設を運営するなど制度と実態の乖離が生じていることも報告されている（福田 2017）．これらの研究に共通する点は，過疎地域において保育施設の存続には，現行制度だけでは十分に対応できない構造的課題が存在するという認識である．そのため，定員定額制度の導入や公定価格の見直し，小規模施設への制度的配慮，複合型施設の整備など，地域特性に応じた制度改善の必要性が提起されている．

子育て支援に関する研究では，過疎地域において保育施設が地域の子育て支援拠点として果たす役割に焦点を当てた検討が進められている．地域福祉の視点を含めた総合的な支援体制の必要性（櫻井 2017），妊娠期から育児期までの切れ目ない支援や公私連携型保育所，社会福祉連携推進法人制度の活用（西垣 2025），児童相談所や療育機関などとのネットワーク形成（大江 2025），夜間保育など多様化する子育てニーズへの対応を通した地域のセーフティーネット機能（宮﨑 2025），医療的ケア児支援に関する専門人材の養成や ICT の活用（前林 2021）など，多様な視点から検討が行われている．これらの研究は分析対象は異なるものの，人口減少地域では教育・保育施設が地域の子育て支援拠点として多機能的役割を担う必要があるという認識で共通しており，関係機関とのネットワーク形成や多世代型地域包括支援センターの設置・推進などが提案されている．

幼保連携型認定こども園は，教育・保育に加えて子育て支援を制度的に担う施設として位置づけられており，超少子社会の進展を踏まえると，人口減少地域からその役割が一層重要になると論じている．

また，行政機関や関係団体による調査・提言では，人口減少地域における保育・子育て支援の方向性について，より包括的な整理が行われている．日本総合研究所（2022）は，多機能化に向けた具体的な指針や課題，認定こども園への移行に向けた課題，施設運営見直しに関する課題，自治体や他法人との連携・強化，人材確保などを課題として整理し，

地域ごとの課題を踏まえた多機能化や施設・自治体の双方向の取組の必要性を示している．また，全国保育協議会（2023）は，人口減少地域における保育課題への対応として，保育人材の確保，定員制度の見直し，認定こども園への移行，行政との連携，地域子育て支援事業の充実などを提言しており，地域特性に応じた制度・財政基盤の整備とともに，地域共生社会を見据えた保育施設の多機能化を求めている．

以上の先行研究を踏まえると，過疎地域における保育施設は，単に保育を提供する場にとどまらず，地域の子育て支援を担う基盤的な社会資源として位置づけられる．とりわけ，人口減少が進む地域において子育て支援を展開するためには，地域の実情に即した制度・財政基盤の整備，少人数環境を前提とした柔軟な保育実践と施設運営の工夫，さらに保育施設を核とした地域子育て支援ネットワークの構築が重要な基本的条件となる．しかし，施設運営や人材確保，関係機関との連携などには依然として多くの課題が指摘されており，地域特性を踏まえた子育て支援事業の展開のあり方を明らかにすることが求められている．

第 4 節　先行研究の到達点と本研究の課題

認定こども園に関する先行研究では，教育・保育と子育て支援を一体的に担う制度的特徴を有しながらも，制度の複雑さや事務負担，財政的制約，人材不足や専門性の未整備など，様々な課題を抱えていることが指摘されている．また，子育て支援事業は必要性が認識されつつも，本務として十分に機能しているとは言い難く，地域の中核的役割を担うための体制整備が課題として残されている．これらの研究は一般地域の認定こども園の課題に着目した研究が中心であり，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の意義と課題についての検討は限定的である．

子育て支援事業の展開に関する研究では，専門職・技術・方法（ミクロレベル），施設・組織・地域連携（メゾレベル），制度・政策・社会構造（マクロレベル）の課題を三層に分けて，課題と対応についての知見を整理した．ミクロレベルの課題に関する先行研究では，「保育」にとどまらない専門性が求められている実態が示され，地域支援活動を活性化させるための背景や要因に着目して進められてきている（中谷・鶴ほか 2021，橋本 2011，香﨑 2013，榊 2013）．研究の成果としては，保育者が円滑に支援を行うための一定の要因や条件，法人の方針や運営，自治体の方針などによって影響を受けやすいことが示唆されている．メゾレベルの課題に関する先行研究では，施設のあり方や地域連携，事業推進の方策があげられており，子育て支援事業の展開にとって重要な実施主体である組織や地域連携について一定の知見が蓄積されている（塩田 2007；中谷・鶴ほか 2021；橋本・伊藤 2022）．研究の成果としては，多様化するニーズに対応する施設機能の拡充や地域との繋がりの必要性，行政計画における位置づけが指摘されていることである．マクロレベルの課題に関する先行研究では，歴史的・制度的区分，自治体行政計画との関連から検討され，認定こ

ども園が「制度外型」として教育・保育施設の到達点として示されている（山縣 2008, 2021）．施設機能の再編や強化の過程から，今後の教育・保育施設のあり方について言及されている．これらの研究の多くは，個別条件の提示にとどまっており，複数の条件がどのように組み合わさると子育て支援事業が有効に展開されるのか，地域特性を踏まえた検討がされていない．

過疎地域を中心とした人口減少地域における保育・子育て支援の先行研究では，施設が主体となって行う取り組みというよりも，制度・財政基盤の見直しや地域全体での支援体制構築といった政策的対応の必要性として論じられてきた．特に，人口減少に対応した制度設計や財政支援，施設再編，多機能化，関係機関との連携強化など，地域条件に応じた制度的・構造的対応が重要な課題として提示されている．これらの研究は，主として政策レベルにとどまり，施設実践としてどのように具体化されるのかについては十分に検討されていない．

表 2 - 1　先行研究の整理

研究区分		研究対象	研究方法	主な知見	限　界
認定こども園による子育て支援事業の課題に関する研究		認定こども園の園長、保育教諭、養護教諭・看護師、行政	質問紙調査、インタビュー調査、実態調査、因子分析	制度の複雑化、事務負担、人材不足、専門性、行財政、組織体制の課題、地域ニーズへの対応の難しさを指摘。	課題の指摘や制度改善の提案が中心であり、地域特性を踏まえた子育て支援事業の意義や展開条件について十分に検討されていない。
子育て支援事業の展開条件に関する研究	ミクロレベル	教育・保育施設、地域子育て支援拠点事業（センター）の代表者・担当職員	参与観察、質問紙調査、事例研究、制度・政策分析	保育者の役割意識・負担感、支援の質を高めるための専門性のあり方、保護者支援や困難ケース対応のための課題、地域支援活動の活性化の背景	個別条件の提示にとどまり、どの条件が組み合わさることで事業が有効に行えるのか、地域特性を踏まえた検討がされていない。
	メゾレベル	教育・保育施設、地域子育て支援拠点事業（センター）の代表者・担当職員	質問紙調査、事例研究、インタビュー調査	多様なニーズに対する施設のあり方、地域子育て支援活動における問題の所在、地域支援機能推進のための要因・方法	
	マクロレベル	保育制度、行政計画、保育所保育指針、統計資料・行政資料、地域子育て支援拠点事業	参与観察、質問紙調査、事例研究、制度・政策分析	歴史的・制度的変遷による教育・保育施設のあり方、自治体政策と現場実践の関係、地域子育て支援拠点事業の可能性	
人口減少地域における認定こども園と子育て支援事業に関する研究	保育施設の存続・運営に関する研究	過疎地域・人口減少地域の保育施設、自治体	事例研究、制度・政策分析、自治体の実態	人口減少に伴う施設運営の構造的課題、制度と地域実態の乖離、地域特性に応じた制度・財政基盤の見直しの必要性	政策提言が中心であり、施設による具体的な実践過程や展開条件の検証は十分でない。
	子育て支援に関する研究	過疎地域・人口減少地域の保育施設、自治体	事例分析、実践分析、制度・政策分析	多機能的役割を担う必要性，多機関連携や地域ネットワーク構築の重要性	
	行政機関や関係団体による調査・提言	全国調査、過疎地域・人口減少地域の保育施設、自治体	実態調査・政策分析・提言整理	多機能化、制度・財政基盤整備、人材確保、自治体・関係機関連携の必要性、地域特性に応じた支援体制の構築	

以上のように，先行研究は認定こども園による子育て支援事業に関する課題や対応について一定の知見を蓄積している．しかし，認定こども園に焦点を当てた研究は限定的であり，人口減少地域における地域特性と施設実践との関連については十分に検討されていな

い．また，子育て支援事業を有効に展開するための条件については個別の指摘がみられるものの，地域の実情の中でどのように展開されているのかについては十分に検討されていない（表 2-1）．また，過疎地域の保育問題について，地域の実情に適合した制度・財政基盤，柔軟な保育実践と施設運営，地域子育て支援ネットワークの構築を提案されているが，実証的に十分な検討がなされていないと言える．そこで本研究では，消滅可能性自治体を具体的な調査対象として，子育て支援事業の課題や意義，実践の特徴，そのための展開条件を明らかにすることを研究課題として設定した．

次章では，認定こども園の全国調査から，子育て支援事業の効果・課題についての現状分析を行う．

第 3 章　認定こども園による子育て支援事業の地域別の効果と課題

第 2 章では，認定こども園による子育て支援事業の展開条件に関する先行研究を整理した．そこでは，保育者の援助観や方法・技術，教育・保育施設の体制や地域の連携・協同，さらには制度や政策といった様々な観点から指摘されていた．しかし，認定こども園の子育て支援事業に関する研究はあまりされておらず，事業展開に関する課題の構成要素について整理されたものがない．そこで第 3 章では，『幼保一体化の課題と展望:認定こども園全国調査のまとめ』(2020) の自由記述データを活用し，認定こども園の子育て支援事業に関する効果と課題の構成要素を把握しようと試みた．

第 1 節　分析対象データの概要

本研究では，2018 年に実施された認定こども園全国調査のデータを二次利用する．認定こども園全国調査は，「認定こども園に対する全国調査を通じて，幼保一体化における実践内容に関する現状と課題を明らかにし，幼児教育・保育のこれからの展望についての議論を深める手がかりとなる資料を得ること」（課題研究委員会 2020：1）を目的としたものである．本調査は全国規模で実施されており，認定こども園における子育て支援事業の実態と課題を広く把握できる点で，本研究の目的に適合するデータであるといえる．報告書に示されている調査概要は，下記の通りである．

調査期間	2018 年 6 月～7 月
調査対象	全国 5,081 カ所の認定こども園
調査方法	郵送による配布・回収
調査項目	Q1～Q12 基本情報 Q16 組織運営 Q27 地域型保育の連携施設 Q30 子育て支援の効果と課題など
回収数	1,579 件/5,081 件
回収率	31.1%

なお，本研究では，認定こども園全国調査結果のうち，Q30 の「子育て支援が義務化されたことによる効果や課題等が特にあれば，具体的にお書きください」といった質問に対する自由記述の回答内容 393 件（有効回答件数）を主な分析対象としている．自由記述データを用いることにより，選択式の設問では把握しにくい，現場における具体的な実践内容や課題認識を多面的に捉えることが可能となると考えられる．また，本章で扱う子育て支援事業の「効果」とは，認定こども園の職員自身が子育て支援事業を実施する中で認識している効果であり，自由記述データをもとにその内容を整理したものである．

一方で，本調査の回収率は 31.1%で，回答した施設が特定の傾向を持つ可能性がある点

には留意が必要である．また，自由記述データは記述内容や分量にばらつきがあるため，解釈にあたっては一定の限界がある．本研究では，これらの点を踏まえつつ分析を行う．

第 2 節　分析方法

認定こども園全国調査で得られた Q30 の自由記述のテキスト分析にあたっては，より客観的な手続きで行うために KHCorder（Version3.Beta.03）[1] を用いた．古賀・木村らが述べているように，KHCorder を用いた研究手法は「研究者の恣意的な分析を排除し，客観的に自由記述の内容を分析するには適切なツール」であり，有効な分析方法である（古賀・木村ら 2020）と考える．

分析の手順は，①Q30 の自由記述（テキストデータ）を収集・整理，②データのクリーニング（無効データを削除），③分析用データに整理（表記の揺れを統一）[2]，④自由記述の内容から子育て支援事業の効果と課題に分類 [3]，⑤KHCorder への読み込み，⑥前処理の実行，⑦言葉の切り出し，⑧計量テキスト分析である．⑧計量テキスト分析では，子育て支援事業の記述内容を「効果」，「課題」，「特になし」，「その他」の記述に分け，それぞれの頻出語の抽出と共起ネットワーク分析を行った．

さらに，本研究では，認定こども園による子育て支援事業の課題をより明確に把握するため，全体データ 393 件を用いた場合と消滅可能性自治体データ 91 件のみを用いた場合について，同様の方法で分析を行った．

全体データを用いた場合と消滅可能性自治体データのみを用いた場合のそれぞれの分析結果を対比するのは，第 4 章における事例分析及び第 5 章における展開条件分析の前提として位置付けられるものであり，人口減少地域において認定こども園がどのような役割を果たし，その展開を支える条件が何であるかを検討するための基礎資料としている．なお，全体データから人口減少地域全体データを取出すことは困難であるため，人口減少地域を具体的に示すものとして本研究の調査対象として扱っている消滅可能性自治体データを取出して行った．

第 3 節　既存データの活用と倫理的配慮

調査データの利用にあたっては，日本保育学会に使用許諾書願を出したのち，2021 年 11 月に了承を得ている．また，大阪千代田短期大学研究倫理委員会に申請し，「公表される研究結果から対象者が特定できる研究」ではないため「非該当」の結果を得ている（2022 年 7 月）．

第 4 節　結果

子育て支援事業の効果と課題に関する回答数は 393 件であり，その内，効果に関する記述は 140 件，課題に関する記述は 256 件，特になし 32 件，その他 8 件に分けられた．その他 8 件については，分析対象から除外した．

回答数の結果から，効果に関する記述よりも課題に関する記述の方が多く，認定こども園における子育て支援事業は一定の効果が認識されつつも，現場では依然として多くの課題が認識されている状況にあることがうかがえる．特に，課題に関する記述が過半数を占めている点は，子育て支援事業の実施にあたり，人的資源や運営体制，地域との連携などに関して困難が存在している可能性を示唆するものである．

また，「特になし」とする回答が一定数存在することは，一部の施設においては子育て支援事業が安定的に運営されている，あるいは効果や課題が明確に認識されていない可能性も考えられる．

以上より，本研究においては，これらの自由記述の内容を詳細に分析することにより，認定こども園における子育て支援事業の課題の構成要素を明らかにすることが求められる．

1. 頻出上位 50 語および類型別の特徴語

（1）全体データ

子育て支援事業の効果と課題に関する記述内容を全体的に把握するために，KHcoder を用いて抽出した頻出上位 50 語を示す（表 3－1）．認定こども園の子育て支援事業に直接関わる「子育て」「支援」「保育」「園」「地域」といった語句が上位に入っていた．また，子育て支援事業の効果と課題に関連しそうな「入園」「課題」「職員」をはじめ，園の状況や思いが分かる「増える」「必要」「多い」「忙しい」などの語句が入っていた．

また，大量のテキストデータの中から「特徴的な重要語」を客観的に見つけるため，自由記述データを「効果」「課題」「特になし」の 3 つに分けて，類型別の特徴語を示した（表 3－2）．特徴語の提示には，KHcoder のツール「外部変数と見出し」から「効果，課題，特になし」の 3 つを外部変数として設定し，Jaccard 類似性測度を計測した．

「効果」では，「入園」「増える」といった特徴語が見出されたのに対し，「課題」では，「課題」「職員」「必要」「難しい」といった特徴語が見出された．「特になし」では，記述データが「特にない」という回答が多くあったことから Jaccard 係数 0.477 を示していた．Jaccard 係数は，回答者のグループの親和性が高い言葉ほど 1 に近い数値が出される．

表 3 - 1　子育て支援事業の効果と課題上位 50 語（全体）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
子育て	206	子	36
支援	202	園児	35
保育	100	情報	35
園	92	就	34
地域	84	特に	34
保護	73	人	33
入園	63	施設	29
思う	62	知る	28
親子	62	確保	27
子ども	59	感じる	27
課題	56	考える	26
職員	54	活動	25
利用	52	効果	25
親	49	前	24
家庭	48	不安	24
増える	47	交流	22
必要	45	機会	21
場	44	義務	21
センター	43	少ない	20
相談	42	悩み	20
行う	41	来る	20
事業	40	関係	19
多い	40	出る	19
難しい	40	連携	19
参加	37	希望	17

表 3 - 2　子育て支援事業の効果と課題別の特徴語（全体）

効果		課題		特になし	
子育て	.234	支援	.357	特に	.477
入園	.209	子育て	.320	以前	.095
保護	.186	保育	.194	変化	.086
園	.170	地域	.164	行く	.073
支援	.159	園	.163	問題	.050
地域	.159	課題	.160	実施	.048
子ども	.148	職員	.131	義務	.040
保育	.124	必要	.124	センター	.032
増える	.120	難しい	.123	ナシ	.031
思う	.117	親子	.114	継続	.030

一方で，「課題」に関する記述では，「職員」「必要」「難しい」といった語が特徴的に出現しており，人的資源の確保や業務遂行の困難さが主要な課題として認識されていることがうかがえる．これらの語の組み合わせは，子育て支援事業の実施にあたり，職員体制の不足や業務負担の増加が大きな制約条件となっていることを示していると考えられる．

認定こども園における子育て支援事業は，入園促進等の効果を有する一方で，人的資源や運営体制に関する課題を伴うものであり，子育て支援事業の展開条件を検討する上で，

基本的な条件整備やそのあり方について重要な要素となることを示唆するものである.

（2）消滅可能性自治体データ

子育て支援事業の効果と課題に関する記述内容を消滅可能性自治体データに限定して頻出上位 50 語を抽出した(表 3－3).認定こども園の子育て支援事業に直接関わる「子育て」「支援」「地域」「保育」「園」といった語句が上位に入っていた.子育て支援事業の課題に関連しそうな「必要」「利用」「課題」「入園」をはじめ,園の状況や思いが分かる「多い」「確保」「感じる」「増える」「少ない」などの語句が入っていた.

また,特徴語の抽出の結果,「効果」では,「入園」「不安」「交流」「利用」「場」といった特徴語が見出されたのに対し,「課題」では,「必要」「難しい」といった特徴語が見出された（表 3－4).

表 3 - 3　子育て支援事業の効果と課題上位 50 語（消滅）

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
子育て	45	子	7
支援	39	施設	7
場	17	情報	7
思う	16	多い	7
地域	16	知る	7
保育	15	家庭	6
園	14	確保	6
親子	14	活動	6
必要	14	感じる	6
利用	14	効果	6
保護	13	増える	6
事業	11	悩み	6
行う	10	不安	6
親	10	計画	5
特に	10	出る	5
課題	9	少ない	5
子ども	9	相談	5
就	9	担当	5
入園	9	遊び	5
来る	9	連携	5
センター	8	関係	4
園児	8	義務	4
職員	8	教育	4
難しい	8	考える	4
交流	7	行政	4

表 3 - 4　子育て支援事業の効果と課題別の特徴語（消滅）

効果		課題		特になし	
子育て	.286	支援	.377	特に	.500
保護	.250	子育て	.315	変化	.167
支援	.217	必要	.233	ナシ	.091
入園	.214	地域	.196	以前	.091
不安	.160	難しい	.191	行く	.091
情報	.148	行う	.186	設置	.091
交流	.143	思う	.186	無い	.083
利用	.138	事業	.186	問題	.083
場	.129	保育	.174	センター	.071
保育	.121	親子	.159	支援	.024

2. 子育て支援事業の共起ネットワーク分析結果

（1）全体データ

外部変数による共起ネットワーク分析の結果，全体の頻出語として最も多かったのは「子育て」，その後に「支援」「保育」「園」が続き，子育て支援事業というテーマに即した語が多く抽出された（図 3－1）．

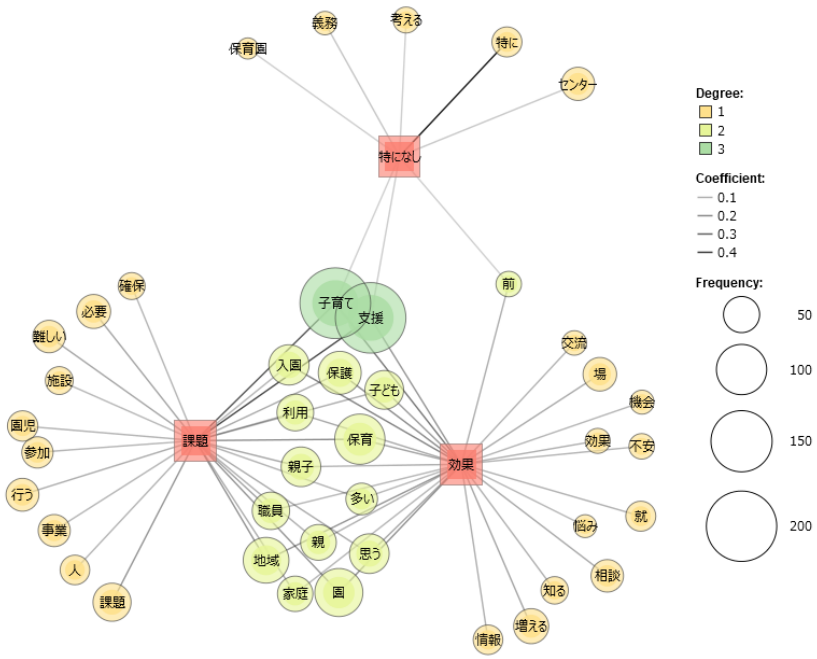


図 3－1　子育て支援事業の効果と課題の共起ネットワーク（全体）

外部変数による共起ネットワーク分析は，単なる頻出語ではなく「どの属性でどのような意味のまとまりが現れるか」を比較・解釈するために行う．図 3－1 をみると，「子育て」「支援」「保育」などを中心とした語群がネットワークの中核に位置しており，子育て支援事業の基盤的な活動領域を形成していることが確認できる．また，「利用」「親子」

「地域」などの語と結びついており，地域の親子を対象とした支援活動が中心的な実践内容であることを示している．

次に外部変数の「課題」では，「確保」「必要」「難しい」「職員」「施設」などの語句の関連性が強く，これらは人的資源の確保や施設運営に関する困難を示す語群として単独のまとまりを形成している．子育て支援事業の実施にあたって，職員体制や人材確保が主要な制約条件となっていることが示唆される．

一方，「効果」では，「交流」「場」「機会」「相談」「情報」「増える」などの語句の関連性が強く，利用者の交流機会の創出や，保護者の不安や悩みに対する相談機能の提供といった側面が，子育て支援事業の効果として認識されていることが読み取れる．これらは，地域における子育て支援の場の形成や情報提供機能の充実に関わるものであると考えられる．

さらに，「効果」と「課題」の両方に関連する語句として，「入園」「利用」「保育」「職員」「地域」などが抽出されており，これらは子育て支援事業の運営を検討する上で中核的な要素であると同時に，効果と課題の双方に関わる論点であることが示されている．

（2）消滅可能性自治体データ

外部変数による共起ネットワーク分析の結果，全体の頻出語として最も多かったのは「子育て」，その後に「支援」「保育」「園」が続き，子育て支援事業というテーマに即した語が多く抽出された（図 3－1）．

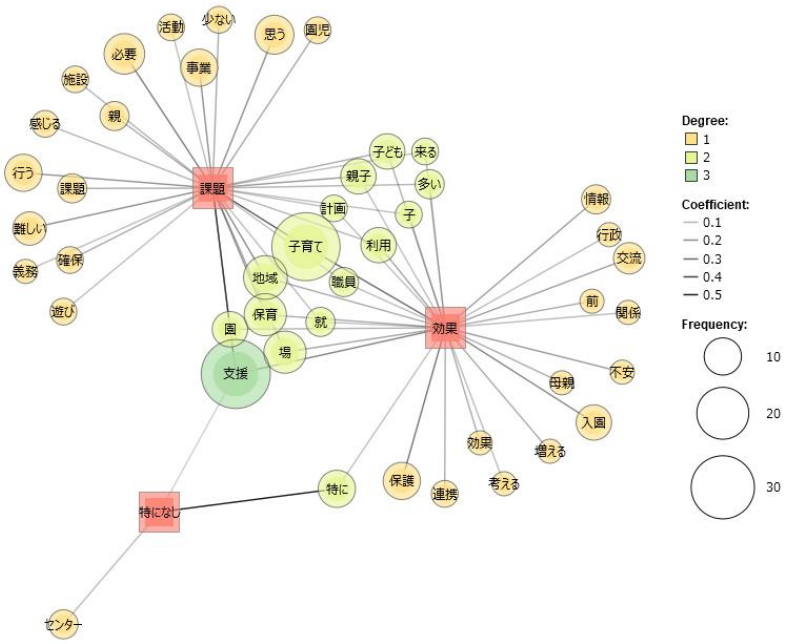


図 3－2　子育て支援事業の効果と課題の共起ネットワーク（消滅）

図 3－2 をみると，全体データと同様，「子育て」「支援」「地域」「保育」などを中心とした語群がネットワークの中核に位置している．

次に外部変数の「課題」では，「必要」「少ない」「課題」「難しい」「確保」などの語句の関連性が強く，全体データと同様の語句が並んでおり，人員体制や施設運営に関する内容であることが示唆される．一方，「効果」では，「入園」「情報」「交流」「不安」などの語句の関連性が強く，子育て支援事業の利用が入園につながっていることや，保護者の不安に対する相談・交流機能の提供といった側面が，子育て支援事業の効果として読み取れる．

さらに，「効果」と「課題」の両方に関連する語句として，「利用」「職員」「計画」「多い」「場」などが抽出されており，全体データと同様，効果と課題の双方に関わる重要な論点であることが示唆されている．

3. 地域別の子育て支援事業の効果と課題に関するカテゴリー関連図

（1）全体データから作成したカテゴリー関連図

前述した抽出語と共起ネットワーク分析の結果を用いて，子育て支援事業の効果と課題で示された記述の意味のまとまり（カテゴリー）として整理し，内容の構造をより解釈しやすくするために，カテゴリー関連図の作成を試みた（図 3－2，図 3－3）．本図は，子育て支援事業の効果と課題に関する記述内容の関係性に着目して構造的に整理したものである．特に，課題に関しては，「地域の課題と現状」背景に，「認定こども園運営上の課題」，「子育て支援事業のための条件整備」，「地域のニーズに沿った子育て支援の取り組み」，「運営課題による影響」，「子育て支援事業の意義」へと展開する構造を示している．一方で，効果に関しては，「子ども・保護者に対する効果」と「認定こども園としての効果」という二つの側面から整理される．

「子育て支援事業の効果と課題に関するカテゴリー関連図①②」を作成した手順は，①自由記述データから品詞別の抽出語リストを作成，②図 2「子育て支援事業の効果と課題の共起ネットワーク」の結果から，特に園の状況や回答者の思いを示す語句（「効果」，「課題」，サ変名詞，形容動詞，動詞，形容詞）とその関連性を分析，③②の結果から記述内容を Mindmaster[4)]に入力し同類の内容をカテゴリーに分類，④カテゴリーごとのラベル付けを行い，9 カテゴリー，24 サブカテゴリーに分類した．

効果に関するカテゴリーは，【子ども・保護者に対する効果】と【認定こども園としての効果】の二つの側面から整理された．

【子ども・保護者に対する効果】では，〔子育ての不安や悩みの解消〕，〔孤立防止・交流

の場の形成〕,〔就園に対する不安解消〕といった効果が確認され，子育て支援事業が保護者の心理的支援および社会的つながりの形成に寄与していることが示された．一方,【認定こども園としての効果】では,〔入園に関すること〕をはじめ,〔専門性の向上〕,〔園の情報発信〕,〔地域の状況把握と交流〕,〔子育て支援事業の利用拡大〕,〔地域住民等との交流・連携〕といった多面的な効果が確認された．これらは，子育て支援事業が園運営や地域との関係構築にも寄与していることを示している．

課題に関するカテゴリーは,【地域の課題と現状】を背景に，認定こども園による子育て支援事業を経て,【認定こども園運営上の課題】および【子育て支援事業のための条件整備】へと展開し，それらが【地域のニーズに沿った子育て支援の取り組み】につながったり，【運営課題による影響】として表出したりする構造として整理された．【子育て支援事業への意義】については，求められる効果に対して表出する課題から，疑問が提起されていることを表している．

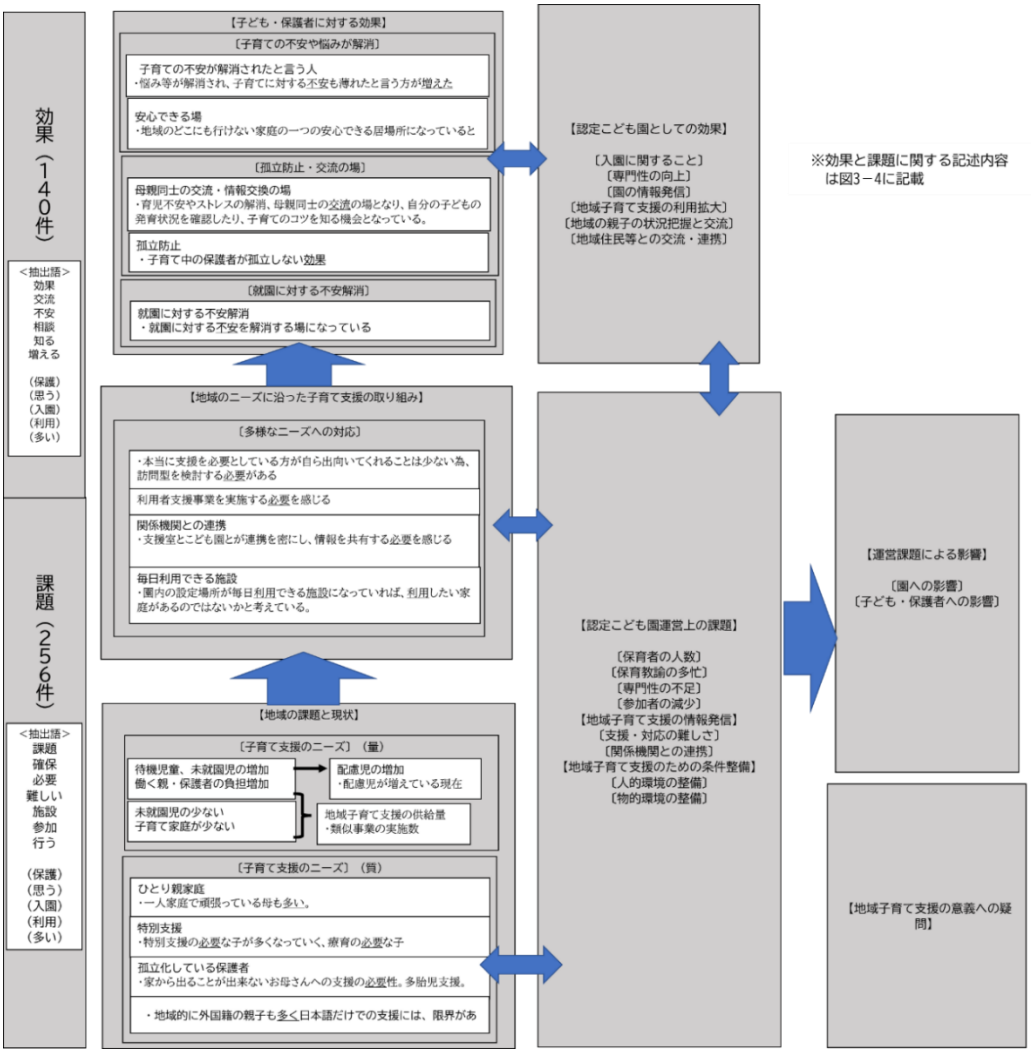
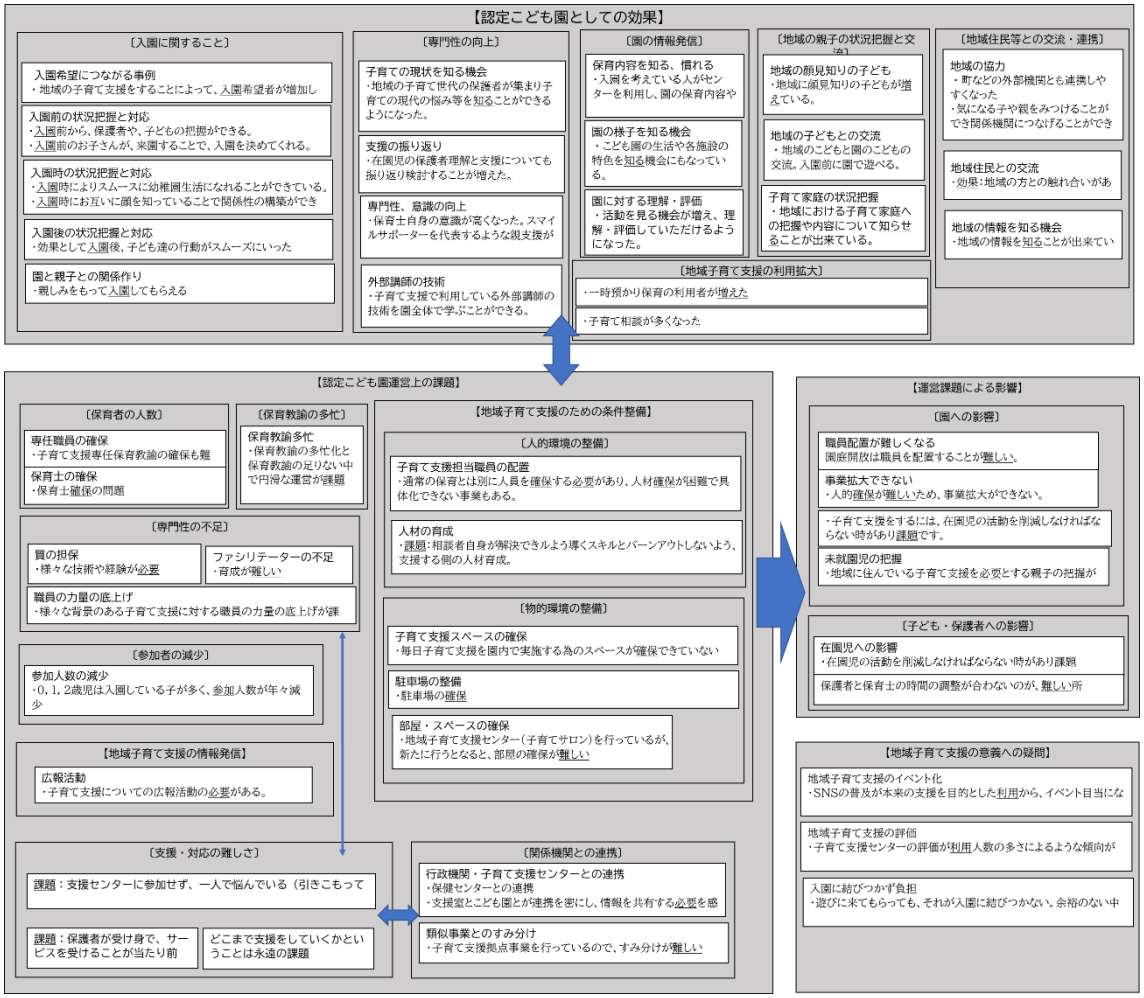


図 3 - 2 子育て支援事業の効果と課題に関するカテゴリー関連図①



【 】はカテゴリー　〔 〕はサブカテゴリ―　括弧なしゴシック体はラベル　箇条書き明朝体は代表

図 3 - 3　子育て支援事業の効果と課題に関するカテゴリー関連図②

まず，【地域の課題と現状】では，未就園児とその保護者における子育て支援ニーズの存在が確認された．これを受けて，認定こども園では法定化された子育て支援事業とともに，【地域のニーズに沿った子育て支援の取り組み】が求められており，〔多様なニーズへの対応〕として訪問型支援や利用者支援事業の実施，日常的に利用できる施設の必要性が指摘されている．

一方で，これらの取り組みを進める中で，【認定こども園運営上の課題】が顕在化している．具体的には，〔保育者の人数〕や〔保育教諭の多忙〕，〔専門性の不足〕といった人的資源に関する課題に加え，〔物的環境の課題〕や〔参加者の減少〕，〔支援・対応の難しさ〕，〔情報発信〕，〔関係機関との連携〕など，多岐にわたる課題が存在している．これらの課題に対応するためには，【子育て支援事業のための条件整備】として，〔人的環境の整備〕および〔物的環境の整備〕が不可欠であることが示された．さらに，こうした運営上

の課題は，〔園への影響〕や〔子ども・保護者への影響〕といった【運営課題による影響】をもたらしており，事業拡大の制約や在園児への影響といった問題につながっている．加えて，子育て支援事業のイベント化や評価基準の偏りなど，【子育て支援事業の意義】への疑問も指摘されている．

以上のカテゴリー関連図から，子育て支援事業は，地域のニーズに対応する実践として展開される一方で，人的・物的資源の制約の中で運営されており，そのことが事業の効果と課題の双方に影響を与えている構造が明らかとなった．

（2）効果の記述に関する地域別の対比

全体データから抽出された効果に関するカテゴリーと消滅可能性自治体の自由記述内容を比較した結果，子育て支援事業による効果には多くの共通点がみられた（表 3 - 5）．

表 3 - 5　効果に関する消滅可能性自治体の記述内容との対比

全体データのカテゴリー	消滅可能性自治体データの記述内容
【子ども・保護者に対する効果】	
〔子育ての不安や悩みの解消〕	・外国からお嫁に来た、妊婦や、母子等も支援室を訪れ、専任保育士や他の母親達と話すことにより、悩み等が解消され、子育て対する不安も薄れたと言ってくれる方が増えた。
〔孤立防止・交流の場の形成〕	・効果としては、育児不安やストレスの解消母親同士の交流の場となり、自分の子どもの発育状況を確認したり、子育てのコツを知る機会となっている。
〔就園に対する不安解消〕	・定期的に利用している（親）子が、３歳児から入園した際に、スムーズに慣れる事ができる。
【認定こども園としての効果】	
〔入園に関すること〕	・一時預りや途中入園に結びつく事もあります ・効果多い…就園前の情報が入る。つなぎができる。子育に悩んでいる母をフォローできる ・園で力を入れている事業として前面に打ち出し、専門の職員を配置する事で、就園前の保護者との信頼関係構築に役立っている。
〔専門性の向上〕	・職員が保護者へより寄り添うようになった。 ・自園の保護者にしか目が向いていなかったが、今は子育てをしている地域の方に目が向くようになった。
〔園の情報発信〕	・こども園の生活や各施設の特色を知る機会にもなっている。 ・全く来たことがない親子も足をふみ入れやすいように、広報活動を更にしていきたい。事業の内容も増やしたことで、きてくれている保ゴ者からは好評。
〔地域の状況把握と交流〕	・園の行事等に地域住民の方々が世代間を越えて参加して頂けるようになり、より親しみやすく、開かれた「こども園」として、地域の子育て支援拠設として明確になってきた。
〔子育て支援事業の利用拡大〕	・親子の交流する場が増えて、好評である。 ・今まで以上に、子育て支援活動が充実した。
〔地域住民等との交流・連携〕	・義務化されたことで行政の組織体制が密になり、率先して動き始めた。連携がとりやすくなった。 ・地域内（同法人内）に子育て支援センターや児童館もあり、両方で支援する体制があるので、数的には、多くないが連携もとりやすい。 ・市全体ど子育て支援が考えられる。地域の協力増。

まず，子ども・保護者に対する効果として，全体データでは「子育ての不安や悩みの解

消」「孤立防止・交流の場の形成」「就園に対する不安解消」がカテゴリーとして抽出された．消滅可能性自治体においても，専任保育士や他の保護者との交流を通して子育てへの不安や悩みが軽減されたことや，母親同士が交流し育児不安やストレスの解消につながっていることが記述されていた．また，継続的な利用によって子どもが園生活に慣れ，入園後の適応が円滑になることも示されており，細部は異なる部分はあるものの，大枠は全体データと同様の効果が確認された．

次に，認定こども園としての効果についても共通する内容が確認された．全体データでは，「入園に関すること」「専門性の向上」「園の情報発信」「地域の状況把握と交流」「子育て支援事業の利用拡大」「地域住民等との交流・連携」がカテゴリーとして抽出された．消滅可能性自治体においても，一時預かりや途中入園につながる事例や，職員が保護者に寄り添う姿勢の向上，園の特色や活動内容を知る機会の提供が記述されていた．また，地域住民との交流や行政との連携が促進されたこと，親子の交流機会が増加したことなどもあげられており，認定こども園としての効果についても全体データと同様の状況がうかがえた．

（3）課題の記述に関する地域別の対比

全体データから抽出された課題に関するカテゴリーと消滅可能性自治体の自由記述内容を比較した結果，認定こども園による子育て支援事業の課題に関して，多くの共通点がみられた（表 3 - 6）．

まず，「認定こども園運営上の課題」として，全体データでは人的資源に関する課題が抽出された．消滅可能性自治体においても，「子育て支援担当保育士の確保が難しい」「子育て支援の必要性に対する職員間の認識に差がある」といった記述がみられ，人材確保や職員の理解促進が共通する課題として認識されていた．また，補助金や人件費に関する記述もみられ，事業運営を支える財政的基盤の脆弱さも課題となっていた．

次に，「子育て支援事業のための条件整備」として，全体データでは人的環境及び物的環境の整備が求められていた．消滅可能性自治体においても，多様な支援に対応するための専門的知識や経験を有する人材の必要性が指摘されていた．また，支援活動を行うための部屋や交流の場の確保が課題としてあげられており，人的・物的環境の整備が事業継続の前提条件となっていることが確認された．

さらに，「運営課題による影響」に関しては，人材確保の困難さが事業内容や事業規模に直接影響を及ぼしていることが示された．消滅可能性自治体では，「人的確保が難しいため事業拡大ができない」「職員不足のため十分な活動が実施できない」といった記述がみられ，人材不足が子育て支援事業の展開を制約する要因となっていた．

一方で，消滅可能性自治体に特徴的な課題として，「地域の課題と現状」に関する記述

が確認された．具体的には，「家庭にいる子どもが少なく利用対象者そのものが少ない」といったものである．「地域に住む支援を必要とする親子の把握が難しい」「本当に支援が必要な家庭ほど支援の場に現れにくい」といった記述がみられた．また，特別な支援を必要とする子どもや家庭への対応，専門機関との連携の必要性も指摘されていた．

表 3 - 6　課題に関する消滅可能性自治体の記述内容との対比

全体データのカテゴリー	消滅可能性自治体データの記述内容
【認定こども園運営上の課題】	
人的資源に関すること	・子育て支援担当保育士の確保が難しいと感じます。 ・実際に子育支援事業を行なっている園や担当者は子育て支援の必要性や現代の子育ての難しさや深刻さは理解しているが支援を行なっていない施設や行なっていても担当でない職員の現状認識の浅さとの開きが気になります。
その他の課題	・補助金が少なく、人件費や、教材費が足りない ・本当に支援を必要としている方が自ら出向いてくれることは少ない為、訪問型を検討する必要があるがノウハウがない。 ・主幹（主任保育士）を専任しているが、事業の実積次第で、事業を行っていないことにされてしまう。それによる給付費の減算か生じる。 ・地域に住んでいる子育て支援を必要とする親子の把握が難しいと感じています。 ・現在は、子育て支援室が窓口となっているのが現状。支援室とこども園とが連携を密にし、情報を共有する必要を感じる。
【子育て支援事業のための条件整備】	
〔人的環境の整備〕	・支援も多様にわたり、様々な技術や経験が必要
〔物的環境の整備〕	・子育てを頑張ってみえるお母さんが、子育てを楽しいと思えるような場の確保が必要である。 ・当園の場合は、平成１９年の開園当初から地域子育て支援センター（子育てサロン）を行っているが、新たに行うとなると、部屋の確保が難しい。
【運営課題による影響】	
	・人的確保が難しいため、事業拡大ができない。
	・職員が足りない！行いたくても職員がいなければ保育に参加してもらう程度の事しかできないし、土、日の活動は控えるように町からの申し出もあるのでなかなか日常（月～金）の中では、実施することは難しいと感じる。
【地域の課題と現状】	
〔子育て支援のニーズ〕（量）	・未就学児が少ない ・地域がら家庭にいる子どもが少ない為、ほとんどの子どもが、どこかの園へ就園している。 ・未就園児のおあそびの日が月４～５回と少ない。その場に、来てくれた人に対しての対応となっている。
〔子育て支援のニーズ〕（質）	・特別支援の必要な子が多くなっていく中、専門関係機関との連携などあり、それに費やされる時間で、辛くなる時がある。 ・現在、未就園児を対象に教室をしているが、この場に出てこられるような親子は、まだ社会とつながっていけるが、本当に支援が必要な人は、このような場にすら出て来られないと思う。そのような孤立した子育て世帯にどのような働きかけるか、課題だと思う。 ・本当に支援が必要なニーズは、心を閉ざしていることが多く、教育・保育活動に参画してくれない。気になる子の背景に気になる家庭環境あり。

第 5 節　小括

本章では，認定こども園による子育て支援事業の効果と課題について，全国の認定こども園を対象とした自由記述データを計量テキスト分析により整理した．自由記述データという方法上の制約はあるものの，全国的な傾向を俯瞰的に把握するとともに，消滅可能性自治体に絞った分析結果と対比することで，認定こども園による子育て支援事業の効果と課題について，全国データと消滅可能性自治体データの共通点を見出すことができた．

まず，全国データの分析の結果，効果に関するカテゴリーは，【子ども・保護者に対する効果】と【認定こども園としての効果】の二つの側面から整理された．そして，課題に関するカテゴリーは，【地域の課題と現状】を背景として，【認定こども園運営上の課題】及び【子育て支援事業のための条件整備】へとつながり，その結果として【地域のニーズに沿った子育て支援の取り組み】が展開される一方で，【運営課題による影響】が生じるという構造として整理された．地域の子どもや保護者への支援効果，新たな参加者の獲得，本体施設への入園につながる可能性，保育者の専門性の向上，地域住民の理解の促進や協力の形成など，多様な効果が示されている一方で，人材不足や専門性の不足，物的環境といった資源制約に関する課題が指摘されることが確認された．

次に，全体データから抽出された効果に関するカテゴリーと消滅可能性自治体の自由記述内容を比較した結果，両者には多くの共通点がみられた．具体的には，子育て不安や悩みの軽減，保護者同士の交流機会の創出，就園に対する不安解消など，子ども・保護者に対する支援効果が共通して確認された．また，入園促進，職員の専門性向上，園の情報発信，地域住民や関係機関との交流・連携など，認定こども園に対する効果についても共通して認識されていた．子育て支援事業は地域特性にかかわらず，子ども・保護者への支援と認定こども園の双方において重要な役割を果たしていることが示され，これらの効果は，子育て支援事業の意義を構成する要素として位置付けられるものである．

全体データから抽出された課題に関するカテゴリーと消滅可能性自治体の自由記述内容を比較した結果，両者には多くの共通点がみられた．具体的には，人材確保や職員体制の整備，支援に必要な専門性の向上，活動場所の確保など，子育て支援事業を支える人的・物的環境の整備が共通する課題として確認された．このことは，消滅可能性自治体における子育て支援事業の展開条件を検討する上で，単に交流の場の提供や相談機能の充実といった支援内容の拡充を図るだけでなく，地域の子育て支援ニーズへの対応，それを支える職員体制や運営体制といった人的・組織的基盤の整備，地域との連携・協力がどの地域も共通する課題があることを示唆しており，地域状況に応じた支援体制の構築が求められることが示唆された．

次章では，本章で把握した消滅可能性自治体における子育て支援事業の効果を踏まえ，そこに所在する認定こども園を対象とした事例分析を行い，具体的な展開内容と意義を検討する．

第 4 章　消滅可能性自治体にある認定こども園の事例分析

第 3 章では全国調査データとの対比から，消滅可能性自治体における子育て支援事業の効果と課題の構成要素を整理した．しかし，実際にどのような実践が展開されているのかは明らかではない．そこで本章では，消滅可能性自治体にある認定こども園の子育て支援事業に着目し，特徴的な活動の把握とともに，実績を有する認定こども園が地域の課題にどのように対応し，子育て支援を具体化しているかを把握する．第 3 章で用いた認定こども園全国調査での記述内容，また，先行事例が掲載されている文献を活用した事例調査を通じて，地域のニーズに応じた支援の形態や取り組みの特色を明らかにし，消滅可能性自治体における子育て支援事業の内容と意義を確認したい．

第 1 節　対象と方法

本節では，2018 年に実施された認定こども園全国調査結果の内容の分析とともに，消滅可能性自治体にあり，子育て支援事業の実績がある 3 つの認定こども園の事例分析を行う．まず，認定こども園による子育て支援事業の特徴的な把握については，課題研究委員会編『幼保一体化の課題と展望:認定こども園全国調査のまとめ』（日本保育学会　2020）で得られた回答内容を用いる．特に，認定こども園法で求められている 5 つの子育て支援事業以外の取り組みに着目し，「その他の地域における子育て支援」と「地域における子育て家庭に対する具体的事業」の記述データを用いる．

次に，事例分析の調査対象となる認定こども園は，リベルタス・コンサルティング (2022)『認定こども園における子育て支援事業事例集』（認定こども園における子育て支援事業の取り組み等に関する調査研究：内閣府補助事業）に掲載された事例のうち，消滅可能性自治体において地域に根差した子育て支援事業を長年展開している認定こども園である．具体的な実践の特徴を整理・可視化するために，表 4 - 1「地域の実情に応じて子育て支援事業を取り組んでいる事例」に整理した．

一つ目の事例は，青森県八戸市にある幼保連携型認定こども園の「みどりのかぜ北ウィング」である．地域の幅広い年齢層の交流を目指し，系列の学校法人や外部ボランティアを活用している．二つ目の事例は，宮城県伊具郡丸森町にある幼保連携型認定こども園の「丸森ひまわりこども園」である．実施主体が社会福祉協議会であり，コロナ禍の中で，家庭で遊べる工作キット配布など新しい取組を実施している．三つ目の事例は，新潟県糸魚川市にある保育所型認定こども園の「おひさま保育園」である．保護者からの要望に応じて「食育」を軸にした子育て支援事業を実施している．こうした多様な事例の特色を把握することで，消滅可能性自治体における認定こども園の子育て支援事業を多面的に捉えることができると考えた．

資料収集の方法は，自治体の子ども・子育て支援事業計画，認定こども園の公式資料（年

報・広報誌・ホームページ等）など，外部から参照可能な資料に基づいて事業内容や運営実態を確認した．分析方法としては，各園の概要に加えて①施設の理念や方針，②子育て支援事業の内容と年間利用者数,③地域の課題やニーズ,④地域の実情に応じた取り組み,⑤子育て支援事業の課題の 5 つの視点から事例を分析した．

表 4 - 1　地域の実情に応じて子育て支援事業を取り組んでいる事例

類型	所在地	運営主体	名称	特徴
幼保連携型認定こども園				
幼保連携型	青森県 八戸市	社会福祉法人	認定こども園 みどりのかぜ北ウィング	地域の幅広い年齢層の交流を目指し、系列法人や外部ボランティアを活用
幼保連携型	宮城県 伊具郡丸森町	社会福祉法人	丸森ひまわりこども園	コロナ禍の中で、家庭で遊べる工作キット配布など新しい取組を実施 舘矢間まちづくりセンターの隣に開園した施設
保育所型認定こども園				
保育所型	新潟県 糸魚川市	社会福祉法人	認定こども園 おひさま保育園	「食育」を軸に子育て支援事業を実施

第 2 節　結果

1. 認定こども園全国調査による特徴的な記述

（1） その他の活動

認定こども園全国調査では，法定の子育て支援事業の取り組みについての実施状況を問う項目があるが，その他の取り組みについても質問項目に含まれている．本研究では，消滅可能性自治体における認定こども園が実施している多様な子育て支援の実態を具体的に把握するため，制度上位置づけられた支援事業に加えて，各園が独自に実施している実践内容に着目することとした．とりわけ，「その他」の記述には，各地域や施設の実情に応じた柔軟な取り組みが反映されていると考えられるため，子育て支援事業の展開の具体像を把握する上で重要な資料となる．

そこで，質問項目「Q30（1）地域における子育て支援について主に行っていること（〇はいくつでも）」で回答された「8．その他」の記述内容を，消滅可能性自治体に所在する認定こども園に限定して抽出した（表 4-2）

表 4-2　認定こども園によるその他の活動

Q1_都道府県	Q30-(1)_8_その他
高知県	乳児検診等への保育教諭の参加
山形県	未就園児のお遊び会を開催.
秋田県	子育て相談等.
	子育て相談事業
新潟県	放果後児童クラブ，病後児保育

	子育て相談・各種講習会
	育児相談（電話含む）育児講座
青森県	緊急預かり保育事業
	園の行事見学.
	病後児保育
	園庭解放，育児相談等
石川県	園行事に参加呼びかけ
富山県	併設して支援センターがある.
	子育て相談への対応
福島県	病後児保育

表 4-2 に示した内容を見ると，まず，「子育て相談」や「育児講座」など，相談支援や保護者への情報提供に関する取り組みが複数確認される．また，「未就園児のお遊び会」や「園庭開放」，「園行事への参加呼びかけ」など，地域の親子が園に関わる機会を創出する取り組みも多く見られる．さらに，「病後児保育」や「緊急預かり保育」，「放課後児童クラブ」など，保育機能の拡張としての支援も実施されていることが確認できる．

これらの結果から，消滅可能性自治体における認定こども園は，法定事業にとどまらず，地域の実情やニーズに応じて多様な子育て支援を展開していることがうかがえる．特に，相談支援，交流機会の提供，保育機能の補完といった複数の機能を組み合わせながら支援が行われている点に特徴があると考えられる．

（2） 地域における子育て家庭への具体的な事業内容

次に，消滅可能性自治体における子育て支援事業が具体的にどのように展開されているのかを明らかにするために，該当する回答を抽出・整理した（表 4-3）．認定こども園全国調査に示されている質問項目「Q30（2）地域における子育て家庭への支援について，具体的な事業の内容をお書きください」で回答された記述内容は，表 4-3「地域における子育て家庭に対する具体的事業」に示している通りである．回答内容は，都道府県別に整理している．

表 4 - 3　地域における子育て家庭に対する具体的事業

Q1_都道府県	Q30-(2)
愛媛県	地域の親子・妊婦などを対象にお遊び会や講演などを行なっている.
茨城県	未就園児を対象に親子で登園し，活動をして，園に慣れる．常時，園庭解放をしている．子育て相談窓口開設
	毎週水曜日に固定開放を実施
岡山県	・一時預かり
	・園庭開放
	・園庭開放・体験入園
岩手県	園開放を毎週水曜日に開設している.

	月～土曜日９：００～１４：００まで，園開放をしています．親子で一緒に遊ぶことや保育者に相談にのってもらったり，親同士が話をしたりする場を提供しています．
	１，園児と同じ園庭で遊ぶ事によって，同年令児の発達を知る事ができ，喜んでもらっている．１，時々，地域の高令者との行事があり，かわいがってもらい，高令者に元気をあげている．１，中心地から離れた所に住んでいる親子のために，お出かけ広場といって，こちらから出向いている．
	未就児開放教室を開催し，その場で保護者への相談助言荘行なっている．
	地域子育て支援拠点事業（子育て相談・育児講座など）一時預かり事業
	未就学時の親子を対象に月に４回～６回程度のサークルを行っている．講師を招いての様々な活動を行ったり，今年度より“カフェ”の日がありとても人気である．
岐阜県	子育て支援拠点事業を実施．未就園児が親子で遊びに来れる施設を開設している
	園の講座や行事へ参加案内．
	園庭開放・一時預かり
	公立園としてひとつ設立しているので，もっと利用者が増えればよい
宮城県	親子が園に登園できる日月１回～２回設けて園内の施設を利用し遊んだり保育に参加したりする機会を作っているその際子育て情報紙などを発刊している．
京都府	園で未就園児の保育の広場を■して設けている園庭解放等．
群馬県	子育て支援センターの設置相談事業園庭解放育児情報の発信絵本の貸出しハンディのある子のふれ合い保育の実施
	・情報の提供や相談の受け入れ．
	・園の行事に参加・食育活動・読み聞かせ・育児相談・制作活動・リズム遊び・お母さんのヨガ，フィットネス
埼玉県	地域への園開放事業，園行事への紹待．
山形県	未就園の親子が参加できるあそびの会を月１回実施し，園開放として行っている．その他，希望があれば園見学，給食体験の受け入れも行っている．
	年間１２回位，園開放を行い，同年令のお子さんと一緒に遊ぶ，過ごすまたは，催しものに参加する等を行い，その後の茶話会では，菓子を食べながら育児相談も行っている．
	園内では子育て支援事業として「ぽけっとひろば」という名称にし，地域の皆様に向けて発信し，園内活動に参加して頂いたり，親子で楽める楽しい企画・立案し参加を促している．（離乳食試食会・野菜植え（さつまいも・とうもろこし）・プール入水・七夕祭り参加等〈年８回開催〉，家庭への育児相談含）
	園舎に併設して町の子育て支援センターがあるので，そこと連携して家庭支援を行っている．
	・育児相談・未就園行事の実施「すぎのっこ広場」・地域開放推進事業「すぎのこの夕べ」（年３回講座）
	園活動へ親子参加，相談事業．
山口県	親子登園を中心に交流行事，相談活動を行っている
	・月１回未就園児親子教室・月１回子育て相談（カウンセラー）・産休，里帰り等の一時預り

	・園庭開放・未就園児の親子登園日の設定・子育て相談・子育て講座開催
滋賀県	・子育て支援センターが並設
	年齢別あそびのひろば，手作りおもちゃ，手作りおやつ（食育），１歳のお誕生会，子育て相談
	子育て支援さくらんぼ広場を開設している（週３回９：００～１４：００）土曜日園開放
鹿児島県	園庭開放,「リトルデー事業」別府児童館開放
	（1）子育て親子の交流の場の提供と交流の促進.（2）子育て等に関する相談，援助の実施（3）地域の子育て関連情報の提供（4）子育て及び子育て支援に関する講習等の実施.母親同志の仲間作りのきっかけとなるように趣味の講座をとり入れたり,母親自身のリフレッシュも兼ねて，骨盤体操，ママの為の有酸素運動も実施．親子クッキング，保健師講座，歯科講座，読みきかせ，趣味講座等もとり入れている.
秋田県	・月曜日～金曜日（毎週，祝祭日除く）子育て支援室開放・毎週木曜日「ふれあい広場」～保育園開放・誕生会を行い，支援室にて，祝う.（未就園児親子)・春の遠足（湯沢市３支援センター合同)・すくすく学級（保健師による話)・ママと天使の交流会・おはなし会（絵本等専任職員による，読み聞かせ)・育児相談
	・週１回,園を開放し未就園の子どもと保護者に遊びの場を提供する.・年６回程，０歳児と母親，妊娠中の母親と乳幼児の育児について話し合い，情報を提供する.
	就園前の子どもとその保護者が定期的にあるいは希望する時に支援室を利用し他の親子との交流ももてる.
	体験入園や絵本の貸代を行っている.
	・週１回，園開放日を設けている.・行事への招待・随時子育て相談に応じている.・ＮＰ開講
	毎月２回園開放を行っている.そこで子育てに関する悩みの相談も受け付けている.
	・親子登園．園行事への紹待.
	・育児相談.・延長保育（２号，３号認定園児・一時預かり，在園児，未就園児・預かり保育.（１号認定児)・地域の子でもの健全育成（中，高生の乳幼児の触れ合いや交流の場の開放)
	・一時預かり保育．親の緊急時，リフレッシュに応じて受け入れている.・園開放，きらきらキッズ（未就園児)，ぽかぽか広場（未満児）を対象に月１～２回地域の親子の交流の交流の場を設けている.その中で育児相談等を受けたりする.
	未就園児を対象に園を開放して，遊びの場や，保護者の情報や交流の場をして活用してもらっている.
	月２回，未就園児のいる親子が集う場を提供している．その他，行事へ招待したりしている.
	一時保育を受け入れているが,保育時間が長くなりがちで子どもに負担がかかってしまっている.
新潟県	親子食堂，園開放，情報提供
	年間予定表のパンフレットを配布その中にどんな事をするか,支援をするか記入してある
	毎月の活動予定をはがきで利用登録者に郵送したり,市のパソコン掲示板にものせている，季節にあったものの製糧，読みきかせ，手作りおや

	つ講習会，リトミック感染症や救急法の講習会などを行っている．
	子育てサークル育児講座，育児相談，回乱板等の情報発信
	・親子で自由に遊ぶ場の堤共・育児情報の交換の場，出会いの場・子育て相談（いつでも気軽に相談できる）
	・子育て相談・親子登園・イベントの開催・講演会の開催・園庭の開放・子育て情報の発行
神奈川県	・年６回の園開放・ＨＰによる情報提供・見学の受入れ（随時）・一時預かり（月～土祝祭日以外８：３０～１７：００）・子育て相談・運動会への参加・子育て支援センターの
青森県	・保育行事に，子育て家庭を招待する（自由に来てもらう）・月１回の未入園児保護者の自由な集まりの場（研修やその他）→「子育て広場」開設・毎月の園だより配布・子育て情報を随時提供する．（公共の場や店等への張り出し等）
	・当園での，子育て支援活動への参加（未就園児対象）・ポスターお知らせの協力依頼をし，市役所・支援センター・ショッピングモール等に掲示している
	保護者の悩みをゆっくり聞いてあげる．
	「ほっとママプロジェクト」と名付けて，親子ヨガ，わらべうた，アンガーマネジメント，ベビーマッサージ，ベビーサインの会を設けている．
	里帰り出産や特別な事情による一時的保育が困難になった家族の子どもの保育，他
	子育て相談．ねぶた祭りへの参加．
	・一般型一時預かり事業・子育て相談（月～金）・園庭開放（月～土午前中）・子育てサークル（年８回）
	親子で楽しく参加できるサークル（ぎょうざ作り，七夕飾りづくりなど）
	・施設の開放．・行政と一緒に健診への手伝い．
	・一時預かり・子育て家庭の親子への遊びや場所の提供．・子育ての情報提供
	・月に２回と日を設けて，案内を出し，保ゴ者から連絡をつのる．それぞれの月にあった行事の製作や，在園児と一緒の交流を楽しんだりしている．
	・週３日園や園庭を開放し，園児と交流したり親子で遊びを楽めるようにする．・上記のうちの１日は，絵本読み聞かせの会と称し５組（親子）限定で昼食を提供している．
	・未就園親子登園・国内・園庭開放．・絵本等の読み聞かせ．
	・就学前の子に遊びの提供を年２回程行なっている．
	サロンの開催や子育て家庭の親子が情報交換できる場の提供．園内開放，園行への参加など．
	保育園施設内の保育事業で精一杯です．施設内では育児講座年４回，相談事業年中です．
	月一回程度，未就園児を対象とした教室を開いている．その中で，参加する親子が交流したり，子育ての相談をしたりしている．
	一時預かり（施設型）は町内で１施設が年度ごとに交代で行う．
	・月一回の子育て支援．・行事等での触れ合い．
	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進②子育て等に関する相談，援助の実施③地域の子育て関連情報の提供④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月１回以上）

	・施設開放や，子育て広場を開催している．読み聞かせ会や，離乳食づくりなどイベントを行い支援をしている
	月に一度，園内で遊びを提供している．
	市の補助金がつかないため，最低限の範囲内で自主事業を行っている．
	子育てに関する相談があれば受けている．
	子育て支援として毎月２回地域の親子が参加できるキッズランドという場を設けて遊びの場を提供したり，子育ての相談窓口になっています．
	交流の場の提供と促進．子育て等に関する相談・援助，地域の子育て関連情報の提供，手育て支援に関する講座等の実施．
石川県	園内の空き保育室を利用し，未就園の親子が集まり，様々な活動を行っている．園からま主幹保育教諭が主導しすすめている．子育ての相談等は主幹保育教諭，園長もアドバイス，わかち合ったりしている．
	石川県がすすめているマイ保育園登録事業や在宅保育家庭通園保育モデル事業など行っている．
千葉県	一時保育及び支援ルーム（たこ，こどもルーム）の利用
	子育て支援センターが隣接されていて，子どもの情報の共有や提供の場になっている．
	支援センター
大阪府	・園庭開放・相談業務・保育士体験（小学生～社会人まで）子育てサークル支援・子育て支援センターでの出張保育など
	・地域交流会（隔週）・園庭開放（水・土）・園行事の参加（人形劇コンサート，もちつけ，うんどう会など）・こども食堂（月３回～４回土曜昼）
	週１回，担当の教諭が，内容を考え，親子で，ふれ合いあそびをしたり，製作したり，１時間程遊ぶ．
	子ども相談親子教室（２歳児クラス）子育て広場（０，１，２歳児の親子）慣らし保育（２歳児クラス）
	親子保育，相談事業，行事参加，スマイルサポーター事業園庭開放養育支援事業，こども食堂
大分県	・未就児を対象者に園内で，交流会や園庭開放している．
	他事業者と連携し，施設内で地域子育て支援事業を行っている．
	・ホームスタート事業で家庭訪問を行う・園庭開放．・一月入園試食体験．イベントへの招待．
	・通信の発行（毎月）・育児相談・出前保育・園庭開放・身体計測・親子クッキング及び食事の提供，遊びの提供（砂場遊び，散歩，プール遊び等）・製作（手作りおもちゃ・季節の行事に関する物・大人を対象とした物等）・読み聞かせ
	・子育て支援センター
	・未就園児の子育て支援センターなどへの参加の呼びかけ．・家庭の事情で途中退園した子どもたちへの見守り，等の支援．
	・子育て講演会や行事への招待・拠点事業で読み聞かせやわらべうたあそびを行っている．
	・園庭を解放している（月１回程度，暑い時期は無）・一時預かり事業．
長崎県	・地域子育て支援事業・障害児保育事業
	・来就園を応じて「ぞうさんクラブ」３歳以上「ぞうさんクラブミニ」０，１，２歳「ぞうさんクラブＭＩＸ」全学歳います．・親子クッキング・園外保育・茶話会・お話し会・お祭り等人のご招待・製作・お抹茶

	会，等
	フリータイム，出前遊び，フラダンス，タッチケア，茶道，英語，幼稚園遊び，おしゃべりタイム
長野県	子どもの育ちの連続性が確保できていない．年長→１年生
島根県	未就園児を対象とした園開放
徳島県	・園庭開放を実施，未就園児の子育て相談等を行っている．
	毎週木曜日の園解放
	毎週１日，９：３０～１１：００園庭を開放し，未就園児の親子を受入れ子育ての悩みや成長の様子など地域の親子が交流し，情報交換する場を設けている．また，一時預かりも家庭の要望に応じ利用できるようにしている．（町外在住でも外帰り出産の要望も多い）
	午前中は市内の未就学児午後からは市外の幼児も受け入れしている．いろいろな行事も（ミニ夏まつり・ベビーヨガ・育児・栄養相談，リズム遊び等）を行っている．
栃木県	未就園児の親子教室を月一回実施．（園外の講師にも参加していただき内容の充実を目指している）．
富山県	育児相談や講習会等の企画を行っている
	子育て支援センター内において，外部講師を招いた教室，育児相談，本園の園庭開放，小さい町なので，町の保健師さんとのパイプ役など
	認定こども園での子育て支援ばかりでなく，子育て支援センターを併設して支援に努めている．
福井県	園の開放を常時行っている．子育に悩む親や育児うつになりそうな親を自由に来ていただき，相談にのったり，こどもの成長について話をしたり，他の子と交流をはかったりし，子育って楽しいと思えるように発信している．
	子育て支援センター運営
福島県	親子で園に遊びの来る「親子で遊ぼう」を実施．“手作り楽器作り”“水あそび”などの活動や子育て相談などに対応している．
	①子育て支援だより発行（隔月）各行政区回覧②子育て広場（園開放日，火・木・金）（時間：１０：００～１１：３０）③子育て相談日（月～金）（時間：１３：００～１６：００）④絵本サロン：保育者による絵本読み聞かせ会を年５回開催（地域住民等対象）
	・ベビーマッサージ活動や音楽療法等，講師を招き，実施している．
	毎週（月）は園を解放し受け入れているが参加者は少なし．来られると保育に参加（一緒に遊んだりおやつを食べたり）して頂き，子ども達の支援と保育教諭をまじえての活■■したりなどしている．又，大きな行事（夏祭り，運動会，Ｘｍａｓ等にお誘いの文書を広報にし出す）
	月２～３回支援事業としてイベント的な活動を実施．平日も施設を開放．
	・絵本の貸し出し，子育て支援の情報提供，子育て，育児相談園庭開放，交流の場の提供，等．
	保育所やこども園に預けていない家庭においては，公民館の事業等で対応しているため，各こども園では，開設していない
	１～２歳のお子さんと保護者が集い，親子でゲームをしたり，絵本の読み聞かせ，季節の草花遊びなど親子で楽しめる場を月２回設けている．
兵庫県	園庭開放，子育サークル支援子育て情報発信，等．
	東っこクラブ…未就園の親子を園に来てもらって，一緒に遊ぶ．

	子育て支援センターが隣接している.
	子育て支援「どんぐる」毎週金よう日１０：００～１１：３０園舎，園庭開放実施
	県の乳幼児子育て応援事業を行っているが，県からの補助金の（保育協会経由で支払われている）交付が遅すぎる．半期事業が終わった頃に支払われるため，その間，立て替えて支出している．施設会計から支出来ることになっているが，領収書等の事務処理がしにくい．別会計で支出したい.
北海道	・園開放・小学校との交流・人形劇団の観劇歓誘・園行事への参加等
	・地域子育て支援センター（子育てサロン）・地域子育て支援センター（ホームスタート）※訪問型・一時預り事業
	金曜日の午前１０時～午前１１時３０分まで，未就園の親子登園
	子育てサロン子育て相談（電話，来園，訪問）
	・園の開放・園行事への参加案内・子育相談への対応
	子育て支援拠点事業との合同行事.（音楽祭ｅｔｃ）
	子育てサロン，個別訪問型（ホームスタート）.
	・幼児センター内にあるため園児と一緒にいろいろな行事に参加し，楽しんでいる.・給食試食・手作りおやつ・季節に合った製作等を計画・実施．保護者との信頼関係を築くよう配慮している.
	・子育てサロンの開設（自由開放，子育て相談，ミニ講演会，子育て情報提供等）・一時預かり保育
	毎日の保育所の開放と週１回の遊びの教室の実施. 年一回の親子バス遠足.
	・あそびの広場の提供（０～１才，２才以上に分けて）.・たのしい☆えいご（２才以上，園の２才クラスと一緒に英語に親しむ活動）.・講演会，相談事業，お母さんのためのおしゃべりカフェ，親子クッキング教室.・絵本の貸し出し.・センター開放.
	・対象を子どもが出産してからではなく，妊婦の時期から，支援センターの情報を発信し，子どもが生まれてからも安心して利用できる環境づくりを心がけている.
	子どもとの関わり方や発達面などの意見交流
	小さな町なので，子育支援センターに通いながら園の子ども達の交流や子どもに対する，同年令の見比べで親が考える機会ともなり，スムーズな園の入園につながっている.
和歌山県	・保健師とのタイアップ事業…乳幼児健診の応援．発達支援，親子教室の担当他
	・ルーム開放・子育て講座・園庭開放・出張保育・育児相談
	・未就園児とその保護者が，園の保育を体験する日や，保護者がお茶を飲みながら先生や他の保護者と話したりしてリフレッシュできる日，園庭で自由にあそべる日を設けています.
	育児・子育ての相談
	園を開放して遊びに来てもらっている

分析の結果，消滅可能性自治体に所在する認定こども園では，基本的な子育て支援事業に加え，地域の実情やニーズに応じた多様な取り組みが展開されていることが確認された．これらの実践は内容の特徴に基づき，大きく 5 つの類型に整理することができる.

第一に，園行事や園生活に子育て家庭を招く活動である．運動会や季節行事，人形劇などへの参加を通じて,未就園児とその保護者が園に関わる機会を提供している.これらは,園の雰囲気や保育内容を体験的に理解する機会となるとともに，将来的な入園への接続を促す機能を有していると考えられる．

第二に，交流を目的とした活動である.「子育てサークル」や「親子カフェ」,「おしゃべりタイム」などの形で，親子が継続的に集う場が設けられており，保護者同士の関係形成や孤立防止の役割を果たしている．また，高齢者や小学校との交流も行われており，地域内の多世代交流の場としての機能も確認された.

第三に，専門性を活かした講座やプログラムの実施である．親子ヨガ，ベビーマッサージ，リトミック，音楽療法など，多様なプログラムが外部講師や専門職との連携により提供されており，子育て家庭の多様なニーズに応じた支援が行われている．これは，認定こども園が専門的資源を活用した支援拠点として機能していることを示している.

第四に，訪問型・出張型の支援である．家庭訪問（ホームスタート）や「お出かけ広場」など，園外に出向く形での支援が行われており，地理的条件や移動の制約を抱える家庭へのアクセスを可能にしている．特に消滅可能性自治体においては，広域エリアとなり利用する過程が分散しているため重要な支援形態であると考えられる.

第五に，地域資源との連携による取り組みである．行政との乳幼児健診や自治体事業との連携のほか，子ども食堂や地域交流会，小学校との連携など，多様な主体との協働が確認された．これらは，認定こども園が地域ネットワークの中核として機能していることを示唆している.

さらに，これらの取り組みの中には，地域交流会，子ども食堂，親子食堂，祭りへの参加，児童館開放事業，他機関との共催事業など，各地域の文化や資源を活かした独自性の高い実践も確認された．また，自治体独自の制度と連動した取り組みも見られ，制度的枠組みと現場の実践が結びついている点も特徴的である.

以上より，消滅可能性自治体における認定こども園の子育て支援事業は，交流機会の提供，相談支援，専門的プログラムの実施，訪問型支援，地域連携といった複数の機能を組み合わせながら展開されており，地域の条件に応じた柔軟な実践として構成されていることが明らかとなった.

2. 先行事例 3 園の調査結果

本項では，消滅可能性自治体における認定こども園の子育て支援事業の展開の具体像を明らかにするため,異なる地域に所在する 3 つの認定こども園を対象に事例調査を行った.第 3 章では全国的な傾向を俯瞰的に把握したが，本章では個別事例に着目することで，各園が置かれた地域的・制度的状況のもとで，子育て支援事業がどのように具体的に展開さ

れているのかを検討することを目的とする．

表 4 - 4　事例となる認定こども園の概要

園　名	認定こども園 みどりのかぜ北ウィング	丸森ひまわりこども園	認定こども園 おひさま保育園
類型	幼保連携型	幼保連携型	保育所型
所在地	青森県八戸市	宮城県伊具郡丸森町	新潟県糸魚川市
自治体の基本情報	〔R5年数値〕 人口　218,732名 合計特殊出生率　1.19% 出生数　1,158名	〔R5年数値〕 人口　12,108名 合計特殊出生率　1.15% 出生数　26名	〔R2年数値〕 人口　40,765名 合計特殊出生率　1.40% 出生数　130名
就学前児童の保護者に対するニーズ調査	・一時保育事業の利用は8.4%と少数であるものの、今後の利用希望の有無では、「有り」が42.8% ・気軽に相談できる相手がいない保護者 就学前児童3.5%、小学生7.3% ※特に「育児や教育に関する相談窓口が充実していること」、「夫婦が育児相談に出向き、子育てサークルへの参加ができるなどの子育て支援サービスが充実していること」乳児の保護者が求めている．	・教育・保育施設等を利用していないと回答した131名の内「利用していない理由」として4 割の方が「保護者がみている」と回答． ・子育て支援センターを利用していない方（181 人）の利用していない理由については、「その他」が64.1%と最も高く、「必要がない」や「こども園を利用しているため休日は家族と過ごしたい」などと回答． ・保護者が家庭内で経験されたことでは、ひとり親世帯は“虐待”が11.8%、「貧困」に該当する世帯では“経済的な困窮”が25.0% ・子育てに関して周りに気軽に相談できる人や場所があると感じる保護者の割合は94.9%	・子育てをする上で不安を感じる人の割合は就学前児童の保護者で約77%、小学生の保護者で約72% ・気軽に相談できる人がいると答えた割合は、どちらも90%前後 ・お子さんを見てもらえる人が「いずれもいない」と答えた人の割合は約８％ ・就学前児童の19.7%が幼稚園または保育園を利用していない．
運営主体	社会福祉法人　みつは会	社会福祉法人　丸森町社会福祉協議会	社会福祉法人　みその会
職員数	29名	36名	18名
在籍園児数（r4年2月時点）	79名	130名	57名
地域子育て支援拠点事業の受託	あり	あり	なし
根拠資料	・リベルタス・コンサルティング（2023）『認定こども園における子育て支援事業事例集』 ・『第3期八戸市次世代育成支援行動計画』	・リベルタス・コンサルティング（2023）『認定こども園における子育て支援事業事例集』 ・『第三期丸森町子ども・子育て支援事業計画』	・リベルタス・コンサルティング（2023）『認定こども園における子育て支援事業事例集』 ・『第3期糸魚川市子ども・子育て支援事業計画』

対象施設は，（１）青森県八戸市にある認定こども園みどりのかぜ北ウィング，（２）宮城県伊具郡丸森町にある丸森ひまわりこども園，（３）新潟県糸魚川市にある認定こども園おひさま保育園である．これらの事例は，いずれも消滅可能性自治体に所在しつつも，人口規模や地理的条件，地域資源の状況が異なることから，子育て支援事業の展開の具体的内容を検討する上で適切であると判断した．

表 4 - 4「事例となる認定こども園の概要」は，これらの事例について，名称・所在地・類型といった基本情報に加え，自治体の基礎情報や保育ニーズの状況，運営主体や職員体制等を整理したものである．これらの情報は，各園の子育て支援事業がどのような条件のもとで実施されているのかを把握し，事例間の比較を行うための基礎資料となる．

本項では，これらの事例を通じて，子育て支援事業の具体的な実践内容とその背景にある条件との関係に着目しながら分析を行う．

(1) 認定こども園みどりのかぜ北ウィング

① 園の理念と方針

みどりのかぜ北ウィングは「地域のすべての子どもたちの居場所づくり」を理念に掲げており，園が地域コミュニティのプラットフォームとなることを目指している．園児だけ

でなく，未就園児やその保護者，高齢者など多世代が交流する場を設けることを重視しており，保護者が子育てに喜びや生きがいを見出せるような支援を行っている．また，姉妹園や地域団体との協力を通じて，園単独にとどまらない地域全体での子育て支援のための環境づくりを目指している．

② 子育て支援事業の内容

地域子育て支援センター「ウィンディー」を設置し，未就園児親子に向けたサークル活動や園開放・園庭開放を実施している．また，一時保育や放課後児童クラブを運営するとともに，災害時には福祉避難所として機能する役割も担っている．年間利用者数は，各種サークル活動で約 400 名，一時保育で約 370 名の利用がある．財源は自主財源に加え，地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業の補助金を活用している．

③ 地域の課題とニーズ

地域の保護者からは「子育ては大変」との声が多く，特に母親が強い負担感や孤立感を抱える傾向がある．また，妊婦を対象とした「マタニティカフェ」では，妊娠期から不安を共有し支え合う場が求められている．さらに，小学校入学後に子どもが落ち着ける居場所がなくなってしまうことや，それに伴って保護者が仕事を辞めざるを得ない状況も課題となっている．地域の世代間交流が希薄であり，子育て家庭の孤立を防ぐ取り組みが求められている．

④ 地域の実情に応じた取組

全職員が子育て支援を担う意識を共有し，担当の有無に関わらず保護者と関わる体制をとっている．また，地域のサッカーチーム「ヴァンラーレ八戸」との連携により，放課後児童クラブに指導員として派遣し，地域資源を活かした支援を行っている．さらに，法人全体でこども食堂や宅食（フードパントリー）を展開し，地域住民からの寄付や協力を得ながら継続的に活動を行っている．災害時には福祉避難所として障害者，妊産婦，乳幼児を受け入れる環境を整備しており，日常から粉ミルクや哺乳瓶を備蓄するなど地域の支援拠点としての機能も担っている．

⑤ 子育て支援事業の課題

子育て支援事業を展開していく上での課題としては，行政や他団体，他法人の認定こども園との交流・協力体制のさらなる強化をあげている．また，市町村事業として全ての認定こども園が地域子育て支援拠点として位置づけられることが望まれる．行政側が事業の枠組みにとどまらず，具体的な支援内容にまで関心を持ち，地域が必要とする実質的な支援体制を構築していくことが求められる．

(2) 丸森ひまわりこども園

① 施設の理念や方針

丸森ひまわりこども園は「どの子も笑顔があふれ，心身ともに健やかに育てます」，「地域のすべての保護者が安心して子育てできるように支えます」を教育・保育理念にしている．丸森町の未来を担う子どもたちが，「ひまわり」のように明るく前向きに力強く育ち，そのような子どもたちを育んでいこう，という願いが込められている．また，社会福祉協議会が運営法人であり，丸森町子育て支援まちづくり計画を踏まえて，教育と保育を一体的に行おうとしているところが特徴的である．子育て支援においては関係機関との連携を図り，地域全体で子どもを育てる環境づくりに努めているとしている．

② 子育て支援事業の内容と年間利用者数・財源

2019 年より丸森町の地域子育て支援拠点事業を受託し，翌年のコロナ禍においても支援が途切れないよう，独自に屋外での散歩や工作キットの配布を考案・実施した．現在は「丸森ひまわり子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業)」として支援室を開放し，地域の親子が交流する場を提供するとともに，情報提供や相談支援を行っている．また，一時保育（施設型）や電話相談を通じて，家庭の多様なニーズに対応している．利用状況としては，年間で支援室開放に約 2,900 名，一時保育に 42 名が利用している．財源については，丸森町の地域子育て支援拠点事業の委託金を活用している．

③ 地域の課題やニーズ

地域の保護者からは，子どもがのびのびと安全に遊べる場所や，親同士が交流や情報交換をしながら気軽に過ごせる場が求められていた．とりわけコロナ禍の緊急事態宣言下では支援センターが休館となり，町内に子どもが遊べる施設が少なかったため，保護者から遊び場を求める声があった．また，家にこもりがちになり孤独感を抱える保護者もおり，同年齢の子ども同士で遊ぶ機会や在園児と交流する場へのニーズ，催し物の開催を望む声があった．

④ 地域の実情に応じた取り組み

支援室開放に加え，独自に「丸森のいいところ探し」と題して，親子での散歩や地元私鉄の駅舎見学などの屋外活動を実施．また，季節行事に合わせて毎月家庭で楽しめる工作キットを配布するなど，在宅時間の充実を図った．さらに，町長や民生委員，他園の園長や児童館代表など多様な関係者が参加する運営会議を設置し，利用者の声も取り入れながら町全体で子育て支援の実践事例を共有している．

⑤ 子育て支援事業を充実させるための課題

コロナ禍においては，保護者から催し物の開催を望む声があったため，感染対策を講じながら実現していくことが課題であった．また，支援室開放を予約制としているため，「行きたいときにすぐ行ける」形での利用ニーズに十分応えられていない．今後は，利用者の期待に応える柔軟な支援体制が求められる．

(3) 認定こども園おひさま保育園

① 施設の理念や方針

本園は「地域とともに健全なる子育て支援事業に努め，保護者から信頼される園でありたい」との理念を掲げている．特に，食を「子どもの身体だけでなく気持ちを育てる上でも重要な要素」と捉え，食育を重視した子育て支援を行っている．また，敷居の高くない，気軽に来園できる雰囲気づくりを大切にし，保護者が子育てに関わる不安や心配を安心して相談できる場であることを目指している．子どもを真ん中に置き，保護者と園が共に子育てを考え，一緒に成長を喜び合う信頼関係を築くことが，子育て支援の根幹であると位置づけている．少子化の影響で三（み）つの園（その）が合併して社会福祉法人みその会となった．

② 子育て支援事業の内容と年間利用者数・財源

食育を基本とした子育て支援を特徴としており，「すくすく食育講座」や「離乳食体験デー」などを定期的に開催している．また，一時保育や放課後学童保育も実施している．一時保育では，昼食のみの利用も可能とし，「保育園の給食を食べさせたい」という保護者のニーズに対応している．利用状況としては，食育講座に年間 15 組 30 名，一時預かりに約 90 名が参加している．財源は，食育をテーマとした講座については自主財源を活用し，一時預かり事業や放課後児童健全育成事業の補助を活用している．

③ 地域の課題やニーズ

地域の保護者からは，離乳食の進め方や子どもの発達に関して不安を抱く声が多く寄せられている．特に，入園時に離乳食を十分に食べられない子どもが多く，家庭での対応に悩む保護者も少なくない．育児書等では調理方法が示されているが，子どもの発育には個人差があり，実際の悩みと必ずしも一致しない点も課題となっている．さらに，保護者の就労やリフレッシュのための一時保育利用，里帰り出産時の短期保育，未就園児の同年齢

交流の場としての利用など，子育て世帯の多様なニーズが見られる．加えて，近隣小学校に学童保育が設置されていないため,卒園児を持つ保護者が預かり場所に困る実情もある．

④ 地域の実情に応じた取り組み

本園は自然豊かな立地を活かし，園庭での野菜づくりや調理活動を取り入れた「すくすく食育講座」を開始した．講座は 2 回構成とし，1 回目は情報交換や相談を中心に，2 回目は実際の調理体験を行うことで，保護者が学びながら安心できる仕組みを整えている．また，学童保育では，平日 15 時以降にフリーの保育教諭を配置し，夏休みには専任職員を増員するなど柔軟に対応している．必要に応じて送迎バスを活用するほか，コロナ禍においては市教育委員会と連携し，小学校施設を一部利用するなど，状況に応じた対応を工夫している．

⑤ 子育て支援事業を充実させるための課題

今後の課題としては，子育てに不安を抱える保護者が増えている現状を踏まえ，アンケート調査などを通じた早期対応の仕組みを強化することが求められる．また，子育ての不安を解消するだけでなく，子育ての楽しさや喜びを保護者と共有できる機会をさらに拡充することが課題である．必要に応じて専門機関と連携し，支援が必要な家庭に適切につなげていくことも今後の展開において重要である．

第 3 節　小括

本章では，まず認定こども園全国調査の自由記述データをもとに，法定の枠組みにとどまらない特徴的な子育て支援事業の内容を抽出した．その結果，認定こども園の子育て支援事業は，保護者のレスパイトケアや心理的支援，親子や地域住民との交流促進，外部機関との連携，多様な家庭への柔軟な対応など，地域の特性に応じて多面的に展開されていることが明らかとなった．これらの取り組みは,「子ども・保護者に対する効果」をもたらすとともに，園自身の専門性の向上や地域との関係構築を促進する「認定こども園としての効果」を併せ持つものであるといえる．

また，消滅可能性自治体において子育て支援事業に実績を有する 3 つの認定こども園を対象とした事例分析を通じて，これらの事業がどのような条件のもとで具体的に展開されているのかを検討した．3 事例を比較すると，各園は異なる地域特性や資源条件のもとにありながらも，いずれも「地域とともに子育てを行う」という理念を基盤としており，認定こども園が地域の子育て支援の拠点として機能している点に共通性が見られた．すなわち，子どもを中心としつつ，保護者，行政，地域住民や関係機関との関係性を重視することが，人口減少が進む地域において園の役割を拡張する要因となっていると考えられる．

さらに，各園では制度的な支援事業（地域子育て支援拠点事業，一時預かり事業等）と，地域の実情に応じた独自の取り組み（交流スペースの創出，食育活動，子ども食堂等）を組み合わせることにより，多様な支援を実現していた．このことは，制度に規定された取り組みだけでなく，地域資源や関係主体を柔軟に組み合わせることが，子育て支援事業の展開を支える重要な条件となっていることを示唆している．

また，3 事例に共通して，地域課題に応じた実践が展開されていた点も重要である．世代間交流の場の創出やコロナ禍における柔軟な対応，食育を軸とした支援など，各園は異なるアプローチを取りながらも，「地域課題を的確に捉え，実践を通じて応答する」という共通の流れを有していた．とりわけ，保護者支援においては，子育て不安の軽減や孤立防止を目的とした心理的・社会的支援が重視されており，地域におけるつながりの再構築に寄与していると考えられる．

以上より，消滅可能性自治体における認定こども園の子育て支援事業は，①地域と連携した拠点としての機能，②地域課題への柔軟な対応，③保護者支援を中心とした関係形成，④制度事業と独自実践の組み合わせ，という複合的な要素によって構成されており，これらの要素が相互に作用することで事業が展開されている実践状況が明らかとなった．これらは，子育て支援事業の展開条件を検討する上での基本的な枠組みを示すものであるといえる．

次章では，これらの知見を踏まえ，子育て支援事業の実施状況の差異に着目し，事業が効果的に展開されている園とそうでない園との比較を通じて，その背景にある条件組み合わせを明らかにする．

第 5 章　消滅可能性自治体における子育て支援事業の条件組み合わせ

第 3 章では認定こども園における子育て支援事業の効果と課題に関する構成要素を明らかにし，第 4 章では消滅可能性自治体に所在する認定こども園の事例分析を通して，具体的な実践モデルとその条件を検討した．これらの分析からは，子育て支援事業の展開には複数の条件が相互に関連しながら作用していることが示唆された．そこで本章では，これまでの分析結果を踏まえ，消滅可能性自治体における子育て支援事業を成立させる条件の組み合わせを明らかにする．

第 1 節　対象と方法

1. 調査対象

人口減少地域全体を対象とすることは困難であり，子育て支援事業をめぐるニーズは各市町村内の未就園児の動向によっても大きな影響を受けることから，本調査は未就園児の減少が明らかな傾向にある地域として，人口戦略会議が『令和６年・地方自治体「持続可能性」分析レポート』で示した消滅可能性自治体に絞り，インタビュー調査対象を選定することにした．

A 自治体（都道府県）の消滅可能性自治体（12 市町村）にある 63 か所の認定こども園のうち，無作為抽出によって 12 か所を選定[1)]した．認定こども園は都道府県の条例によって施設基準が定められているため，比較検討する上で同一自治体内にある認定こども園に絞った方がより適切であると判断した．そのうえで A 自治体としたのは，認定こども園数が他の自治体に比べて多くあり，認定こども園に移行した時期も早く，子育て支援事業の実績を積んでいる施設が多くあると考えたためである．

調査期間は 2024 年 8 月～9 月であり，選定した認定こども園の園長・副園長及び子育て支援事業担当者に対して半構造化インタビュー調査を実施した．インタビュー調査の質問項目は，認定こども園の基本情報（設立年，運営主体，認定こども園の類型，移行した経緯）に加え，周辺地域の子育て支援ニーズの状況，子育て支援事業の内容，子育て支援に関わる独自事業，活動が上手くいっている要因や課題，子育て支援事業に対する保育者の理解，子育て支援事業に関わる人材の余裕，地域の協力機関・団体，地域の子育て支援や地域貢献に対する園・法人の方針，地域育て支援拠点事業の有無と連携状況である．複数の園で得た結果の内容を比較・検討することで，未就園児が減少傾向である地域特性と子育て支援事業との関連について考えたい．なお，インタビュー調査を実施する際には，認定こども園の子育て支援事業計画の内容や，地域子育て支援拠点事業を併設している場合は自治体に提出する同事業の実績報告書の内容をもとに，それぞれの実施事業を分けて質問し，回答を得ている．

2. 分析方法

認定こども園 12 園の園長・副園長及び子育て支援事業担当者に対するインタビュー調査で得た結果は，地域の実情に応じた子育て支援実現のための複雑な要素を明らかにするため，質的比較分析（以下，QCA という）を行う．質的比較分析（QCA）は，結果を生み出す原因条件やその組み合わせを明らかにすることに強み [2)]があるため，未就園児が減少傾向にある地域的特性と子育て支援事業の実施主体である認定こども園の状況を踏まえて条件組み合わせを分析する上で有用であると考えた．

QCA は，個々の要因が結果に与える影響を検証するのではなく，複数の条件がどのように組み合わさることで結果が成立するのかを明らかにする分析手法である．本研究では，認定こども園による子育て支援事業の展開が単一の要因によって規定されるのではなく，地域特性や組織特性，人的資源など複数の条件が相互に関連しながら成立していると考えたため QCA を採用した．また，質的比較分析（QCA）のツールには，QCA の提唱者であるチャールズ.C.レイガン（Charles.C.Ragin）を中心にして開発されたソフト fs/QCA4.1 を用いた．本研究では，各事例の条件の有無を明確に区別することを目的として，条件変数および結果変数を〔1〕〔0〕の二値データとして設定し，crisp－set QCA（csQCA）を採用した．インタビュー調査では，各条件について「該当する・該当しない」,「その程度の段階的評価」で回答を求めるとともに，その理由や具体的内容についても聞き取りを行った．その上で，回答内容および関連資料を踏まえ，各条件について〔1〕〔0〕の二値データを作成した．

インタビュー調査の質問項目は，認定こども園の基本情報（設立年，運営主体，認定こども園の類型，移行した経緯）に加え，周辺地域の子育て支援ニーズの状況，子育て支援事業の内容，子育て支援に関わる独自事業，活動が上手くいっている要因や課題，子育て支援事業に対する保育者の理解，子育て支援事業に関わる人材の余裕，地域の協力機関・団体，子育て支援事業や地域貢献に対する園・法人の方針，地域育て支援拠点事業の有無と連携状況である．

分析手順としては，まずインタビュー調査結果および関連資料をもとにデータ表を作成し，条件変数と結果変数を 0 または 1 にキャリブレーション（較正）した．その際，先行研究，第 3 章および第 4 章の分析結果を踏まえ，子育て支援事業の展開に影響を与えると考えられる条件を候補として設定した．

次に，必要条件分析（Necessary Conditions）を行い，各条件の Consistency および Coverage を確認した．必要条件分析は，結果が生じている事例に共通してみられる条件を把握することを目的として実施したものである．その後，Consistency および Coverage の値を参考にしながら,子育て支援事業の展開に関連すると考えられる条件変数を抽出した．

続いて,抽出した条件変数をもとにtruth table algorithmによって真理表(truth table)を作成し，十分条件分析（Sufficient Conditions）を行った．十分条件分析では，各条件の組み合わせが結果とどのような関係にあるのかを検討し，結果を導く条件構成を明らかにした．真理表の分析にあたっては，Consistency を 0.5 以上とした条件組み合わせを分析対象とし，論理的残余（logical remainder）を用いない複雑解（complex solution）を採用した．これは，本研究では 12 事例という少数事例を対象としていることから，仮定された条件組み合わせではなく，実際に観察された事例から得られた条件組み合わせを重視したためである．

最後に，QCA によって抽出された条件組み合わせについて，インタビュー調査で得られた語りや事例内容と照合しながら解釈を行った．本研究では，QCA を用いて子育て支援事業の展開に結びつく有効な条件組み合わせを明らかにし，その成立要因を考察するための分析手法として位置づけている．

3. 変数の設定

質的比較分析（QCA）を行うにあたり，結果は「子育て支援事業の実施状況」とし，点数が相対的に高い事例を〔１〕，相対的に点数が低い事例を〔０〕とした．結果である「子育て支援事業の実施状況」については，「A 自治体認定こども園の認定，設置認可に関する審査基準及び設置届出における設備運営に関する基準」で示されている「12 子育て支援事業」をもとに設定した．当該地域における子育て支援事業は，「①相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援」，「②地域の家庭に対する情報提供・相談支援」，「③一時預かり的な事業」，「④子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整」，「⑤地域子育て支援者に対する情報提供・助言」のうち，「1 事業以上を選択し，実施し得るもの」としていた．また，条例で定められている事業以外の取り組みを「⑥その他の活動」として加え，各施設における子育て支援事業の実施状況を代表者のインタビュー内容をもとに点数化した．実施状況の点数化については，各事業に対して「0：計画通り出来ていない」，「1：計画通り出来ている」，「2：計画以上の取り組みが出来ている」を回答してもらった合計を用いており，それぞれの回答の背景や要因についても聞き取りを行った．

実施状況の要因を探るための条件変数については，認定こども園の基本情報（設立年，運営主体，認定こども園の類型，移行した経緯）に加え，「認定こども園の周辺地域の子育て支援の量的ニーズ」，「子育て支援事業に対する保育者の理解」，「子育て支援事業に関わる保育者の余裕」，「地域の協力機関・団体（フォーマル/インフォーマル）」，「園の方針」，「子育て支援に関わる独自事業の実施」，「地域子育て支援拠点事業の受託」，「地域育て支援拠点事業との連携状況」とし，該当する場合は〔１〕，該当しない場合を〔０〕にしたデ

ータ表を作成した．これらの条件変数は，先行研究や先行事例の認定こども園に対するインタビュー調査[4]をもとに第3章および第4章の分析結果において，子育て支援事業の展開に影響を与える要因として抽出されたものであり，各園が公開しているホームページや資料，各園が所在している市町村の資料を踏まえて設定した．

4. 倫理的配慮

本研究は，大阪千代田短期大学研究倫理委員会の承認を経て実施した（承認番号2024研−4）．対象園には事前に調査の概要，研究協力への任意性，プライバシーの保護に関する説明を書面で行った上で，同意を得た場合のみ，インタビュー調査を依頼した．調査協力者から得た情報・データについては，全て数字やアルファベットに置き換え，施設の特定が出来ないように処理をしている．

第2節　結果

1. 子育て支援事業の概要

表 5 - 1 は，各園の基本情報と子育て支援事業の実施内容の現状について整理したものである．事例として取り上げた認定こども園における子育て支援事業の実施状況について，運営主体や認定こども園の類型，既存施設からの移行年，実施している子育て支援の内容およびその具体的実績を一覧化したものであり，各園の特徴を把握するとともに，事例間の比較を通して，子育て支援事業の展開条件を検討するための基礎資料として位置づけられる．

表 5 - 1 子育て支援事業の概要

NO	園名	運営主体	類型	移行年	実施している子育て支援事業					⑥その他の取り組み	実施内容（実績）
					①相互交流の場等	②地域の相談支援	③一時預かり的事業	④連絡・調整	⑤情報提供・助言		
1	A園	社会福祉法人	幼保連携型	2010年	○	○				○	①1回/毎月（平均5名）、⑥地域子育て支援拠点事業、地域貢献事業など
2	B園	社会福祉法人	幼保連携型	2020年		○	○			○	③随時（2.3名/年）、⑥地域貢献事業
3	C園	市町村	幼保連携型	2021年	○	○				○	①火曜/毎週（0～20名）、②随時、⑥養育訪問支援事業（担当地区全戸）など
4	D園	学校法人	幼保連携型	2016年	○	○					①2回/週（5～10名）、②随時（2回/月）
5	E園	社会福祉法人	幼保連携型	2015年	○		○				①2回/月（10組～20組）②随時（3.4名/年）
6	F園	学校法人	幼稚園型	2015年	○		○				①3.4回/月（0～4名）、③3日/週（数名）
7	G園	社会福祉法人	幼保連携型	2017年	○	○	○			○	①1回程度/毎月（4.5組）など、③随時（0～2組/週）、⑥地域貢献事業
8	H園	社会福祉法人	保育所型	2022年			○			○	③3日/週（0～10名/1日）、⑥地域子育て支援拠点事業、病児保育、学童保育など
9	I園	社会福祉法人	幼保連携型	2016年	○	○	○			○	①1回/毎月（平均7.8名）、③随時（2名～5名）、⑥全日室内開放（平均2名）など
10	J園	社会福祉法人	幼保連携型	2020年	○	○	○			○	①水曜日/毎週（1名～5名）、③3日/週（受け入れ×）、⑥地域貢献事業など
11	K園	社会福祉法人	保育所型	2024年	○		○			○	①1回/毎月（名）、③随時（2名～5名）、⑥地域貢献事業など
12	L園	社会福祉法人	幼保連携型	2010年	○	○					①7.8回/年（5～20名）、②随時（ほぼない）

まず，運営主体は社会福祉法人が大半を占め，認定こども園の類型も幼保連携型が中心であった．このことは，保育機能と教育機能を併せ持ち，かつ地域との関係性を持ちやす

い運営形態が，子育て支援事業の展開において基盤的な条件となっている可能性を示唆している．

次に，認定こども園への移行年には幅が見られるものの，多くの施設が移行以前から保育所や幼稚園としての長い運営実績を有していた．これは，既存の教育・保育の蓄積や地域との関係性が，子育て支援事業を展開する上での重要な前提条件となっていることを示すものであると考えられる．主に実施されている子育て支援事業については，「①相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援」が最も多く，「②地域の家庭に対する情報提供・相談支援」や「③一時預かり的な事業」なども一定数の園で実施されていた．これらの支援は，比較的少ない人的・組織的資源でも実施可能であることから，各園において実現しやすい支援形態であり，子育て支援事業の基礎的な構成要素となっていると考えられる．

一方で，「④連絡・調整」や「⑤地域支援者への助言」といった機能を担う園は確認されなかった．これらは地域全体の支援体制を調整する中間支援的機能に該当し，相談ケースがあれば対応するといった状況の園が多く，個別の園単位で積極的に担っていこうとするような性格をもつ事業ではないと考えられる．

2. 地域の実情に応じた子育て支援を実現させるための条件

調査結果をもとに作成したデータ表を用いて，地域の実情に応じた子育て支援事業の実施状況に影響を与える条件を明らかにするため，必要条件および十分条件の分析を行った．まず，解被覆度（solution coverage）および解整合度（consistency）がともに 0.5 以上となる条件変数[5]を抽出し，それらをもとに「実施状況[6]＝f（ニーズ量，職員理解，人材余裕，拠点連携）」として分析を行った．

表 5 - 2　良好な実施状況が成立するための子育て支援事業の真理表

行	条件				結果	該当事例数	園名
	ニーズ量	職員理解	人材余裕	拠点連携	実施状況		
1	1	1	1	1	1	3	A園、C園、H園
2	1	1	0	0	0.5	2	J園、L園
3	1	1	1	0	0.5	2	E園、K園
4	1	1	0	1	1	2	G園、I園
5	1	0	0	0	1	1	D園
6	0	1	0	1	0	1	F園
7	0	1	1	1	0	1	B園
					計	12	

表 5 - 2 は，A 自治体内の認定こども園 12 か所の事例を対象に，4 つの条件変数（ニーズ量，職員理解，人材余裕，拠点連携）を組み合わせた真理表である．ここでの「実施状況」

は，インタビュー調査結果をもとに子育て支援事業の展開の程度を点数化し分類したものであり，各条件組み合わせに該当する事例数を示している．

十分条件の分析の結果，解被覆度および解整合度がともに 0.5 以上となる条件組み合わせとして，「ニーズ量＊職員理解＊拠点連携」が複雑解（complex solution）[7]として抽出された（表 5 - 3）．この解は解整合度が 1 であることから，該当する条件が満たされる場合には，子育て支援事業が良好に展開される十分条件であると解釈できる．また，解被覆度が 0.75 であることから，他の条件の組み合わせによっても同様の結果が生じる可能性は残されているものの，本研究においては主要な条件の一つとして位置づけることができる．

表 5—3 有効な条件組み合わせの複雑解

COMPLEX SOLUTION（複雑解）	raw unique（粗被覆度）	unique coverage（固有被覆度）	Consistency（解の項の整合度）
ニーズ量*職員理解*拠点連携	0.625	0.625	1
solution coverage（解被覆度）：0.75		solution consistency（解整合度）：1	
Cases with greater than 0.5 membership in term ニーズ量*職員理解*拠点連携：A園（1,1），C園（1,1），G園（1,1），H園（1,1），I園（1,1）			

この結果を踏まえると，地域の実情に応じた子育て支援事業を実現するためには，①地域における子育て支援ニーズの存在，②子育て支援事業に対する職員の理解と認識，③地域子育て支援拠点事業等との連携体制，という 3 つの条件が組み合わさることが重要であると考えられる．すなわち，単にニーズが存在するだけではなく，それを受け止める職員の意識と，外部資源と結びつく連携体制が同時に成立することで，良好な子育て支援事業の展開が可能となることが示された．

また，本条件に該当する事例（A 園，C 園，G 園，H 園，I 園）では，いずれも地域のニーズを把握した上で，職員が主体的に支援に関与し，地域の関係機関と連携しながら事業を展開している点に共通性が見られた．このことは，子育て支援事業の展開が，単一の要因によって決定されるのではなく，複数の条件が相互に作用することによって成立することを示唆している．

以上より，子育て支援事業の展開は，「ニーズの存在」「職員の理解」「地域との連携」という複合的な条件の組み合わせによって規定されるものであり，これらの条件が揃うことが，地域の実情に応じた支援の実現にとって重要な前提となるといえる．

3. 有効な条件組み合わせが成立する背景や要因

有効な条件組み合わせの複雑解「ニーズ量＊職員理解＊拠点連携」（5 事例）に該当する

事例とそれ以外の事例のインタビュー内容は，表 5 - 4 は「ニーズ量」，表 5 - 5 は「職員理解」，表 5 - 4 は「拠点連携」にそれぞれ整理した通りである．本表は，QCA により抽出された条件組み合わせが，どのような実践的背景のもとで成立しているのかを明らかにするために，各事例の具体的な取り組みや状況を抜粋して整理したものである．抽出された各条件に関わるインタビュー調査の実践者の語りを併記し，その成立要因を検討する．

表 5 - 4　有効な条件組み合わせに該当するインタビュー内容（ニーズ量）

園名 設立年	子育て支援事業				ニーズ量と内容 [子育て支援事業の利用実績]
	①	②	③	⑥	
★A園 2007年	○	○		○	正直課題だと思う方は、まだまだ眠っているんじゃないかと思っています。 [①相互交流の場の開設など　1回/毎月（平均5組）]
B園 1981年		○	○	○	・細かいニーズはあるんじゃないかなと思いますが、結構町の支援が充実してるので、そこからこぼれてくる部分だけになる。 ・子育て支援拠点のセンターの方の利用者が減ってきてる。 ・自然環境を求めて、引っ越しされる方も毎年おられます。 [③随時（2.3名/年）、⑥地域貢献事業] ※指定過疎地域
★C園 1969年	○	○		○	一時は、ほとんどの子が保育園に入っている状態でしたけど、今は育休が伸びたので3歳までの方がどこか遊ぶところだったりとか、そういう教室を求めてたりとかっていうのはありますね。 [①相互交流の場の開設など　火曜/毎週（0～20組）]
D園 1965年	○	○			・親に教育することによって子どもにも良い影響が出ますので、やっぱり親を助けるというのが子育て支援にも関わってきます。 ・子どもがなかなか寝てくれないんですけど、とかそういう育児相談みたいなのがあります。 [①2回/週（5～10名）、②随時（2回/月）]
E園 2014年	○		○		・里帰り出産や長期休暇の時に子どもを預けたいというニーズはある。 ・園庭開放は、実施したら来られる。 [①2回/月（10組～20組）②随時（3.4名/年）]
F園 1974年	○		○		・（配慮の必要な子どもが）他市から来られてる場合があります。 ・この地域は、なかなか子どもが少ないですよね。この辺は開発してから50年近く経ってますからね。小学校もなくなってますし。 ・子どもが減っていると言っても、結構リスクの高い要対協のケースがたまにあります。 [①3.4回/月（0～4名）、③3日/週（数名）]
★G園 2003年	○	○	○	○	園児以外のニーズで言えば、結構緊急性が伴ったからここへ来るみたいな形が多いですね。いずれ入園を希望してるけど、とりあえず一時預かりしてもらえますかというような。 [①相互交流の場の開設など　1回程度/毎月（平均5組）]
★H園 1964年		○		○	親元で里帰り出産して１カ月間だけ一時預かりをお願いしたいっていうケースがありますね。このような場合は、緊急度が高いというか、すごく強い要望があります。あとは、夏休みの期間だけとかっていう場合もあります。 [③一時預かり的事業など　3日/毎週（毎回0～10組）]
★I園 1979年	○	○	○	○	この辺のニーズは、お母さんたちはとにかく働きたい方が多いので長い間子どもを見ていてほしいっていうのが親のニーズかなと思います。あとは、自分のリフレッシュとか、自分たちがゆっくり遊びたいために子どもを預けたいっていう方が多いように思います。 [①相互交流の場の開設など　1回程度/毎月（平均8組）]
J園 2015年	○	○	○	○	・園庭解放に来られた時に園の質問とか子育てについて話をしたりしますが、大きな困りごとがあるご家庭は今までなかったですね。 ・一時預かりについては、お問い合わせがあるのですが、人材がいない現状の中ではお断りしないといけないので、新規の方はストップさせていただいています。 [①水曜日/毎週（1名～5名）、③3日/週（受け入れ×）、⑥地域貢献事業など]
K園 2023年	○		○	○	・子育て支援センターの方からは、周辺に引っ越しする方が多く、子どもの数が多いので、「行ってみたいという声はよく聞きます」と教えてもらっている。 ・一時預かり事業に対するニーズは高い感じがあります。 ・電話での育児相談は、知らせていますけれども、もうかかってこないですね。 [①1回/毎月（名）、③随時（2名～5名）、⑥地域貢献事業など]
L園 2007年	○	○			・園庭開放だけでも、たくさんの利用者が来る。それこそ本当の子育て支援というと怒られるけど、未就学児が遊べる場が無料に近い形で開放したらやっぱり来られると思います。 ・園が人気だからかもしれません。入園を考えている方がほとんどですよね。やっぱり入園したいと思って来てくれてる方が園庭開放でちょっと様子を伺うっていう感じですね。 [①7.8回/年（5～20名）、②随時（ほぼない）]

まず,「ニーズ量」に関しては，該当する５園（A 園，C 園，G 園，H 園，I 園）において，週単位あるいは月単位で相互交流の場や子育て支援事業が継続的に実施されており，一定の利用実績が蓄積されている点が共通している（表 5 - 4）．さらに，一時預かりや施設開放といった日常的な支援が継続されていることから，顕在的なニーズのみならず，ニーズを掘り起こす機能も果たしていると考えられる．実際に,「まだ眠っているニーズがある」といった認識や，育休延長，里帰り出産，リフレッシュ目的など，多様な利用形態が確認されており,ニーズの多様性と潜在性が条件成立の背景となっている.その背景について，代表者からは次のような語りが聞かれた.

- 利用される方は少なくなってきています．でも，今は育児休業を 3 年間取得されるお母さんもおられるので，そういう方が参加されることもあります．利用者は一気に減っていくのかなと思っていましたが，育休制度が変わったことで,『今のうちに参加しておこう』という 2 歳児くらいのお子さんを持つ保護者の方も来られるようになりました.【公立 C 園】
- 里帰り出産で親元に帰って来られた方から，一時預かりの利用希望をいただくことがあります．その間だけ，1 か月くらい「毎日お願いしたい」という緊急一時預かりのようなケースもあります．そういう場合は，要望も強いですし，できるだけ対応するようにしています.【社会福祉法人 H 園】
- 相談のほとんどは子育てのことなんですけど，中には，親族の方から『育児ノイローゼで子どもを殺してしまいそうだと言っているんですが，どうしたらいいでしょう』というような重い相談が来ることもあります．そういうときは，とにかく遊びに来てくださいとお伝えしています．ひよこルームでお母さんに少し育児から離れる時間を持ってもらったり，同じくらいの年齢のお母さん同士がつながれるような場に入ってもらったりすることで，不安が解消できたケースもありました.【社会福祉法人 I 園】

C 園，I 園，H 園の語りからは，認定こども園による子育て支援事業は，制度上の事業を実施するだけではなく，育児不安を抱える家庭や里帰り出産など，地域の実情や個別のニーズに応じて柔軟に対応していることがうかがえた.

次に,「職員理解」に関しては，5 園すべてにおいて子育て支援事業に対する基本的な理解が共有されているものの，その成立要因は各園で異なっている（表 5 - 5）．例えば，拠点事業を担う園では組織全体としての役割認識が明確であり，公立園では制度的役割が日常的に内面化されている．また，若手職員の積極性や多世代の職員構成といった人的要素も，理解の浸透に寄与している．さらに，専任職員に限定されず，クラス担任も状況に応

じて支援に関わる体制がとられており，園全体での関与が可能な運営体制が，職員理解を実質的に支えていると考えられる．その背景について，代表者からは次のような語りが聞かれた．

- 法人には主任会があり，各園の主任が集まって，「今どんなことが課題なのか」を話し合っています．そこから研修テーマを考えて，各園に持ち帰り，園内の職員と共有するようにしています．また，自治体の社会貢献の研修を受けた先生は，相談対応での傾聴や受容，共感といった援助技術を学んでいるので，本当に上手に保護者の話を聴いていると思います．現場の先生たちは地域の方の相談を直接受ける機会はあまりありませんが，園内ではその援助技術が共有され，保護者対応が上手になっているという効果は感じています．【社会福祉法人 D 園】
- 学童との連携では，夏祭りを一緒にしたり，子ども同士が交流したりしています．職員も，「今日は学童の利用者が多いから手伝ってもらおう」「今日は一時預かりの子どもが多いから学童からヘルプに来てもらおう」というように，お互いに助け合っています．他の園のお話を聞いていても，こうした事業間で人事交流や助け合いができることは，大きな強みだと思います．また，学童の子どもたちが小さい子どものお世話をしてくれたり，施設や設備を互いに活用したりするなど，日頃から交流しています．それぞれの事業に責任者はいますが，その時々のニーズに応じて職員が柔軟に動きながら，「保護者は今どんなことを求めているのか」を考えて事業を進めています．【社会福祉法人 H 園】

D 園および H 園の実践者の語りからは，有効な条件組み合わせは単に条件が存在しているだけではなく，組織的な取り組みによって支えられていることがうかがえた．具体的には，法人内での研修や主任会を通じた学習機会，園内での知識や援助技術の共有，人材や施設を事業間で柔軟に活用する体制が整えられており，職員が地域や保護者のニーズを踏まえながら協力して子育て支援事業を展開していることが確認された．

さらに，「拠点連携」に関しては，5 園すべてにおいて地域子育て支援拠点との継続的な関係が確認された．単なる情報提供にとどまらず，ケース対応の協働や会議への参加など，実務レベルでの連携が行われている点が特徴である（表 5 - 6）．その背景について，代表者からは次のような語りが聞かれた．

- 民間だけでは規模や情報発信力に限界がありますが，市（地域子育て支援拠点）が関わることで私たちの取り組みを広報してもらえるのは大きな強みだと感じています．一方で，良い取り組みをしていても知られていないことも多く，最近は

Instagram を始めるなど，園としても積極的に情報発信を行っています．また，本当に支援を必要としている方を見つけるには，園だけでは難しく，関係機関とつながり協力していくことが大切だと思っています．【社会福祉法人 A 園】

・ 毎月，関係機関とのケース会議を行っており，保健師も 2 か月に 1 回参加してくださるので，お互いに情報共有しながらスムーズに連携できています．また，市の関係部署との協働会議も定期的に実施しています．公立園として，すべての子育て世代に公平に支援を届け，地域に開かれた認定こども園でありたいと思っています．【公立 C 園】

このような実践からは，地域子育て支援拠点や行政との連携は，単なる情報共有にとどまらず，地域ニーズの把握や情報発信，支援を必要とする家庭の早期把握を支える基盤となっていることがうかがえた．また，定期的な協議や関係機関との協働を通して，地域全体で子育て家庭を支える体制が形成されていることが示唆された．

以上の分析から，「ニーズ量」「職員理解」「拠点連携」という条件はそれぞれ独立して存在するのではなく，①継続的な実践を通じたニーズの顕在化，②組織的・人的要因による職員理解の形成，③地域ネットワークとの実務的な関係構築，というプロセスを通じて相互に強化されながら成立していることが明らかとなった．これらの条件は，初めから備わっているものではなく，子育て支援事業の実践を継続する中で徐々に形成されていくものであると考えられる．

表５-５　有効な条件組み合わせに該当するインタビュー内容（職員理解）

園名 設立年	子育て支援事業				職員理解
	①	②	③	⑥	
★A園 2007年	○	○		○	子育て支援事業は全員でやってますし、毎年職員の配置換えをしてるんです。子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）はクラス保育とは別の事業ですけど、認定こども園としては決して別物ではないので。
B園 1981年		○	○	○	・本当に給食室初め職員の協力体制がまず第1ですね。 ・他クラスの先生も協力したり、子育て経験のある先生もたくさんいらっしゃるのでそこで職員同士相談したりとか、良い助言をもらったりとかっていう形もとれるので。臨機応変な対応が出来ている。
★C園 1969年	○	○		○	子育て支援事業はこども園の役割、と思ってくれてるかと思います。まずはクラスね、みんなそれぞれあるのでクラス保育もやりながらになりますが。
D園 1965年	○	○			・（職員の協力体制については）みんなに希望を聞きます。私は3歳の年少クラスが良いとか、小さいクラスはしたくないとか。 ・未就園児は得意な先生とか、そこで勉強したいという先生を補佐に入れたりとか、逆に希望のない先生はそこには入れないなど、やっぱり大人も希望を聞いた方がうまくいくんです。
E園 2014年	○		○		・みんな協力的ですね。それぞれの担当で「これ手伝って」とか、「今から準備するよ」とか言ったらみんな協力してくれる体制があります。
F園 1974年	○		○		・協力してもらいやすい感じですよね。小さい園だからね。子どもたちの情報共有をする会議や研修などがあります。 ・（子育て支援の理解について）市のそういった研修会に行ってきたからです。
★G園 2003年	○	○	○	○	やっぱり認定こども園として色んなことやってるんでね。あと、正規職員が若いんで積極的に関わってくれています。
★H園 1964年		○		○	それぞれの事業の責任者はいるんですけど、保育士資格を持っていてフリーで動ける職員もいるので、ほぼ、全職員、あんまり枠にとらわれずに人事交流しています。
★I園 1979年	○	○	○	○	園の先生たちは、40人ほどおりますけれども、全世代まんべんなくおります。半分はお母さん先生が多いです。みんな自分の子どもと同じように、この園の子どももみています。ですから、子育てに関してすごくみんな協力的ですね。
J園 2015年	○	○	○	○	・（一時預かり保育について）職員数に余裕があった時は、普通に受け入れを「いついつお願いします」という形でしていました。ただ、クラス保育の子どもの数と職員数が大切になるので、行事とか、職員の休みが固まってる日とかは避けて案内していました。そこは職員の方も理解して頂いていますが、今は職員数がギリギリなので、無理は言えない状況です。
K園 2023年	○		○	○	・子育て経験のある先生は割と子育て支援事業に関する意識はあるかなと思います。ただまだ園の職員が若いので。それこそ、1年目が3名だったり、2年目は1名、あとは中途採用の先生が1名っていう形になりますので十分に理解して進められているとは言えないかと思います。
L園 2007年	○	○			・子育て支援事業については、行事の一環、普段の仕事の一環という当たり前の理解で職員には協力してもらっていて、（認定こども園としての義務として）子育て支援事業をやらなければならないという認識はないかもしれない。基本制度としては知らないっていう認識はあると思います。

表５-６　有効な条件組み合わせに該当するインタビュー内容（拠点連携）

園名 設立年	子育て支援事業				拠点連携
	①	②	③	⑥	
★A園 2007年	○	○		○	園庭開放の協力。〇〇市4地域の子育て支援センターと連携して赤ちゃん教室を開催しています。また、年に３，4回くらいですね。市の担当者と子育て支援センターの職員が集まって情報交換をしています。
B園 1981年		○	○	○	・もともと委託を受けて運営していたが、町運営の拠点事業になったため、園庭開放に関してはセンターが主催で、B園の園庭を使用するという形をとっている。 ・あまり園だけで力を入れてないと言いますか、センターとの棲み分けをして協力して取り組んでいます。
★C園 1969年	○	○		○	もしも訪問事業で行った家庭で心配なことがあって、お母さんにフォローがいる場合は子育て支援センターの方に連絡して、その後フォローしてもらうようにはしてます。他には、一緒に連携してイベントをしましょうとか、毎月の会議で情報共有をしています。
D園 1965年	○	○			特になし。 園外の発達相談も未就園児の発達相談も自園の発達支援コーディネーター兼保育教諭が受けることになってます。
E園 2014年	○		○		・特に必要であれば連絡下さって、こちらも必要であれば連絡するっていう感じですね。 ・年に1回ぐらい、発達支援が必要なお子さんいらっしゃる時に「どのように対応するか」を協議するくらいで。
F園 1974年	○		○		・わりとセンターとはやりとりしています。センターは、（F園が）ゆったりとした教育をしていることがわかっていますからね。子どもたちに合わせて対応するということをわかってくれているので。センターの紹介で一時預かり保育を利用するなど、気に入って入園されるパターンが結構ありますね。 ・ある意味では行政というか、センターが頼っておられるような面もありますね。センターへの印象が悪くなったようなケースでも（わたしたちが）誤解を解くこともありました。
★G園 2003年	○	○	○	○	子育て支援センターの場所に行って、「園の先生たちの専門性を発揮して遊びの提供をしてあげてください、皆さん遊びにくるんで」みたいな立場でお願いされています。
★H園 1964年		○		○	一時預かり保育等の協力。市の子育て支援センター・保健センター・民生・児童委員、各こども園の子育て支援担当の先生たちと1年に1回以上合同会議に参加しています。
★I園 1979年	○	○	○	○	同市の別地区で地域子育て支援センターを業務委託しておりまして、場所はここととちょっと離れるんですけれども。園としては、対応が必要なケースがあった場合は子育て支援センターに繋ぎます。
J園 2015年	○	○	○	○	・センターや他機関に繋いだりすることは今のところないですかね。何か連携協力するとかはないですね。
K園 2023年	○		○	○	・毎月のお便りを持って行かせてもらったり、市が主催する関係者の集まりみたいな場で、外国籍の子たちが増えてきているのでその対応とか、防災についてだったりと、その年度によってテーマが違うんですけど、それぞれの園の現状を共有しながら、一つのテーマについてお話したりすることはあります。
L園 2007年	○	○			・子育て支援拠点センターとは全く繋がりがないんです。（委託事業者の）NPOから連絡がないです。配布するチラシを配りに来るくらい。法律上は（センターは）認定こども園のハブになって「みんなで一体となって地域の子育て支援しましょうね」っていう考え方なんです。どうやってその考え方に寄せるのかなっていうのは正直ありますね。 ・例えば地域に根付く認定こども園のドンみたいなところが（拠点事業を）やってたら、各園長に声かけてやろうよみたいになりますけど。なかなかそういう実態にはなりづらい。（委託事業者の）NPOは母体が認定こども園などではないので関わりがほとんどないと思います。

4. 有効な条件組み合わせが揃っていない園の実現しにくい要因

表 5 - 2 に示した真理表に基づき，有効な条件組み合わせに該当する事例（A 園，C 園，G 園，H 園，I 園）とそれ以外の事例を比較すると（表 5-4, 5-5, 5-6），地域の実情に応じた子育て支援事業が実現しにくい背景や要因として，いくつかの共通した特徴を指摘することができる．さらに，インタビュー調査における実践者の語りをみると，条件組み合わせの違いは単に条件の有無として現れるだけではなく，事業運営の考え方や周辺環境の状況などの要因が関連していた．そこで，共通した特徴ごとにインタビュー調査で得た実践者の語りも併記して検討する．

第一に，地域子育て支援拠点との連携が十分に構築されていない場合には，事業の実施状況が低い傾向がみられた（D 園，J 園，L 園）．有効な条件組み合わせに該当する園では，地域子育て支援拠点との継続的な情報共有や連携が確認されたのに対し，条件が揃っていない園ではそのような関係が十分に形成されていなかった．その背景について，代表者からは次のような語りが聞かれた．

- 子育て支援拠点センターとはほとんどつながりがありません．委託事業者の NPO から連絡があるのも，チラシを配りに来られるくらいです．本来，地域子育て支援拠点が認定こども園のハブとなって，地域全体で子育て支援に取り組むという考え方だと思うのですが，現状ではそこまで至っていないと感じています．例えば，地域に根付いた認定こども園が拠点事業を担っていれば，園長同士で声を掛け合いながら連携も進めやすいと思いますが，実際にはなかなかそういう状況にはなっていません．委託事業者の NPO は認定こども園を母体としていないため，認定こども園との関わりはほとんどないと思います．【社会福祉法人 L 園】

L 園の語りからは，地域子育て支援拠点が地域の子育て支援に関する情報共有や連携の中核的役割を果たすことが期待されている一方で，実際には認定こども園との連携が十分に構築されていない状況がうかがえる．

また，地域子育て支援拠点との連携に課題を抱える L 園では，情報共有や協力体制の構築そのものが難しい状況も語られていた．

- 個人情報保護法やプライバシーの問題があるので，行政も情報を渡したくても渡せないんですよ．私たちも，相談に来られた保護者の情報を簡単には共有できません．たぶん，将来的にはそこがもう少しつながらないと，結局は各園がそれぞれで見ている

だけになってしまうと思うんです．自由にはできないんですよね．それこそ，園庭開放や保健センターなどで『この子はこういう状況なんだな』ということが少しでも分かれば，園に来られたときに声をかけたり，事前に対応を準備したりすることもできます【社会福祉法人 L 園】

L 園の語りからは，地域子育て支援拠点との連携だけではく，行政との個人情報保護に関する制度的制約が存在していることがうかがえる．行政機関と認定こども園の双方が支援の必要性を認識していても，情報共有の範囲が限定されることで，地域全体で子どもや家庭を支える体制の構築が難しくなる可能性を示していた．

第二に，人材の余裕が存在していても，必ずしも良好な実施状況に結びついていない事例が確認された（E 園，K 園，B 園）．有効な条件組み合わせに該当する園では，人材の余裕が地域子育て支援事業の企画や運営，関係機関との連携に活用されていたのに対し，条件が揃っていない園では，人材の余裕があっても子育て支援事業の方針や地域との連携体制が十分に構築されていなかった．この点について，代表者からは次のような語りが聞かれた．

・ 子育て支援事業に対する意識は，経験のある先生は比較的持っていると思います．ただ，（園が開設されたばかりで）まだ若い職員が多いので，中心になって企画や運営を担うのはなかなか難しいですね．園庭開放であれば，クラスの子どもたちと一緒に関わりながらできますが，一時預かりは随時の対応になるので，なかなか難しいところがあります..【社会福祉法人 K 園】

K 園の語りからは，子育て支援事業に対する理解そのものは存在していても，事業を主体的に企画・運営できる人材が十分に育成されていないことが，事業展開の制約要因となっていることがうかがえる．

・ 子育て支援センターなどの情報をキャッチすることは，少し弱いかもしれません．以前勤めていた村や町のような小さな地域では，会議も頻繁にありましたし，行政や子育て支援センターの担当者とも親しい関係で情報交換ができていました．でも，市になるとなかなか難しいですね．前に勤めていた園では，認定こども園へ移行する際に，幼稚園と保育園の先生同士にはもともと垣根があったようですが，人事異動をしながら少しずつ統合を進めていて，すごく上手にされていたなと思います．また，民間と公立園が 1 園ずつあったので，お互いの良いところを活かしながら取り組んでいました．やっぱり自治体の規模が大きくなると，そうした関係づくりは

難しいと感じます.【社会福祉法人 K 園】

K 園の語りからは，自治体規模の違いが行政や関係機関との情報共有のしやすさに影響していることがうかがえる．特に，過疎地域では関係者間の距離が近く，日常的な情報交換が行われていた一方で,自治体規模が大きくなることで情報共有や連携の機会が減少し，地域ニーズの把握や子育て支援事業の展開にも影響を及ぼしていることが示唆された.

第三に，子育て支援事業に対する職員の理解が十分に得られていない園では，事業の展開が限定的となる傾向がみられた（D 園）．有効な条件組み合わせに該当する園では，子育て支援事業が認定こども園の役割として職員間で共有されていたのに対し，D 園では子育て支援事業に対する理解や認識が十分に浸透しているとは言い難い状況がみられた．この点について，代表者からは次のような語りが聞かれた.

- 職員の希望を聞きながら配置していますので，子育て支援事業には携わらない，協力しなくてもいい保育者もいます．人材の余裕は常に足りない状況ですね．最近は特に支援が必要な子どもが多いので，どのクラスにも保育補助を 1 人か 2 人つけています.【学校法人 D 園】

D 園の語りからは，子育て支援事業が園全体の取り組みとして十分に共有されておらず，職員によって関与の程度に差がみられることがうかがえる．また，人員配置の多くが通常保育や支援を必要とする子どもへの対応に充てられており，子育て支援事業に活用できる人的資源が限定されている状況が示された.

第四に，地域における子育て支援ニーズの量そのものが，事業の実施状況に影響を与えていることが確認された（B 園，F 園）．これらの園が所在する地域では，未就園児数の減少が進行しており，子育て支援事業の利用者確保や事業継続に困難さが生じていた．この点について，代表者からは次のような語りが聞かれた.

- ○市など他市の先生方と一緒に研修を受けて情報交換をすると,(B 園の所在する)村の手厚さや情報共有のしやすさは本当に感じます．行政側も，こちらが尋ねたことに対して持っている情報はすぐに提供してくださいますし，分からないことがあっても『こちらでも調べます』と対応してくださるので，そういうところは他市とは違うなと感じています.【社会福祉法人 J 園】

J 園の語りからは，行政との継続的な情報共有や相談体制が構築されており，認定こど

も園が地域の子育て支援ニーズを把握しやすい環境にあることがうかがえる．このような行政との連携は，地域の実情に応じた子育て支援事業を展開するための重要な基盤となっていると考えられる．

- 小さいコミュニティなので，地域住民や民生委員等つながっている方が多くて，全く知らない方というのはあまりいないですね．普段からいろいろなところとつながって協力していただいています．基本的には，未就園児も在園児も関係なく，地域の子どもや保護者に対して，福祉施設として開かれた施設でありたいと思っています.【社会福祉法人Ｊ園】

同じく，Ｊ 園の語りからは，小規模な地域特性を活かしながら，地域住民や民生委員との継続的な関係が構築されていることがうかがえる．また，認定こども園を在園児のみを対象とした施設ではなく，地域の子どもや保護者全体を支援する福祉施設として位置づけていることが読み取れる．このような地域との関係性や園の方針が，子育て支援事業の展開を支える基盤となっていることが示唆された．

- 活発なお子さんの事例なのですが，保護者が市の子育て支援センターの利用や相談をどうしても希望されず，いつの間にか私たちの園だけが頼りになっていたことがありました．ある意味では，園のゆったりとした雰囲気やスペースに余裕があることもあって，行政からも支援先として頼りにされていた面があったと思います．子育て支援は，子どもの数が多いか少ないかだけではないんですよね．必要な家庭には必要な支援がありますから．私たちは，子どもを無下に叱ることはせず，子どもに寄り添いながら保育をしています．何か問題行動が見られる子どもには，その背景に必ず何か理由があるということを，職員みんなで大切にしています.【学校法人Ｆ園】

Ｆ 園の語りからは，子育て支援ニーズは利用者数だけでは捉えられず，支援を必要とする家庭の存在そのものが重要であることがうかがえる．また，行政機関につながりにくい家庭に対して園が支援の受け皿となっており，子どもや保護者に寄り添うという職員間で共有された保育理念が，地域の実情に応じた子育て支援事業の展開を支えていることが示唆された．

また，Ｊ 園のように周辺地域で宅地開発が進み，子育て支援ニーズが高い地域であっても，それだけでは有効な子育て支援事業の実施には結びつかず，事業を支える人的資源や運営体制の確保が課題となっている事例も確認された．

・ 市内でも一時預かり事業を実施している園はそれほど多くありません．一方で，市では一時預かりの利用チケットを配布しているため,『チケットを使いたい』という保護者からの相談はよくあります．現場としては，できるだけ受け入れたいと思っていますが，定員に応じた職員配置の基準がありますので，受け入れられる人数は本当に限られています．1 日にお預かりできるのも 1 人か 2 人程度で，園の行事や職員の勤務状況によっては，希望された日に必ずお預かりできるわけではありません．利用を希望される方は多いのですが，受け皿が少ないので，現場としては本当に申し訳ない気持ちになります．【社会福祉法人 J 園】

J 園の語りからは，地域における一時預かりニーズが高い一方で，職員配置基準や人員体制の制約により，その需要に十分応えることができない状況がうかがえる．これは，地域ニーズの存在だけでは有効な子育て支援事業の実施につながるわけではなく，事業を支える人的資源や運営体制も必要であることを示している．また，行政による利用促進策によって潜在的なニーズが顕在化している一方で，実施主体である認定こども園の受入体制整備が十分ではない状況も示された．

以上の結果から，子育て支援事業が実現しにくい要因としては，①地域との連携不足，②人的資源の活用の不十分さ，③職員理解の欠如，④地域ニーズの不足といった条件があげられる．これらは，第 1 節で示した有効な条件とは対照的な特徴として位置づけることができ，いずれかの条件が十分に満たされない場合には，事業の展開が困難になることが明らかとなった．加えて，実践者の語りからは，これらの課題は単純に一つの要因として捉えられるものではなく，地域や組織の状況と相互に関連しながら子育て支援事業の実施状況に影響を与えていることが示された．

第 3 節　小括

本章では，消滅可能性自治体に所在する認定こども園を対象に，子育て支援事業を有効に展開するための条件組み合わせについて検討した．その結果,「ニーズ量」「職員理解」「拠点連携」の 3 条件が揃うことによって，実施状況が良好な子育て支援事業の展開につながることが明らかとなった．これらは，第 3 章で抽出された子育て支援事業の課題に関する構成要素とも共通しており，消滅可能性自治体においても重要な条件であることが確認された．

また，有効な条件組み合わせが成立している園では，地域ニーズを把握しながら，職員間で子育て支援事業の意義が共有され，地域子育て支援拠点や行政，地域住民との連携を通じて事業が展開されていた．一方で，条件が十分に揃っていない園では，地域との情報

共有や連携の不足，職員理解の差異，人材活用の難しさ，地域ニーズの減少などが子育て支援事業の展開を困難にする要因となっていた．さらに，実践者の語りからは，これらの課題を単純に一つの要因だけで捉えられるものではなく，地域特性や組織運営の状況と相互に関連しながら現れていることが確認された．もし，有効な条件組み合わせが成立しない場合，ニーズ量がないことで事業の維持が難しいこと，施設内の職員の理解を得られていないことで属人的になりやすいこと，拠点と連携が取れていないことで外部の情報が得にくいことなどが示唆された．

以上より，認定こども園による子育て支援事業の展開は，「ニーズ量」「職員理解」「拠点連携」という条件組み合わせによって支えられており，消滅可能性自治体においても，地域の実情に応じた子育て支援事業を実現する上で重要な要素であることが示された．

第 6 章　総合考察

本研究の目的は，人口減少の進行により地域における子育て支援体制の維持・充実が課題となる中,消滅可能性自治体にある認定こども園の子育て支援事業の現状分析を通して,人口減少地域における子育て支援事業を有効にするための展開条件を明らかにすることであった．本章では，第 3 章で行った認定こども園による子育て支援事業の効果と課題に関する構成要素の把握，第 4 章で行った消滅可能性自治体にある認定こども園による子育て支援事業の事例分析，第 5 章で行った子育て支援事業の有効な条件組み合わせを踏まえ，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の展開条件について総合的に検討する．

第 1 節　人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の課題

第 1 節では，第 3 章の調査結果をもとに，認定こども園全国調査の分析から人口減少地域における子育て支援事業の課題を整理し，その要因となる構成要素から，認定こども園運営上の課題と影響，子育て支援事業の課題への対応について考察する．

1. 認定こども園運営上の課題と影響

本研究では，全国的な傾向を俯瞰的に把握するとともに，消滅可能性自治体に絞った分析結果と対比することで，認定こども園による子育て支援事業の課題について，全国データと消滅可能性自治体データの共通点を見出すことができた．認定こども園の運営上の課題としては，〔保育者の人数〕，〔専門性の不足〕，〔物的環境の課題〕，〔関係機関との連携〕などが指摘されており，これらは先行研究（吉田 2009；加治佐・岡田 2009；加治佐・岡田 2010）で示されてきた課題と概ね一致している．本研究の結果は，全国的な傾向とともに人口減少地域という地域特性の下でも，認定こども園の運営基盤そのものが十分に確立されていないことを示唆している．

とりわけ，保育者不足の問題は依然として深刻であり，2018 年時点においてもその状況が改善されていないことが確認されている（内記 2021）．吉田（2009）が指摘するように，認定こども園が地域の子育て支援の中核を担うためには，人員の確保と専門性の向上が不可欠であるが，現状ではその前提条件が十分に満たされていない状況にある．さらに，保育者不足は単に運営上の問題にとどまらず，職員配置の制約や未就園児の把握困難といった〔園への影響〕を生じさせるとともに，在園児の活動制限や子育て支援事業の受入制限など,〔子ども・保護者への影響〕としても顕在化している．この点は，子育て支援事業の展開が人的資源に大きく依存していることを示しており，本研究で明らかになったことである．

一方で，本研究では人口減少地域に特徴的な課題として，参加者の減少および子育て支援事業の情報発信の難しさが確認された．子育て支援事業の参加者確保のためには積極的な情報発信が求められるが，そもそもの少子化による利用者数の減少に加え，入園によって利用者が減少することや周辺地域で同様の取り組みがなされていることなどの要因により，継続的な参加者の確保が困難となっている実態が明らかとなった．このことは，子育て支援事業の展開が周辺地域のニーズの有無のみによって規定されるのではなく，地域における資源の状況といった環境要因に関係していることを示しており，子育て支援事業の情報発信の必要性が確認できた．さらに，子育て支援事業の評価が実施回数や参加者数に偏ることにより，活動のイベント化や，入園に結びつかない場合の負担感の増大といった課題も確認された．参加者数の減少は事業運営上の課題ではあるものの，それのみをもって事業の必要性を判断することはできない．人口減少地域においては，少数の利用者であっても地域の子育て家庭を支える機能を有していることに留意する必要がある．

加えて，「以前から実施しているため変化がない」といった回答からは，子育て支援事業が日常的な業務として定着している一方で，取り組みの内容が大きく変化していない実態も示された．また，「支援の範囲は永遠の課題である」といった回答に見られるように，子育て支援ニーズは多様であり，どこまで対応するかという判断の難しさも課題としてあげられる．

本研究で明らかになった課題は，個々の要因が独立して生じているのではなく，相互に影響し合いながら認定こども園の子育て支援事業に影響を及ぼしていることが示唆された．そのため，人口減少地域における認定こども園の子育て支援事業を成立させるために，個別の課題を捉えるだけでなく，それらがどのような条件の組み合わせによって支えられているのかを検討する必要がある．先行研究では運営上の課題そのものが指摘されることが多かったが，本研究では，施設運営や利用者支援にどのような影響を及ぼすのかまで具体的に把握することができた．

2. 子育て支援事業の課題への対応

本研究では，【地域の課題と現状】および【認定こども園運営上の課題】が存在する中で，【子ども・保護者に対する効果】および【認定こども園としての効果】をどのように実現しているのかに着目し，認定こども園の子育て支援事業における課題への対応のあり方について検討した．

まず，全国の認定こども園を対象とした分析結果と，消滅可能性自治体に所在する認定こども園を対象とした分析結果を比較したところ，保育者不足，専門性の不足，物的環境の課題，関係機関との連携といった運営上の課題は両者に共通して確認された．このことから，認定こども園による子育て支援事業が抱える基本的な課題は，地域特性にかかわら

ず共通して存在していることが示された．調査対象として設定した消滅可能性自治体は，人口減少地域が直面する課題を先行的に把握できる特徴を有しているため，今後人口減少が進行する地域においても生じうる課題を示唆するものである．

分析の結果，消滅可能性自治体においては，地域の〔子育て支援ニーズ〕に応じた柔軟な取り組みが不可欠であることが明らかとなった．参加者数の減少がみられる一方で，子育てに関する相談や支援ニーズそのものが消失しているわけではない．全国保育協議会（2023）が人口減少地域における保育課題と対応について提言している通り，本研究においても「交流の場の開設」や「情報提供・助言」，「一時預かり事業」に活動が集中していることが分かっている．しかし，本研究では，このような「法定化されている子育て支援事業だけでは十分ではない」という問題にも着目しており，実施した調査において多様な対応がされていることが分かっている．具体的には，「本当に支援を必要としている層」への対応として訪問型支援の導入の検討や利用者支援事業の実施があげられるほか，小学校，地域，行政，児童相談所などの関係機関との連携を強化し，情報共有を行うことの重要性が示されたことである．また，〔参加者の減少〕という課題に対しては，【子育て支援事業の情報発信】の重要性が示された．特に，人口減少地域では，身近な地域で唯一頼られる場になることも想定されるため，施設の魅力向上・発信について課題があるものの（日本総合研究所 2022），地域における情報の届き方や利用者の動向を踏まえながら，継続的に情報発信を行うことが重要となる．

このように，子育て支援事業を継続的に利用するとともに，地域のニーズに応じて柔軟な事業展開をできるようにするために，【子育て支援事業のための条件整備】がどの地域においても重要であることが確認された．櫻井ら（2025）が過疎地域の保育問題について提言している「地域福祉の視点を含めた総合的な支援体制」には，少人数環境を前提とした施設運営の工夫が求められるとしている．具体的には，子育て支援担当職員の配置や保護者対応ができる人材の育成といった〔人的環境の整備〕に加え，子育て支援スペースや駐車場の確保といった〔物的環境の整備〕があげられる．これらの条件が整うことによって，利用する家庭が増え，結果的に子育て支援事業の効果が発揮されやすくなると考えられる．

以上を踏まえると，子育て支援事業は単独の取り組みではなく，地域との連携や組織的な支援体制のもとで展開されるものであり，そのための基盤整備を継続的に進めることが求められる．

第 2 節　人口減少地域における子育て支援事業の意義

第 2 節では，第 3 章の調査結果で得た子育て支援事業の効果の構成要素と第 4 章の事例分析の結果を踏まえ，人口減少地域において，具体的にどのような子育て支援事業が展開

されているのか，その特徴的な内容と意義を整理する．

1. 子育て支援事業の効果と捉え方

本研究の結果から，認定こども園における子育て支援事業は，消滅可能性自治体においても子ども・保護者に対する効果と，認定こども園自身に対する効果を有していることが明らかとなった．

まず，【子ども・保護者に対する効果】としては，子育て支援事業の実施を通して，〔子育ての不安や悩みの軽減〕，〔保護者同士の交流機会の形成〕，〔就園に対する不安の解消〕といった効果が確認された．これらは，子育て中の保護者が孤立せず，安心して子育てを行うための環境づくりに貢献している取り組みであり，子育て支援事業の本来的な意義を示す結果である．この点は，先行研究（安藤・小笠原ほか 2016）において指摘されている「地域に開かれた園」や「保護者同士のつながりの形成」といった効果とも一致しており，本研究においても同様の役割が確認されたといえる．

本研究の特徴は，「入園に関する効果」が具体的に確認された点である．子育て支援事業が入園前から入園後までをつなぐ継続的な支援として機能していることを子育て支援事業の観点から評価した．子育て支援事業を通して，入園前から園と子ども・保護者が継続的に関わることで，相互の状況を把握することが可能となり，入園後の生活への円滑な移行や継続的な保護者支援につながっていることが明らかとなった．吉田（2009）は，認定こども園による子育て支援事業について，「定員充足戦略として実施される可能性」や「地域の他の子育て支援資源との重複・競合」といった課題を指摘していた．しかし，本研究で確認された「入園に関する効果」は，入園者の確保そのものを目的としたものではなく，入園前から形成された関係性が，入園後の子どもや保護者への継続的な支援へと結びつくという認定こども園の実践的特性として捉えられるものであった．特に，既に過疎化が進んでいる人口減少地域においては，競合する教育・保育施設の存在すら無く，地域の中で唯一の認定こども園となる可能性もある．本研究は，子育て支援事業を施設利用者の確保という観点ではなく，子どもと保護者の生活を継続的に支える支援過程として位置づけ直した点に特徴がある．これらの効果は参加者数や利用者数のみでは十分に評価できないものであり，人口減少地域においても子育て支援事業が果たす意義を示すものと考えられる．

一方，【認定こども園としての効果】としても，〔入園に関する効果〕や〔園の情報発信〕が重要な役割を果たしていることが確認された．子育て支援事業の実施は，入園希望につながる機会を生み出すとともに，園の保育内容や雰囲気を事前に伝える場として機能している．本研究では，子育て支援事業が法定化された事業を実施することにとどまらず，地域の親子との継続的な関わりを通して地域の状況や潜在的なニーズを把握し，新たな子育て支援の取組へと発展する契機となっていることが明らかとなった．実際には，一時預か

り保育の利用や相談支援へとつながるケースがみられたほか，地域の実情に応じて既存事業を拡充したり，新たな活動を展開したりする実践も確認された．子育て支援事業を法定事業の実施として捉えるのではなく，地域との関係性を基盤として実践を発展させる契機として位置づけた点に本研究の特徴があり，近年の子育て支援事業に関する研究ではみられない点である．

さらに，〔専門性の向上〕という側面も重要である．子育て支援事業に関わることで，保育教諭は家庭での子育てに直接関わる機会を得ることになり，本体施設の保育だけでは得られない経験を積むことが可能となる．これにより，子育ての現状や保護者の悩みへの理解が深まり，支援のあり方を振り返る機会が生まれるなど，専門職としての力量形成に寄与していると考えられる．地域支援活動の展開には，地域活動経験といった要因が関係しているとした橋本（2011，2014）の指摘を支持する結果がみられた．また，本研究では，子育て支援事業を継続的に展開する過程で，地域の関係機関や住民，外部講師との関わりが広がり，〔地域との交流・連携〕が形成・促進されていくことが明らかとなった．地域との連携や協力の重要性について指摘されてきたものの（日本総合研究所 2022, 西垣 2025 など），はじめから存在するものではないため，子育て支援事業を展開する中で構築されるものであることは重要な点である．

以上のように，子育て支援事業は子ども・保護者への直接的な支援にとどまらず，認定こども園の運営や保育者の専門性の向上，さらには地域との関係形成にも寄与していることが明らかとなった．特に人口減少地域においては，利用者数や参加者数のみでは把握できない効果が存在しており，子育て支援事業は児童家庭福祉としての機能に加え，地域社会を支える地域福祉的な機能も有していると考えられる．

２．子育て支援事業の内容と意義

認定こども園全国調査の結果からは，消滅可能性自治体においても子育て支援事業の基本事業以外の多様な取り組みが展開され，効果を得ていることがうかがえた．調査結果で分けられた 5 つの具体的活動を踏まえ，第 3 章で示した【子ども・保護者に対する効果】と【認定こども園としての効果】の観点を交えて考察する．特に人口減少地域では，子育て家庭の減少や地域社会の維持が困難となる中で，子育て支援事業が果たす役割をどのように捉えるかが重要な課題となる．

第一に，園行事や園生活に子育て家庭を招待する活動である．運動会や人形劇，季節行事などに未就園児やその保護者を招き，園と子育て家庭との接点をもつきっかけとなるとともに，就園前の準備的な位置づけを果たしていた．加えて，絵本の貸し出しや地域交流会，リトルデー事業（児童館開放）なども実施され，園の教育・保育資源を地域に開放する実践が確認された．これらの取り組みは，子ども・保護者に対して就園に対する不安を

軽減し，子育てへの安心感を提供する効果をもち，園としても入園前後の親子の状況を把握する契機となるなど，両者の関係性を築くための効果を生んでいると言える．

第二に，交流を兼ねた活動である．園の場所を開放し，「子育てサークル」「おしゃべりタイム」「親子カフェ」といった形で定期的に交流の場を設ける事例が見られた．こうした活動は，未就園児の保護者同士のつながりを広げ，孤立を防止する重要な役割を果たしている．また，親子食堂や子ども食堂，高齢者との交流会，小学校との連携行事，ねぶた祭りへの参加など，多世代が関わる活動も実施されていた．これらは，子ども・保護者に対して交流の場を確保することで孤立感を和らげ，子育ての不安を軽減する効果を持ち，園としても地域の親子や住民と交流・連携できる点で，地域福祉活動の一端を担っていると言える．特に人口減少地域では，子育て家庭そのものが減少し，同年代の子どもや保護者と出会う機会が限られることから，交流の場としての意義はより大きいものと考えられる．

第三に，専門性が求められる活動やプログラムの実施である．親子ヨガやベビーマッサージ，アンガーマネジメント講座，リトミックや音楽療法などが外部講師や専門職と連携して展開され，子育て家庭の多様なニーズに対応していた．さらに，障害のある子どもとのふれあい保育，障害児保育事業，スマイルサポーター事業（地域貢献事業）も，認定こども園の専門性を拡張した取り組みとして見られた．これらは，子ども・保護者に対して具体的な育児の困り事を解決する機会になると同時に，園としても支援の振り返りや外部講師からの学びを通じて専門性を高める効果をもたらしていることが考えられる．

第四に，訪問型・出張型の支援である．家庭訪問（ホームスタート）や「お出かけ広場」のほか，行政と協働した乳幼児健診や食育講座，エリア外での一時預かり対応など，園の枠を超えて地域資源と結びついた支援が展開されていた点が特徴的であった．これらの取り組みは，子ども・保護者に対して身近な場所で支援を受けられる安心感を提供すると同時に，園としても園の情報（職員の様子，専門性など）を発信し地域の子育て支援利用を拡大する効果を発揮していると言える．これらの取り組みは利用者数の増加のみを目的とするものではなく，支援につながりにくい家庭へ働きかけることに意義があると考えられる．

第五に，自治体事業と地域資源との連携による取り組みである．他事業者や地域子育て支援センター合同での遠足，行政との乳幼児健診が行われていたり，地方自治体独自の事業として，乳幼児子育て応援事業（兵庫県），マイ保育園登録事業（石川県），在宅育児家庭通園保育モデル事業（石川県）が確認された．自治体等と連携した取り組みを実施することによって，自園の活動に留まらない地域全体の子育て支援の取り組みに寄与していた．認定こども園として地域の現状把握や他機関との協働を通じて地域連携の強化が進められると考えられる．

このように，本研究では，認定こども園による子育て支援事業が，法定化された事業を実施することにとどまらず，地域の実情やニーズに応じて新たな取組へと発展していく実

践であることを明らかにした．子どもや保護者への直接的な支援効果に加え，地域住民や関係機関との新たなつながりを形成し，園自身の専門性や地域との連携を深める契機となっている点は，本研究で確認された重要な知見である．日本総合研究所（2022）による調査報告では，制度に基づく子育て支援事業の意義や課題が主に論じられてきたが，本研究は，法定事業を基盤としながら地域独自の実践へと発展していく過程に着目した点に特徴がある．とりわけ人口減少地域では，こうした柔軟な実践が地域社会を支える基盤として重要な役割を果たしていることが示唆された．

３．先行事例 3 園の活動実態から得られる知見

本研究では，人口減少地域における子育て支援事業の実践的特徴を把握するため，消滅可能性自治体において継続的かつ特徴的な取り組みを展開している認定こども園を対象として分析した．本項では，消滅可能性自治体において実績ある子育て支援事業を展開している認定こども園の活動実態から考察を行う．ここで扱う事例は，いずれも園独自の理念に基づき，地域資源を活用しながら多様な子育て支援を展開している点で共通している．

(1) 園の理念や方針

3 園はいずれも子ども・保護者に加え地域住民を対象とし，地域全体で子育てを支えることを志向していた．みどりのかぜ北ウィングは多世代交流を基盤とした地域拠点としての役割を重視し，丸森ひまわりこども園は社会福祉協議会を運営主体として地域福祉と一体化した実践を展開していた．また，おひさま保育園は食育を軸に保護者との関係形成を重視し，少子化に対応した組織再編も行っていた．

これらの結果は，先行研究が指摘する「地域を意識した実践」や「園の方針・組織風土の重要性」（橋本・伊藤ほか 2022；中谷・鶴ほか 2024）を具体的に裏付けるものであり，地域志向の理念と園長を中心とした方針が実践形成の基盤となることが確認された．

(2) 子育て支援事業の内容と年間利用者数

3 園はいずれも親子交流，一時保育，相談支援などの基本機能を基盤としつつ，地域特性に応じた多様な支援を展開していた．みどりのかぜ北ウィングは地域福祉や防災機能を含む多機能型，丸森ひまわりこども園は拠点事業と連動した大規模な利用実績を持つ安定型，おひさま保育園は食育を軸とした専門性特化型の支援を展開していた．

先行研究では基本的支援機能の必要性は示されてきたが（課題研究委員会 2020 ほか），本研究は地域条件や運営主体の違いに応じて事業内容・規模・財源が異なる形で展開されており，それぞれの地域において子育て家庭を支える役割を果たしていた．

(3) 地域の課題やニーズ

3 事例に共通して，①保護者の孤立・不安，②子どもの居場所不足，③多様な保育ニーズへの対応という地域における子育て支援の課題やニーズが確認された．これらは先行研究でも指摘されてきたが，先行事例から改めて確認出来たとともに，対応するケースの数の違いはあるが，消滅可能性自治体においても同様の問題が存在していることがわかった．これらの課題は都市部にも存在するが，人口減少地域では支援に必要な資源や利用機会が限られることから，認定こども園が果たす役割は相対的に大きいものと考えられる．

(4) 地域の実情に応じた取り組み

各園は地域資源を活用しながら，柔軟な支援を展開していた．みどりのかぜ北ウィングは地域資源や福祉機能を活かした総合的支援，丸森ひまわりこども園は行政・住民を含む協働体制の構築，おひさま保育園は食育や自然体験を活かした実践を特徴としていた．このような実践は，法定の子育て支援事業のみを展開するものではなく，地域の実情に応じて認定こども園が柔軟に実践していることを示している．

(5) 子育て支援事業の課題

子育て支援事業の充実に向けた課題として，三園の事例からは，運営体制の柔軟性，行政・関係機関との連携，支援の質に関わる点が抽出された．

みどりのかぜ北ウィングでは行政や他法人との連携強化，丸森ひまわりこども園では利用者ニーズと使用施設の運営制約との乖離への対応，おひさま保育園では子育て不安への対応と支援内容の充実が課題として挙げられていた．これらは，子育て支援事業が地域や利用者の状況に応じた柔軟な運営を必要とする実践であることを示している．また，支援が必要な家庭を専門機関へつなぐ体制の整備も共通の課題であった．

以上のように，消滅可能性自治体における認定こども園の子育て支援事業は，主たる対象は子どもや保護者に当てられつつも，地域全体で子育てを支えることを目指しており，様々な地域資源と連携しながら個々の活動を組み合わせて多様に展開している．これらの実践は，未就園児家庭の交流の場の提供や相談支援といった基本的機能を担うとともに，地域の子育て支援のハブとしての役割をもち地域の子育てを支える基盤形成にも寄与していると言える．この点は，人口減少地域における生活支援が複数の資源を組み合わせることによって成立するとした小松・高野（2024）の研究とも共通する視点であり，認定こども園が地域福祉の推進主体として寄与することを示すことができた．

しかし，すべての認定こども園で同様に展開されているわけではなく，園の理念，組織体制，地域資源との連携状況などによって実施状況に差がみられた．そこで次項では，これらの実践を有効に展開するための条件について考察する

第 3 節　人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の展開条件

１．有効な条件組み合わせと背景・要因

第 3 章において，子育て支援事業の効果と課題には，複数の要素が関連しており，子どもや保護者，認定こども園自身に効果的に働く場合もあれば，課題が生じて消極的な影響を及ぼす場合もあることがわかった．また，地域のニーズに沿った子育て支援事業を継続的に実施していくためにも様々な条件整備が必要であり，実施状況に影響していることがわかった．そして，本研究の分析結果から，消滅可能性自治体における認定こども園の子育て支援事業は，「ニーズ量」「職員理解」「拠点連携」という 3 つの条件が組み合わさることによって，有効に展開されることが明らかとなった．以下では，この条件組み合わせが人口減少地域において成立する背景・要因について考察する．

第一に，「ニーズ量」「職員理解」「拠点連携」を支える背景として，子育て支援事業に対する園の方針が明確にあることである．有効な条件組み合わせ（5 事例）に共通することは，「地域子育て支援拠点と積極的に連携をとっていること」であった．その要因を実施状況が相対的に低い J 園，K 園と比較すると，施設としての歴史があり，地域に対する子育て支援について具体的な園の方針を持っていることが示唆された．調査先のいずれの園も保育方針や保育理念は掲げられているが，地域に対する子育て支援の方針については差が見られた．有効な条件組み合わせに該当する事例では，いずれも地域子育て支援拠点との連携が積極的に行われており，その背景には，地域に対する子育て支援の役割を具体的に位置づけた園の方針があった．施設としての歴史やこれまでの実践の蓄積により，独自の子育て支援活動が継続されている事例も見られ，これらの経験が地域との関係形成や支援のノウハウの蓄積につながっていると考えられる．本研究においても，子ども家庭支援の組織的アプローチとして，園の方針や組織風土が子育て支援事業の展開に影響していることが確認され，中谷・鶴ほか（2024）の研究成果と同様の結果が得られた．

安井・手良村ら（2014）は，認定こども園における子育て支援の課題として「子育て支援，保護者支援のノウハウを蓄積していくこと」の重要性を指摘しており，本研究の結果も，こうした実践の蓄積が事業展開の基盤となることを示している．H 園は，現在は地域子育て支援拠点事業を受託しているものの，市の受託事業として実施する前から，子育ての悩みを抱える保護者に対して相談支援活動を行ったり，相互交流の場を独自事業で実施していたりする経緯があった．認定こども園による子育て支援事業の人材不足，専門性の不足，物的環境の課題，関係機関との連携などの個別の課題が指摘されていたが（吉田 2009；加治佐・岡田 2009；加治佐・岡田 2010），その改善方策や背景の解明については不十分な点が残されていた．そして，認定こども園における子育て支援の課題を解決するためには，「人材確保や育成」，「財源の確保」，「認定こども園特有の運営上の課題への対応」

（加治佐・岡田 2009：13）といった提案に留まっていた．本研究の結果から，子育て支援事業の課題は，施設内の状況，利用者のニーズ量，地域子育て支援拠点事業との連携など，様々な要素が複雑に絡み合っていることが分かった．「人材確保や育成」さえ出来れば改善できるとは言い難い面があり，有効な条件組み合わせとその背景や要因を指摘できた．

第二に，地域資源や組織資源を柔軟に活用する運営体制が構築されていることである．．実施状況が高い園では，地域子育て支援拠点事業や公立施設としての特性，社会福祉法人による多角的な運営などを活かしながら，地域のニーズに応じて事業内容や運営方法を調整している点が共通していた．例えば，部門間の連携や人材配置の工夫，地域資源の活用などにより，既存の枠組みにとらわれない柔軟な運営が行われていた．このような柔軟な運営を図ることによって，「地域子育て支援拠点と連携をとること」や「子育て支援事業に対する人材活用」に繋がっていることが可能となり，認定こども園としての効果に繋がっていることが確認できた．

地域子育て支援拠点事業を担っている A 園・H 園は，本体施設の保育・教育と認定こども園の子育て支援事業について，施設環境面の工夫，人材の工夫，親子に対する対応ケースでの連携などで相互に協力し合って取り組んでいる状況がみられた．各事業の責任者は明確にしつつも，「全職員，あまり枠にとらわれずに人事交流」をすることが方針としてあり，地域子育て支援拠点事業を受託している強みを確認できた．公立の C 園では，地域の民生委員・児童委員と協働して相互交流の場を定期的に開催したり，公立施設の利点を生かして養育家庭全戸訪問事業を実施したりするなど，地域の様々な資源を活用していることがわかった．また，拠点事業がない認定こども園においても，I 園のように独自で全日室内開放に取り組むことや，放課後児童健全育成事業を活用して施設環境面，人材面で柔軟に対応し，子育て支援事業を運営している事例がみられた．一方，人材に余裕があっても実施状況が良くない事例では，地域のニーズがあまりない B 園や，新設のために十分な活動が出来ていない K 園があげられ，人材活用の面で工夫する必要が示唆された．

他には，保育者不足の中，戦略的な運営によって活動を安定させている事例も見られた．A 園では，保育者不足と今後の保育ニーズ減少に備えて，待機児童がいる状況においても計画的に本体施設の定員を減らして余裕をつくるなどの工夫をしていた．保育者不足は深刻な課題ではあるが，園の具体的な方針があり，職員の協力によって運営方法を工夫することで，子育て支援事業を安定して運営させていた．本来であれば，地域の保育ニーズに応えていくことが必要ではあるが，園の運営として難しい選択を迫られ，何とかやりくりしている実態が把握された．本研究では，人材に一定の余裕があることは重要な条件の一つであるものの，地域ニーズへの対応や職員の理解など，他の条件と組み合わなければ，子育て支援事業の充実には結びつかないことが明らかとなった．また，保育者不足の中であっても，定員を調整するなどの戦略的な運営によって事業を安定させている事例も見られ，人材の量だけでなく，その活用方法が重要であることが示唆された．

先行研究では，課題を指摘する文献や地域子育て支援拠点事業に焦点を当てた文献が多く，認定こども園による地域子育て支援の効果について言及されている研究は数点に留まっている（課題研究委員会編 2020，リベルタス・コンサルティング 2023）．地域子育て支援の効果については，子育ての不安や悩みが解消されるなどの「子ども・保護者に対する効果」,入園や保育者の専門性向上につながったりするなどの「認定こども園としての効果」があることが認められており（本田 2024），柔軟な事業運営を図ることで，地域の多機能拠点として可能性を広げられる点にも着目する必要がある．地域の子育て支援を考える上で，地域子育て支援拠点事業（制度事業）や認定こども園で求められている子育て支援事業は重要であるが，地域や認定こども園としての独自性，NPO（非営利組織）としての柔軟性が認められ，地域の子育て支援の拠点となる「認定こども園」に焦点を当てることに示唆があった．

第三に，職員の理解を支える研修や学習機会の存在である．「職員理解」が自然に生まれるのではなく，研修や学習機会を通じて形成されることが確認できた．今回の調査対象とした認定こども園では，子育て支援事業の担当者を中心に多くの保育者が A 自治体（都道府県）の認定している研修を受けている．A 自治体の認定事業は，保育園・認定こども園等に在籍する実務経験 5 年以上の保育士等が養成講座を修了することにより，自治体の認定を受けられる地域貢献事業としての性格がある．生活困窮等さまざまな課題を抱える地域の人々に対して幅広く相談事業を行う趣旨のため，子育て支援事業で求められる援助技術を身に付け，地域の拠点としての役割について理解を深める重要な機会となっている．

A 自治体が認定する研修を受けた保育者は，クラス保育をするだけではなく，子育て支援に対する理解と視野が広がっており，研修で学んだ知識・技術を相談支援の現場に活かしているとのことであった．また，認定を受けていることで「行政から頼られるようになった」という話もあった．今回，子育て支援事業に対する職員の理解が得られていないと判断された D 園は，認定研修を受講しておらず，地域に向けた子育て支援事業を積極的に進めているとは言い難い点がみられた．調査対象の認定こども園では，自治体が実施する研修を通して，子育て支援に必要な援助技術や視点を習得していることが確認され，保育者はクラス保育にとどまらず，地域の多様なニーズに対応する視野を持つようになり，子育て支援事業に対する理解が深まっていると言える．このことは,「職員理解」という条件を支える重要な要因であるといえる．

第四に，ニーズが存在するだけでは十分ではなく，それに対応できる体制が必要である．有効な条件組み合わせの事例として抽出された A 園，C 園，G 園，H 園，I 園の地域は，子育て支援事業を開催すれば一定の参加者が集まるため，未就園児が比較的いる環境であった．そして，地域の子育て支援事業のニーズに対応できる人員体制が整っていることで，安定した事業展開を図ることができていた．一方，J 園では，職員体制がとれないことで一時預かり事業が十分にできていない状況であった．J 園の周辺地域は，宅地開発してい

ることもあって未就園児が多く，市の政策としても一時預かり事業を積極的に利用するように促しているものの，同地域に一時預かり事業を実施する他の施設が少なく，結果的にJ園に負担がかかっていることが推察された．また，L園のように，子育て支援事業を開催すれば多くの参加者がいるにも関わらず，人員体制が整えることが難しいために，一時預かり事業を止めた事例もあった．

有効な条件組み合わせに該当する事例では，未就園児が一定数存在し，子育て支援事業に対する需要が見込まれる環境にあったが，これらのニーズに対応できる人員体制が確保されていることにより，事業が安定的に実施されていたと言える．ニーズが存在していても人員体制が不十分な場合には，事業の縮小や停止につながる事例も確認され，地域によっては特定の施設に負担が集中するなど，ニーズと資源の不均衡が生じている状況も見られた．

以上の結果から，本研究が明らかにしたのは，子育て支援事業の展開条件は単一の要因によって説明できるものではなく，「ニーズ量」「職員理解」「拠点連携」が相互に関連しながら成立しているという点である．また，これらの条件は独立しているものではなく，園の方針，柔軟な事業運営，研修や学習機会，地域環境といった背景・要因によって形成されており，それらが重なり合うことで人口減少地域の実情に応じた子育て支援事業の展開につながっていることが示唆された．

２．子育て支援ニーズの地域的特徴と子育て支援事業の役割

本研究の調査対象には，消滅可能性自治体に所在する認定こども園の中でも，子育て支援ニーズが相対的に少ない地域の事例（B園，F園）が含まれていた．これらの園では，他の園と比較して子育て支援事業の実施状況が低い結果となったが，その背景には，利用者数の少なさから，園庭開放や一時預かり保育などの事業を継続的に実施する必要性が相対的に低いという地域的条件があったと言える．

しかし，これらの地域においても子どもが全く存在しないわけではなく，子どもの数が少ないことや自然環境の豊かさを背景に移住してくる世帯が一定数存在していた．また，配慮を要する子どものケースや，要保護児童対策地域協議会で扱うような事例にも対応していることが確認された．西垣（2017）は，過疎地域においても虐待や貧困といった問題が存在するほか，「子どもの疾病，障がいや不登校，いじめ問題のために新たに移住する家族」がいることを指摘している．本研究においても，地域の子育て支援ニーズは量的には少ないものの，個別性が高く，複雑な支援を要する形で存在していることが確認された．

実際に，B園およびF園では，自園での子育て支援事業を縮小する一方で，地域子育て支援拠点や行政，関係機関と連携しながら，相互交流の場の運営や個別ケースへの対応を行っていた．特に，地域子育て支援拠点や家庭児童相談室等との連携は円滑に行われてお

り，地域の子どもや家庭を支える役割を担っていた．

本研究では子育て支援事業の実施状況を指標として評価を行ったため，これらの園は相対的に低い結果となった．しかし，地域の実情に応じた個別支援や関係機関との連携・協力という観点からみれば，地域における重要な子育て支援機能を果たしていたと考えられる．

また，J 園のように宅地開発等によって子育て支援ニーズが維持されている地域では，利用希望者が多いにもかかわらず，人員体制や自治体の政策によって十分な支援を提供できない状況も確認された．実践者の語りからは，地域子育て支援拠点や行政との連携の必要性が認識されている一方で，個人情報保護の観点から十分な情報共有が難しい状況も確認された．このことは，地域の実情に応じた子育て支援を推進する上で，制度的な制約が存在していることを示している．子育て支援事業の展開においては，ニーズの有無だけでなく，それに対応できる体制整備も重要な課題である．

さらに，本研究では消滅可能性自治体という枠組みのもとで分析を行ったが，施設周辺の地域だけでみると一様に未就園児が減少しているわけではないことも明らかとなった．市町村単位では人口減少が進んでいても，周辺地域の宅地開発などにより，一部の地域では一定の子育てニーズが維持されている事例も確認された．このことから，認定こども園の子育て支援事業の役割を検討する際には，市町村単位だけでなく，よりミクロな周辺地域レベルでの実態把握が不可欠であるといえる．

以上の結果を踏まえると，人口減少地域における認定こども園の子育て支援事業は，利用者数やニーズ量のみでは説明できるものではなく，職員理解や地域子育て支援拠点との連携など複数の条件が組み合わさることによって成立していることが明らかとなった．そして，地域ごとに異なるニーズの特徴に応じて認定こども園の役割も変化するという点が必要なことがわかった．認定こども園は子どもや保護者への支援のみならず，地域社会を支える機能も有しており，人口減少地域の生活を支える拠点の一つとして位置づけることができる．

終章　結論と今後の課題

第1節　結論

本研究は，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の展開条件を明らかにすることを目的として，制度・政策動向の整理（研究課題1），全国調査の分析（研究課題2），消滅可能性自治体に所在する認定こども園を対象とした事例調査（研究課題3）及びQCAによる分析（研究課題4）を行った.

研究課題1では，認定こども園による子育て支援事業に関連する制度・政策等の動向を整理するとともに,人口減少地域における子育て支援の問題について検討した.その結果,人口減少地域では少子化や人口流出の進行により子どもや子育て家庭が減少する一方で,子育て家庭の孤立や障害児の受け入れなど，新たな支援ニーズへの対応が求められていることが明らかとなった．また，学校や教育・保育施設の統廃合など生活基盤のあり方自体が問われている実態があることがわかった.

研究課題2では，全国調査データを用いて認定こども園による子育て支援事業の効果と課題を分析し，その構成要素を抽出した．その結果，子育て支援事業には保護者支援，親子の交流促進，地域との関係形成等の効果が期待される一方で，人材確保や事業運営に関する課題が存在することが示された．また，消滅可能性自治においても全国的な傾向と共通する側面を有しながら,利用者数の減少など固有の課題を抱えている地域も確認された.

研究課題3では，消滅可能性自治体に所在する認定こども園を対象として，子育て支援事業の具体的内容とその意義を明らかにした．その結果，認定こども園は教育・保育機能に加え，保護者支援や地域とのつながりを形成する拠点として法定の枠組みにとどまらない機能を有していることが示された．また，利用者数の有無だけでは把握できない子育て支援事業の意義が存在することが確認された．認定こども園による子育て支援事業は，地域の子ども・保護者への支援を通して園の活動を地域へ広げる契機となっていることが分かった.

研究課題4では，QCAを用いて認定こども園による子育て支援事業の展開条件を分析した.その結果,子育て支援事業の実施状況は単一の要因によって説明されるものではなく，複数の条件の組み合わせによって成立していることが示された．特に，子育て支援事業の展開は，地域のニーズ量，職員の理解，地域子育て支援拠点との連携といった条件の組み合わせが影響していることが明らかとなった．その背景には地域資源の状況などの環境要因があることから，子育て支援事業の展開条件を検討する際には，環境要因を含めて捉える必要があることが示された．一方で，子育て支援ニーズが相対的に少ない地域においては，認定こども園が他機関と連携・協力しながら子育て支援事業を展開する意義も認められた．ことのことは，利用者数が少ない地域では子育て支援事業が成立しないことを意味するものではなく，子どもの数ではなく，支援を必要とする家庭のニーズに応じて柔軟に

事業を展開することが重要であることを示している．

以上の研究課題１から研究課題４までの分析を通して，人口減少地域における認定こども園の子育て支援事業は，単に人員配置や財源確保といった個別の要因によって規定されるのではなく，地域の子育て支援ニーズ，子育て支援事業に対する職員の理解，地域子育て支援拠点との連携といった複数の条件が組み合わさることで有効に展開されることが明らかとなった．また，その背景には，地域の子育て支援に対する園の方針，地域の実情に応じた柔軟な事業運営，保護者支援に必要な援助技術の習得，人員体制の確保といった要素が存在していた．

本研究の結果から明らかになったことは，人口減少地域における認定こども園の子育て支援事業の展開条件とは，施設内部の体制整備のみならず，地域資源との連携や地域特性を踏まえた運営を含む様々な条件の組み合わせが存在していることである．特に，地域のニーズ量，職員理解，地域子育て支援拠点との連携という条件組み合わせが事業展開の中核をなしていることが示された．これにより，本研究は，人口減少地域において認定こども園による子育て支援事業を有効に展開するための条件を実証的に明らかにし，今後の認定こども園運営及び地域子ども・子育て支援施策に向けた示唆を得ることができた．

本研究では，良好な子育て支援事業成立のために，一定のニーズ量があることを条件として示したが，「ニーズ量が少ない地域の施設配置は広域化したら良い」というふうには考えていない．子育て家庭の支援や地域資源との連携を支える拠点としての役割に着目し，その地域に適した子育て支援事業のあり方を検討していくことが重要であると考えている．

第２節　意義と限界

本研究は，以下の点で意義がある．

第１は，少子化による教育・保育施設の再編が進む中で，人口減少地域における認定こども園の子育て支援事業に焦点を当てて検討した点である．とりわけ，本研究は地域の子育て支援に関わる制度・政策の動向を踏まえ，地域子育て支援拠点事業や教育・保育施設による子育て支援事業を整理した上で，人口減少地域における認定こども園の子育て支援事業の成立のあり方を再検討した点に特徴がある．これまで過疎地域における保育制度や個別のソーシャルワークの方法・技術に着目した先行研究がなされてきたが，本研究では認定こども園法の成立過程や制度の展開を踏まえ，「施設の社会化」という観点から認定こども園の役割を問い直した．その結果，認定こども園が教育・保育の提供にとどまらず，地域の子育て支援を支える基盤となり得る可能性を示した点に意義がある．

第２は，人口減少地域における認定こども園による子育て支援事業の展開条件について，全国的傾向の分析と消滅可能性自治体の事例分析から実証的に明らかにした点である．従来の研究では，地域子育て支援拠点事業におけるソーシャルワークや生活困難家庭への支

援といった個別の課題から組織のあり方を関連して検討されることがあったが，施設としての事業展開や地域特性を踏まえた条件の検討は十分ではなかった．また，過疎地域における教育・保育施設の役割については必要性や制度的課題が長年指摘されてきたものの，その展開条件を具体的に示した点で，今後の研究に対する実証的知見を提示した意義があった．

第３は，子ども家庭福祉分野と地域福祉分野という二つの研究領域を接続し，人口減少地域における認定こども園の子育て支援事業を地域福祉の視点から検討した点である．従来，子育て支援に関する研究は保育者の専門性や支援技術に焦点を当てたものが多く，人口減少や地域福祉の観点から認定こども園のあり方を検討した研究は多くなかった．また，地域福祉研究においても，子育て支援事業を担う教育・保育施設の位置づけは十分に議論されてこなかった．本研究では，認定こども園による子育て支援事業を地域の中で展開される福祉実践として捉える視点を提示し，地域福祉の担い手として位置づけた．

一方，本研究には限界も残されている．まず，本研究は調査対象の認定こども園による回答および自治体単位での分析に基づいており，個別の支援事例の詳細な過程まで十分に捉えきれていないことや，地域住民同士の支え合いなどインフォーマルな活動に焦点を当てることができていない．個別の支援事例をより詳細に扱うことによって，人口減少地域における子育て支援事業の特性を明らかにすることができると考えている．また，自治体の子ども・子育て支援事業計画との関係について十分に検討できておらず，認定こども園による子育て支援事業と自治体の政策的位置づけとの課題について明確にできていない．

第 3 節　今後の課題

本研究の意義と限界を踏まえ，今後は以下のような課題に取り組んでいく必要があると考えている．

まず，自治体の子ども・子育て支援事業計画との関係を視野に入れながら，認定こども園による子育て支援事業との関連性についての課題を明確にしていくことである．

また，インタビュー調査等を通して個別事例の検討を深めることにより，インフォーマルな活動を含めた地域の実情に応じた子育て支援の具体的な展開過程を明らかにしていくことも課題である．

謝辞

本論文の作成にあたり，多くの皆様からご指導とご支援を賜りました．ここに心より感謝申し上げます．

論文指導担当教員である後藤先生には，研究計画の立案から論文の構成，分析，考察に至るまで，終始熱心かつ粘り強くご指導いただきました．研究の方向性が定まらず試行錯誤を繰り返す中でも，根気強くご助言を賜り，本研究をまとめることができました．心より深く感謝申し上げます．

副査の小松先生には，人口減少地域における認定こども園の本質的な意義や地域福祉との接点，地域の状況に応じて施設自身が変化しながら役割を果たしていく視点について，多くのご示唆をいただきました．また，副査の末盛先生には，社会福祉分野における質的比較分析（QCA）の学術的意義とともに「実践者の語り」の価値についてご指導いただきました．心より御礼申し上げます．

湯原先生には，博士論文審査に関する諸手続きや公開発表等の運営に際し，細やかなご配慮とご支援を賜りました．深く感謝申し上げます．

また，公開発表会において貴重なご質問とご助言をいただいた先生方，本研究で活用した全国調査データの二次利用をご承認いただいた日本保育学会，ならびにインタビュー調査にご協力いただいた認定こども園,自治体および関係者の皆様に深く感謝申し上げます．

最後に，本研究を支えてくださったすべての皆様に心より感謝申し上げます．

【注】

序章

1) 認定こども園法施行規則第 2 条（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号）では，子育て支援事業は，幼保連携型認定こども園による「①相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援」,「②地域の家庭に対する情報提供・相談支援」,「③一時預かり的な事業」,「④子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整」,「⑤地域子育て支援者に対する情報提供・助言」をすることの 5 つの機能が明記されている．

2) 子ども・子育て支援制度とは，平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」,「認定こども園法の一部改正」,「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいう．幼児期の学校教育や保育，地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた．

第３章

1) KHCorder は，計量テキスト分析またはテキストマイニングのためのフリーソフトウェア．　https://khcoder.net/
2) データの事前処理については，無回答を除き，「子ども」と「子供」のような同義語などの文字や記号の置換作業を行なった．次にデータの読み込みと前処理については，テキストのチェックと前処理の実行を行い，分析に入った．
3) 生データの自由記述を文字数の少ない順に並べ，一つ一つの記述内容を吟味して「効果」，「課題」，「効果と課題が併記されている記述」，「特になし」，「その他」に整理した．その理由は，分析対象とした質問項目が「Q30 子育て支援が義務化されたことによる効果や課題等が特にあれば，具体的にお書きください」というもので，回答内容が混在していたためである．記述の分類・整理にあたっては，先行研究の知見を踏まえるとともに，前後の文脈を読み取って整理した．
4) Mindmaster は様々な情報を編集・可視化し，分析するためのソフト．企業のマーケティングなどに用いられており，KJ 法の情報整理をパソコンの画面上で出来る．

第５章

1) 無作為抽出の方法は，A 自治体の公開情報から消滅可能性自治体に位置している 63 ヵ所の認定こども園の一覧（Excel）を作成し，ランダム関数を用いて昇順で示された上位 12 園を選定した．調査依頼をする際に 2 つの園から協力を得られなかったため，2 つ分繰り下げて調査対象に入れた．
2) 質的比較分析（QCA）は，観察可能な事例が少なく，複雑な相互作用がある現象を分析するための方法として，政治学者のチャールズ.C.レイガンによって開発された．横山らは，質的比較分析（QCA）の得意なことについて，①結果を生み出す原因の複雑な相互作用を扱える点（因果複雑性），②個別要因の影響を識別できる点（必要条件と十分条件），③結果を生み出すルートが複数存在する現象を扱える点（等結果性），④因果が対称になってない現象を扱える点（因果非対称性）であるとしている（横山・東 2022）．一方，データの 2 値化や時間の経過が考慮されないこと等の分析方法の限界もある（パトリック.A.メロ 2023）．
3) 「条件」として使用する集合の列（各値は 0 か 1）と，「結果」として使用する集合の列（各値は 0 か 1）が入力されたファイルを開き，Analyze から必要条件を分析，Coverage（被覆度）と Consistency（解の項の整合度）が 0.5 以上の変数を十分条件分析のための基準とした．選定された変数をもとに，truthtablealgorithm によって真理値表を作成した．

4) 本調査前に『認定こども園における子育て支援事業事例集』（内閣府）に紹介されている 3 か所の認定こども園の園長に対して，子育て支援事業の実施状況と課題などについてインタビュー調査を行った．

5) 抽出した主な条件変数は，園の歴史，移行前の施設種別，一時預かりの実施，その他の取り組み，ニーズ量，専任職員の配置，フォーマルな資源，インフォーマルな資源，職員の理解，人材の余裕，園の方針，研修の実施，拠点事業の受託，拠点事業との連携である．

6) 「実施状況」は，取り組みの実施状況の点数が相対的に高かった結果を示している．

7) 複雑解は，実際の事例が存在していない条件組み合わせ（論理的残余）を使用せず，事例が存在する真理表の行のみを用いて導かれた解のことである．

【文献】

赤沼麻矢（2007）「精神障害者退院促進支援事業における対象者個別事例の質的比較―プール代数アプローチを用いて―」『社会福祉学』48（3），42－54.

秋山和夫・森上史郎（1994）『園とクラスの経営』同文書院.

安藤節子・小笠原京子・猿田興子ほか（2016）「秋田県における子育て支援について:秋田県内幼稚園・保育園・認定こども園及び子育て支援センターの実態と課題」『聖園学園短期大学研究紀要』46，19-88.

福田いずみ（2016）「人口減少時代に見過してはならない過疎地域の保育問題」『共済総研レポート』147，2－7.

福田いずみ（2017）「子ども・子育て支援新制度施行から 2 年:過疎地における保育の現状」『共済総研レポート』152，90-95.

福田いずみ（2020）「JA の子育て支援への新たな関わり:農村部における子育ての課題に向けて」『共済総研レポート』169，18-21.

日本総合研究所（2022）「人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究（令和 3 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）」日本総研.

藤木大介・上田七生・樟本千里ほか（2011）「認定こども園への移行が保育者の保育観に及ぼした影響」『梅光学院大学論集』44，11-21.

藤田泰昌（2023）「多様で複雑な因果関係をどう捉えるか―質的比較分析（QCA）の方法論的発展は何をもたらしたのか」『経営行動科学』34（3），75-93.

藤本健太郎（2017）「都市部の待機児童と地方の保育所閉所の対策に関する考察」『経営と情報』30（1），17-29.

郷地二三子（1995）『地域に根ざした保育園』中央法規出版.

郷地二三子（2002）「少子化地域の子育ての現状と課題--鹿児島県下地方版エンゼルプランの策定」『総合社会福祉研究』20，69-79.

郷地二三子（2004）『少子化地域における子育て支援』新読書社.

郷地二三子（2005）「少子化地域における子育て施策の課題」『地域総合研究』32(2)，135-149.

後藤澄江（2011）『日本・韓国-福祉国家の再編と福祉社会の開発:日本福祉大学 COE プログラム企画（第 2 巻）』中央法規.

後藤澄江（2012）『ケア労働の配分と協働-高齢者介護と育児の福祉社会学』東京大学出版会.

半田陽祐(2019)「過疎地域における病児保育の意義と有用性」『日本小児科学会雑誌』123(7)，1183-1186.

橋本真紀・扇田朋子・多田みゆきほか（2005）「保育所併設型地域子育て支援センターの現状と課題--A 県下の地域子育て支援センターの職員と地域事業担当者,保育所保育従事

者の比較調査から」『保育学研究』43(1)，76－89.
橋本真紀（2009）「地域子育て支援における保育所や保育士の役割--地域子育て支援センター事業実施要綱改正の経過から」『こども環境学研究』5(3)，25－34.
橋本真紀（2009）「保育所の地域子育て支援事業に期待される『役割』--先行研究に記述される『役割』の検討から」『教育学論究』創刊号，117-127.
橋本真紀（2011）「地域を基盤とした子育て支援実践の現状と課題--地域子育て支援拠点事業センター型実践の検証から」『社会福祉学』52(1)，41-54.
橋本真紀（2014）「地域子育て支援拠点事業の実践類型に関連する要因の検討:地域支援活動を積極的に展開する群に着目して」『教育学論究』6，141-151.
橋本真紀（2015）『地域を基盤とした子育て支援の専門的機能』ミネルヴァ書房.
橋本真紀（2018）「包括的な子育て支援体制における地域子育て支援拠点事業の可能性」『社会保障研究』3(2)，256-273.
橋本真紀・伊藤篤・倉石哲也（2022）「全ての子育て家庭を対象とした『地域支援』機能の現況―地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業の『地域支援』機能に着目して―」『子ども家庭福祉学』22(0)，69-82.
樋口耕一（2012）「質問紙調査における自由回答の分析」『社会と調査』8，92－96.
樋口耕一（2018）『社会調査のための計量テキスト分析』ナカニシヤ出版.
久松尚美（2020）「新任保育者における保護者対応の現状と課題」『宮崎学園短期大学紀要』13，91-93.
本田和隆（2017）「保育・教育相談支援に求められる専門性―近年の子育て（の）支援の現代的課題と政策動向を中心に」『大阪千代田短期大学紀要』46 号，77-90.
本田和隆・柏原正尚（2020）「地方自治体の規模別にみる待機児童とその対策」『大阪千代田短期大学紀要』49 号，23-30.
本田和隆（2024）「認定こども園による地域子育て支援の現状と課題に関する研究―認定こども園全国調査のテキスト分析から―」『日本福祉大学大学院福祉社会開発研究』19，11-20.
保育研究所（2014）「私立幼稚園（認定こども園を含む）の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査の結果」『保育情報』456，34-38.
飯塚美穂子（2019）「地域子育て支援における保護者支援の実態と課題:保育所保育士の経験年数に着目して」『保育ソーシャルワーク学研究』5，113-125.
稲葉一洋（2017）「小地域福祉活動の展開条件－埼玉県寄居町社会福祉協議会の事例から－」『人間の福祉』（立正大学社会福祉学部紀要）31，31-46.
糸山健介（2012）「農村振興における中間支援組織の展開条件に関する一考察:NPO 法人グランドワーク西神楽を事例として」『北海道大学農經論叢』67，33-38.
岩間伸之・原田正樹（2012）『地域福祉援助をつかむ』有斐閣.

井上大樹・河野和枝・沢村紀子ほか（2008）「子育て支援センターの機能と地域子育て協同への可能性」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』105，111-150.
伊藤良高（1999）『現代保育所経営論』北樹出版.
伊藤良高（2011）『保育制度改革と保育施設経営―保育所経営の理論と実践に関する研究』風間書房.
伊藤良高（2022）『保育制度改革』晃洋書房.
Josefina Syssner, Pathways to Demographic Adaptation (2020)
人口戦略会議（2024）『令和６年・地方自治体「持続可能性」分析レポート ―新たな地域別将来推計人口から分かる自治体の実情と課題―』
(https://www.hit-north.or.jp/cms/wp-content/uploads/2024/04/01_report-1.pdf.2026.06.16)
課題研究委員会編（2020）『幼保一体化の課題と展望:認定こども園全国調査のまとめ』日本保育学会.
加賀美尤祥（2018）「児童福祉施設に求められる役割の変遷:「施設の社会化」をキーワードに」『世界の児童と母性』84 号，7-11.
加治佐哲也・岡田美紀（2009）「認定こども園に関する全国調査(1)先行事例の保育・教育と運営の活動実態」『兵庫教育大学研究紀要』35，1 - 14.
加治佐哲也・岡田美紀（2010）「認定こども園に関する全国調査(2)先行事例の保育者・園長の力量と研修の実態」『兵庫教育大学研究紀要』36，1－12.
垣内国光（2006）『民営化で保育が良くなるの？』ひとなる書房.
金井徹・安田勉・杉山弘子・前田有秀・小松秀茂（2016）「子ども・子育て支援新制度移行後の幼保連携型認定こども園の実態の検討－管理職者を主な対象とした面接調査から」『尚絅学院大学紀要』72，21-36.
川島典子編（2022）『人口減少社会の地域経営政策』晃洋書房.
香﨑智郁代（2013）「地域子育て支援拠点事業(センター型)における地域支援活動の現状と課題に関する一考察」『人間関係学研究』19(2)，3-13.
柏女霊峰（2019）『混迷する保育政策を解きほぐす』明石書店.
過疎地の保育・福祉研究会（2025）『超少子社会保育の今と未来―過疎地・里山からの発信』新読書社.
城戸久夫（2018）「人口減少地域の保育を考える(第 16 回)保育園の消滅→地域消滅→市町村消滅→国の衰退へ人口減少社会への保育政策の一提言雑誌記事」『保育通信』(754)，54-63.
菊地加奈子（2023）『人口減少時代における保育の多機能化～子育て支援・保育の職場環境改革』日本法令.
菊島良介（2014）「産直組織の展開条件に関する研究」『生協総研レポート』74 (0),59-77.
小林弘典・小谷智恵（2020）「京都府内子育て支援拠点における食物アレルギー対応の実態

調査」『日本小児臨床アレルギー学会誌』18(1), 17-21.
小堀智恵子（2009)「改訂『保育所保育指針』と地域子育て支援の実践課題--名古屋市 X 保育所の実践過程分析を通じて」『総合社会福祉研究』35, 115-128.
小堀智恵子（2010)「次世代育成支援地域行動計画と保育所：地域子育て支援事業に見る現状と課題」『佛教大学大学院紀要』38, 1-18.
小松理佐子・高野和良（2024)『人口減少時代の生活支援論：地域のつながりを維持・再生する』ミネルヴァ書房.
こども家庭庁（2024)「令和 6 年 4 月の待機児童数調査のポイント」公表資料.
こども家庭庁ホームページ「制度の概要等―子ども・子育て支援制度とは」https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/outline（2025 年 9 月 1 日閲覧).
古賀佳代子・木村裕美・西尾美登里ほか（2020)「地域包括支援センター保健師の専門性に関する研究―テキストマイニング分析を用いた内容分析から―」『日本農村医学会雑誌』68(5), 634-642.
厚生労働省（2015)『平成 27 年版厚生労働白書 －人口減少社会を考える－』
厚生労働省(2021)『地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会取りまとめ』.
厚生労働省（2022a)『令和 4 年版厚生労働白書』.
厚生労働省（2022b)『児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値)』.
厚生労働省(2022c)『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 18 次報告)』.
倉石哲也・石井章仁・古賀松香（2023)『人口減少時代に向けた保育所・認定こども園・幼稚園の子育て支援』中央法規.
久木元美琴（2016)『保育・子育て支援の地理学――福祉サービス需給の「地域差」に着目して』明石書店.
前林英貴（2020)「人口減少地域における医療的ケア:現状と未来」『小児保健研究』79 号, 312-315.
前田正子（1999)『少子化時代の保育園: いま，何を変えるべきか(岩波ブックレット NO. 495)』岩波書店.
前田正子（2014)『みんなでつくる子ども・子育て支援新制度』ミネルヴァ書房.
前田正子（2026)『子どもの消えゆく国で「無子高齢化」と地域の子育て』岩波書店.
牧野厚史・松本貴文（2015)『暮らしの視点からの地方再生: 地域と生活の社会学』九州大学出版会.
牧里毎治（1980)「福祉施設の地域化について」『社会問題研究』29(4), 109 - 134.
牧里毎治（2017)「〈最終講義〉地域福祉論の最終講義:まとめにかえて・・・地域福祉研究の回顧と展望」『Human Welfare』9(1), 87-98.
丸井寧子・中山徹・大谷由紀子ほか（2006)「幼保総合施設の全国的現状調査」『日本家政学会誌』57(9), 641 - 650.

三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング (2018)『地域子育て支援拠点事業の経営状況等に関する調査報告書』.
南多恵子 (2024)『社会福祉施設と住民との協働関係の基盤: 高齢, 障害領域の社会福祉法人による実践アプローチからの検討』みらい.
南泰代 (2018)『認定こども園の定員と保育時間に関する研究』奈良女子大学博士論文.
南泰代・中山徹 (2018)「認定こども園への移行前と移行後の相違－施設長・園長の意識調査から」『日本家政学会誌』69(6), 429-438.
宮野幸子・岡本理恵・山田裕子 (2023)「乳幼児を持つ母親の対人態度と子育て支援サービスへの要望との関連」『Journal of Wellness and Health Care』46(2), 37-48.
向平知絵 (2011)「過疎地域における保育の実態と課題奈良県十津川村のへき地保育所を事例に」『現代社会研究科論集』(5), 77-94.
無藤隆・北野幸子 (2014)『認定こども園の時代: 子どもの未来のための新制度理解とこれからの戦略』ひかりのくに.
無藤隆・汐見稔幸編 (2017)『幼稚園教育要領保育所保育指針認定こども園教育保育要領はやわかり BOOK』学陽書房.
元村健正 (2019)「続・人口減少地域の保育を考える(第 1 回)熊本県天草地域の保育実態調査報告」『保育通信』776, 32-36.
文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室 (2006)「認定こども園法の概要」『文部科学時報』1566, 36-47.
内記恵和 (2021)『2020 年度保育所および認定こども園の人材確保に関する調査について－第二弾 (定期調査項目から見る保育人材の状況の変化) －』独立行政法人福祉医療機構.
内閣府 (2009)「石川県のマイ保育園登録制度について」
(https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/review/wg/kihon/k_2/pdf/ref5-9.pdf.2023.5.8).
中野菜穂子 (1997)「保育所の『機能拡充』をめぐる動向と課題－保育所の地域活動を中心に－」『岡山県立大学短期大学部研究紀要』4, 99-108.
中野菜穂子 (2004)「保育所における地域子育て支援活動の現状と課題-岡山県における保育所の地域子育て支援活動調査より-」『岡山県立大学短期大学部研究紀要』11, 41-50.
中谷奈津子・橋本真紀・越智紀子ほか (2011)「地域子育て支援拠点事業専任保育士の業務内容の定量的分析--保育所併設型地域子育て支援センター観察調査の試みから」『子ども家庭福祉学』10, 47－57.
中谷奈津子・鶴宏史・関川芳孝 (2021)『保育所等の子ども家庭支援の実態と展望』中央法規.
中谷奈津子・鶴宏史・関川芳孝 (2024)『保育所等における子ども家庭支援の展開―生活困

難を支える園実践の質的分析―』晃洋書房.
中山昌樹・汐見稔幸（2015）『認定こども園がわかる本』風鳴舎.
中山徹（2002）「PFI による保育所建設の概要と問題点--PFI 方式に何のメリットがあるのか」『保育情報』302 号，2－8.
中山徹（2005）『子育て支援システムと保育所幼稚園学童保育』かもがわ出版.
中山徹（2017）『人口減少と公共施設の展望』自治体研究社.
中山徹（2018）「保育施設のあり方を考える:新制度，公共施設等総合管理計画，無償化の影響」『保育情報』499 号，10-15.
中山徹（2021）『子どものための保育制度改革保育所利用者減少「2025 年問題」とは何か』自治体研究社.
中山徹・杉山隆一（2014）『子ども・子育て支援新制度 PART2 本格実施までに，何をすべきか，考えるべきか』自治体研究社.
中山徹（2014）『地域から考える少子化対策:「異次元の少子化対策」批判』自治体研究社.
中山徹,丸谷聡子,井上治夫ほか（2025）『少子化に立ち向かう自治体の子育て政策』自治体研究社.
西垣美穂子（2007）「農村部における保育所実態の一考察－A 市におけるヒアリング調査から」『佛教大学大学院紀要』35，237-253.
西垣美穂子（2012）『へき地保育の展望』佛教大学研究叢書 16.
西垣美穂子（2017）「過疎地域における『子育て』の現状と課題」『都市問題』108(2)，72-80.
日本福祉大学アジア福祉社会開発研究センター（2017）『地域共生の開発福祉:制度アプローチを越えて』ミネルヴァ書房.
日本保育学会（2016）『保育講座①保育学とは：問いと成り立ち』東京大学出版会.
日本保育学会（2016）『保育講座②保育を支えるしくみ―制度と行政』東京大学出版会.
日本保育学会（2016）『保育講座③保育のいとなみ: 子ども理解と内容・方法』東京大学出版会.
日本保育学会（2016）『保育講座④保育者を生きる: 専門性と養成』東京大学出版会.
日本保育学会（2016）『保育講座⑤保育を支えるネットワーク: 支援と連携』東京大学出版会.
日本保育協会（2010）『みんなで元気に子育て支援―地域における子育て支援に関する調査研究報告書』社会福祉法人日本保育協会.
日本保育ソーシャルワーク学会（2018）『保育ソーシャルワークの思想と理論（保育ソーシャルワーク学研究叢書第 1 巻）』晃洋書房.
日本保育ソーシャルワーク学会（2018）『保育ソーシャルワークの内容と方法（保育ソーシャルワーク学研究叢書第 2 巻）』晃洋書房.

日本保育ソーシャルワーク学会 (2018)『保育ソーシャルワークの制度と政策 (保育ソーシャルワーク学研究叢書第 3 巻)』晃洋書房.
OECD, Shrinking Smartly and Sustainably (2025)
小川千晴 (2007)「認定こども園における子育て支援のあり方について」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』第 6 号, 81-94.
小田豊 (2014)『幼保一体化の変遷』北大路書房.
岡本聡子 (2015)「母親の育児不安解消における地域子育て支援拠点事業の効果:利用者アンケートを通じた測定と検証」『創造都市研究.e』10(1), 1－13.
大豆生田啓友 (2024)『園リーダーのためのリスペクト型マネジメント３』フレーベル館.
大宮勇雄 (2011)『保育の質を高める』ひとなる書房.
大阪保育研究所編 (2006)『幼保一元化と認定こども園』かもがわ出版.
大阪総合保育大学総合保育研究所幼保一体化プロジェクト (2014)『幼保一体化の課題と方向～大阪府下の幼稚園・保育所を対象にしたアンケート調査を通して～』ふくろう出版.
大阪総合保育大学総合保育研究所幼保一体化プロジェクト (2015)『子育て支援のいまとこれから―大阪府下の保育所・幼稚園での実態調査から』ふくろう出版.
大阪総合保育大学総合保育研究所幼保一体化プロジェクト (2018)『幼稚園と保育所のいいところを見つめなおす―こども園の在り方を軸にして』ふくろう出版.
Patrick A. Mello (2021) Qualitative Comparative Analysis: An Introduction to Research Design and Application. (東伸一・横山 斉理訳『質的比較分析 (QCA):リサーチ・デザインと実践』千倉書房, 2023).
Ragin, C. C. (1987) The Comparative Method. Moving Beyond Qualitative and Quantitative Strategies. Berkeley. Los Angeles and London: University of California Press.
リベルタス・コンサルティング (2023)『認定こども園における子育て支援事業事例集』.
Rihoux, B., and Ragin, C. C. (2009) Configurational Comparative Methods: Qualitative Comparative Analysis (QCA) and Related Techniques. (石田淳・齋藤圭介完訳『質的比較分析 (QCA) と関連手法入門』晃洋書房, 2016).
相馬直子・松木洋人 (2020)『子育て支援を労働として考える』勁草書房.
榊ひとみ (2013)「地域子育て支援拠点におけるスタッフの学習と連帯」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』119, 1-26.
櫻井慶一 (1990)「地域における保育所の統廃合問題の一考察(1):新潟県の僻地保育所の動向を中心に」『日本保育学会大会研究論文集』43, 402-403.
櫻井慶一 (1995)「地域における保育所の統廃合問題の一考察(2):在籍率と定員充足率を中心に」『日本保育学会大会研究論文集』48, 36-37.
櫻井慶一 (2006)「市町村合併と過疎地域の保育園」『保育制度改革の諸問題―地方分権と

保育園』新読書社.
櫻井慶一（2013）「子どもの減少と保育の課題:人口減少地域の問題を中心に」『月刊福祉』96(8)，24-27.
櫻井慶一（2014）「『認定こども園』法の改正とその課題の一考察:保育所制度の今後のあり方との関連で」『生活科学研究』36，3-16.
櫻井慶一（2015）「子ども・子育て支援新制度の歴史的意味を考える:幼保連携型認定こども園問題を中心にして」『季刊保育問題研究』271，18-28.
櫻井慶一（2016）『保育制度改革の諸問題:地方分権と保育園』新読書社.
櫻井慶一（2017）「過疎地域の保育所の動向と課題に関する一考察」『生活科学研究』39，1-10.
櫻井慶一（2019）「過疎地域における保育の現状と今後への期待」『月刊福祉』102(10)，34-36.
櫻井慶一・大沢潤蔵・鷲山惠子・本村憲裕（2013）「人口減少地域の保育を考える(第1回)座談会(1)人口減少地域の保育の現状」『保育通信』694，4-11.
櫻井慶一・大沢潤蔵・鷲山惠子・本村憲裕（2013）「人口減少地域の保育を考える(第2回)座談会(2)人口減少『地域』と『保育』を守るには」『保育通信』695，4-9.
櫻井慶一・城戸久夫編著・普光院亜紀・諏訪きぬ・萩原久美子（2014）『「保育」の大切さを考える:新制度の問題点を問う』新読書社.
佐藤晴雄（2018）『コミュニティ・スクールの全貌:全国調査から実相と成果を探る』風間書房.
斉藤雅茂（2006）「高齢者の社会的孤立のライフコース的要因に関する事例分析--『累積的な有利・不利』からみた予備的考察」『研究助成論文集』(明治安田こころの健康財団)42，219-228.
関川芳孝（2017）『公立保育所の民営化 -公共性の継承をめぐって』大阪公立大学共同出版会.
関川芳孝（2019）『社会福祉法人制度改革の展望と課題』大阪公立大学共同出版会.
関川芳孝・竹内友章・柴田学ほか（2021）『社会福祉法人はどこに向かうのか』大阪公立大学共同出版会.
社会福祉法人みその会認定こども園おひさま保育園
https://ohisama-land.pupu.jp/#（2025年9月1日閲覧）
社会福祉法人みつは会認定こども園みどりのかぜ北ウィング
http://www2.midorino-kaze.ed.jp/~midori-k/（2025年9月1日閲覧）
社会福祉法人丸森町社会福祉協議会丸森ひまわりこども園
https://marumori-shakyo.jp/himawari/（2025年9月1日閲覧）
塩田公子(2007)「公立保育園における子育て支援--東京都A区の場合」『厚生の指標』54(13),

20－26.
清水俊朗（2018）「市場化が進む保育施策と保育労働の実態」『社会政策』9(3)，29-43.
汐見稔幸・中山昌樹（2015）『認定こども園がわかる本』風鳴舎.
末盛慶・小平英志・鈴木佳代（2026）『ひとり親世帯の家族生活と仕事-シングルマザーの生活戦略と中高生の現在・未来-』晃洋書房.
鷹野吉章（2015）「地域福祉の捉え方と福祉圏域」社会福祉士養成講座編集委員会『地域福祉の理論と方法 第３版』中央法規，p47.
高山静子（2021）『改訂環境構成の理論と実践:保育の専門性に基づいて』郁洋舎.
手塚崇子（2014a）「幼保連携型認定こども園の行財政と経営:過疎地 M 町を事例として」『川村学園女子大学研究紀要』25(2)，51-70.
手塚崇子（2014b）『幼保一体化施設の運営と財政就学前教育・保育の一元化をめぐって』専修大学出版局.
鳥取大学過疎プロジェクト（2012）『過疎地域の戦略:新たな地域社会づくりの仕組みと技術』学芸出版社.
椿真一(2017)「東北における水田農業の担い手形成と展開条件」『農業問題研究』48（1),20-28.
土田美世子（2012）『保育ソーシャルワーク支援論』明石書店.
土田美世子（2016）「保育現場におけるソーシャルワーク支援の可能性と課題」『社会福祉研究』127 号，11－19.
津間文子（2015）「『地域子育て支援』を担う専門職の実践に関わる一考察:地域子育て支援拠点事業において助産師が担う役割と課題」『インターナショナル nursing care research』14(4)，39-49.
牛澤賢二（2021）『やってみようテキストマイニング－自由回答アンケートの分析に挑戦』朝倉書店.
瓜生淑子・川端美沙子（2008）「認定こども園成立と幼稚園・保育所制度」.
渡邊彩（2011）「認定こども園における保育・教育の質の保障」.
山縣文治（2008）「保育サービスの展開と地域子育て支援」『保育学研究』46(1)，62-70.
山縣文治（2019）「幼保連携型認定こども園の意義と期待」『月刊福祉』.
山縣文治（2021）「子ども家庭支援・子育て支援の意義と役割」『子ども家庭支援・子育て支援入門』ミネルヴァ書房，1-10.
山縣文治（2022）『子ども家庭福祉論［第３版］』ミネルヴァ書房.
山縣文治（2025）「子どもに関わる計画と子育て支援―国の政策と自治体の計画立案」『人口減少社会のジェンダー政策』晃洋書房.
山本佳代子・山根正夫(2019)「保育士が必要とする保育ソーシャルワーク内容の因子構造」『厚生の指標』66(13)，15-22.

山本真美(2000)「保育所機能の多様化とソーシャルワーク」『ソーシャルワーク研究』26(3), 17－24.
山本由紀子（2019）「『子育ての社会化』からみた保育所の子育て支援―保育所保育指針改定の議論をてがかりに―」『太成学院大学紀要』21(38), 93-102.
矢野潔子（2019）「幼保連携型認定こども園における子育て支援の現状と課題」『静岡大学教育学部研究報告』70, 247-263.
矢野潔子（2021）「幼保連携型認定こども園の養護教諭・看護師が担う子育て支援の現状」『日本養護教諭教育学会誌』25(1), 85-95.
安井恵子・手良村昭子・古橋紗人子ほか(2012)「認定こども園における子育て支援の課題」『滋賀短期大学研究紀要』37, 47-59.
安川由貴子（2014）「地域子育て支援拠点事業の役割と課題 ： 保育所・保育士の役割との関連から」『東北女子大学・東北女子短期大学紀要』第 53 号, 79-88.
横山斉理・東伸一（2022）「小売ビジネスモデルを研究するための分析アプローチ―過程追跡法による事例内因果分析と質的比較分析―」『マーケティングジャーナル』41(4), 53-64.
吉田幸恵（2009）「認定こども園における子育て支援の現状と課題」『子ども学研究論集』1, 51 - 68.
有限責任監査法人トーマツ（2021）「人口減少地域等における保育に関するニーズや事業継続に向けた取組事例に関する調査」.
有限責任監査法人トーマツ（2023）『令和 4 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 保育所の多機能化，他機関連携等を含む地域における保育所等の子育て支援提供体制に関する調査研究報告書』.
有限責任監査法人トーマツ（2026）『令和 7 年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業 こども・子育て支援の地域分析に関する調査研究 報告書』
全国私立保育園連盟（2016）「人口減少地域の保育を考える(第 8 回)子ども・子育て支援新制度施行下での過疎地・人口減少地域の保育の現状道東 3 地区に見る新制度の影響」『保育通信』729, 46-54.
全国私立保育園連盟（2017）「人口減少地域の保育を考える(第 16 回)第 60 回全国私立保育園研究大会分科会報告より」『保育通信』750, 60-63.
全国認定こども園協会（2022）『認定こども園白書 2022』全国認定こども園協会.
全国認定こども園協会（2024）『認定こども園白書 2024』全国認定こども園協会.
全国保育協議会（2023）『人口減少地域における保育課題と対応―保育所・認定こども園等自らが取り組むこと，国・自治体等に求めること』.

調査資料

資料１．調査依頼文書

（原本は余白含めA4版）

2024年7月吉日

○○○○○園
園 長　○○　○○　様

研究責任者
所属：大阪千代田短期大学　幼児教育科
氏名：　　本　田　和　隆

地域の子育て支援に関するインタビュー調査協力のお願い

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より本学の活動につきまして、深いご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、貴施設の地域の子育て支援の取り組みについてインタビュー調査を実施せていただきたく存じます。つきましては、お忙しいところ大変恐縮に存じますが、下記の内容をご理解いただいた上で、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 本研究の目的

認定こども園における地域の子育て支援の活動内容とその促進要因や課題について把握することを目的とする。

2. 方法

手段	対象者	実施日
インタビュー調査	施設長	8月中のいずれかの日

3. 質問内容

- 園の基本的な情報の確認
- 地域の子育て支援に関するニーズ
- 地域の子育て支援の内容と評価
- 地域の子育て支援活動がうまくいっている要因・いっていない要因
- その他、上記回答に付随する質問

4. その他

- インタビュー後に情報を正確に収集・整理するため記録を取らせて頂ければと思います。
- 今回、お聞きした内容は論文として公表する予定ですが、園を特定されないように記号化して処理いたします。
- ご不明な点等ございましたら、何でも質問頂ければと思います。

貴重な話を聞かせて頂いて、ぜひ勉強させて頂ければと思っております。
日増しに暑くなってきております。 どうぞご体調にはお気をつけてお過ごしください。
恐れ入りますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

尚、この研究に関するお問い合わせは、下記までお願い致します。

連絡先
大阪千代田短期大学　本田和隆（研究責任者）
E-mail：honda@chiyoda.ac.jp
電話 ： 0721-52-4141(代表)

資料２．調査内容の説明文書及び同意書

（原本は余白含めA4版）

研究協力へのお願いと研究内容の説明

研究の実施者：大阪千代田短期大学 幼児教育科 准教授 本田和隆
研究課題：認定こども園による地域子育て支援の実態把握と促進要因
研究実施日：2025年　月　日（　）
研究説明日：2025年　月　日（　）

【1.研究の意義と目的】

認定こども園が地域の実情に応じて子育て支援を促進できている要因（条件構成）について明らかにすることを目的としています。また、人口特性に応じた地域での認定こども園の役割と課題について検討することを目的としています。そのため、今回の調査では、実際に取り組まれている地域の子育て支援の実態を把握するとともに、その取り組みが上手くいっている要因や課題について調査します。

皆様のご協力により、地域の子育て支援の実態と促進要因を明らかにすることによって、地域の子育て支援を充実するための方策や今後の認定こども園の役割を見出す一助になることが期待されます。本研究の趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

【2.研究の方法】
（1）時期 2025年　月　日（　）　時　～　時
（2）内容 インタビュー調査
（3）記録 レコーダーによる音声データの録音

【3.研究実施者】
大阪千代田短期大学 幼児教育科
日本福祉大学 福祉社会開発研究科 博士課程
本田和隆

【4.対象とする研究協力者】

認定こども園による地域の子育て支援について調査するため、地域の子育て支援の取り組みと施設全体の状況を把握されている施設長及びそれらに該当する職員の方に対してインタビュー調査を行います。

【5.研究への協力の任意性について】

研究への協力は自由意思に基づきます。協力しなかったことによって不利益を受けることはありません。また、いったん同意された後でも、いつでも同意を撤回することができ、撤回によって不利益を受けることはありません。

【6.研究への協力に伴う不利益および危険の可能性と、それに対する配慮について】

この研究によって、園ならびに法人、そこに関わる皆様に不利益が生じる可能性はありません。

【7.研究成果の公表について】

研究によって得られた成果は、園や法人の情報を特定できない情報に処理し、学会発表や学術雑誌に発表されます。

【8.個人情報の取り扱いについて】

記録したインタビュー内容やご提出いただいた同意書は、研究機関において厳重に保管し、この研究の終了後、5年間保管した後、適切な方法で廃棄します。

【9.本調査についてのご意見・ご質問等の連絡先 】

研究責任者:大阪千代田短期大学 幼児教育科
日本福祉大学 福祉社会開発研究科 博士課程
本田和隆

連絡先 住所:河内長野市小山田町1685
電話番号:0721−52−4141(代表)
e-mail:honda@chiyoda.ac.jp

研究協力についての同意書

私は、研究計画名「認定こども園による地域子育て支援の実態把握と促進要因」に関する以下の事項について説明を受けました。
＊「研究協力へのお願いと研究内容の説明」に目を通していただき、ご了承いただけた場合は□に✓をご記入ください。

□研究の意義と目的
□研究の方法
□研究実施者
□対象とする研究協力者
□研究への協力の任意性
□研究への協力に伴う不利益および危険の可能性と、それに対する配慮
□研究成果の公表
□個人情報の取り扱い
□ご意見・問い合わせの連絡先

これらの事項を確認したうえで、この研究に協力することに同意します。

年　　月　　日

園　名 _____

代表者 _____

本研究に関する説明を行い、自由意思による同意が得られたことを確認します。

説明担当者　　大阪千代田短期大学 幼児教育科 本田和隆

資料３．調査実施のためのインタビューガイド

（原本は余白含め A4 版）

インタビューガイド

1. 調査対象

2. 調査日時　2024 年　月　日(　　)　　時～　　時

3. 調査方法　半構造化したインタビュー調査

4. 調査目的

□ 本研究では、先行研究で指摘されている課題を踏まえ、認定こども園が地域の実情に応じて子育て支援を促進できている要因（条件構成）について明らかにすることを目的とする。

□ また、いずれ全国的に就学前児童が減少していくことが予想されるため、本研究の対象地域は、人口戦略会議で示された消滅可能性都市に焦点を当て、人口特性に応じた地域での認定こども園の役割と課題について考えたい。

5. 連絡事項

□ 研究協力へのお願いと研究内容の説明
□ 研究協力についての同意書
□ また、確認したいことがあれば連絡させて頂くこと。
□ 謝礼の手続き（受領証）

6. インタビューの質問内容

(1) 園の基本的な情報の確認　※事前資料の確認

□ 認定こども園に移行した経緯
・

□ 在籍園児数の推移（直近 5 年）　　増加傾向　　減少傾向
・

(2) 子育て支援事業（認定こども園法施行規則第 2 条）

地域子育て支援の種類	実施回数	参加人数	実施内容
① 相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援			
② 地域の家庭に対する情報提供・相談支援			
③一時預かり的な事業			
④子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整			
⑤地域子育て支援者に対する情報提供・助言			

⑥その他 ※上記の枠に入らない取り組み、制度外の取り組み、地域特性ならではの活動		

□　どのような職員体制でされていますか？
・　子育て支援専任職員の配置　　有　・　無

□　地域の子育て支援に関するニーズ（質・量）　　有　・　無
※　例えば、具体的なニーズは？特定の時間帯や期間、支援内容、強さや緊急度は？

□　本体施設とのやりくりや影響について（良いこと・悪いこと）
・

(3) 地域の子育て支援活動の促進要因
□　【従属変数】地域の子育て支援活動の評価-　　基準
0　出来ていない　　1　法定の取り組みは出来ている　　2　それ以上の取り組みが出来ている

※　現時点の目安、法定で定められている最低限の取り組み以上の活動を積極的に行えているか。
※　地域の実情に応じた柔軟な活動を行えているか。
※　アウトリーチ、子ども食堂、多世代交流の場、学童保育、ニーズ把握、資源開発など（3）の法定化されていない事業

□　【従属変数】地域の子育て支援活動の評価（現状）―園としての認識
0　計画通り出来ていない　　1　計画通り出来ている　　2　計画以上の取り組みが出来ている

地域子育て支援の種類	個別の評価（現状）
①　相互交流の場の開設等による情報提供・相談支援	0　1　2
②　地域の家庭に対する情報提供・相談支援	0　1　2
③一時預かり的な事業	0　1　2
③　子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整	0　1　2
⑤地域子育て支援者に対する情報提供・助言	0　1　2

⑥その他 ※上記の枠に入らない取り組み、制度外の取り組み、地域特性ならではの活動	0　　1　　2

例えば…？上手くいっている・いってない要因は？経緯は？　事例や要因について詳細に聞くこと！
［ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ］

□　地域の子育て支援の課題　　※課題に対して工夫されていること・具体的な方法は？

★子育て支援事業を進めていくにあたって・・・

□　地域の協力機関・団体（フォーマル）　有　　無　　［ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ］
　　連携・協力の程度（　　）

□　地域の協力団体・住民・ボランティア　有　　無　　［ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ］
　　連携協力の程度（　　）

どんな活動でどんな方々の協力…？その経緯は？

□　地域の子育て支援に対する保育者（職員）の協力意識　　［ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ］

1 一部の職員のみが持っている　　2 複数の職員が持っている　　3 ほぼ全職員が持っている

その要因は？協力してもらいやすい活動は？

□　地域の子育て支援に関わる人材　　[　①　②　③　④　⑤　⑥　]

1　常に人員が不足　　2　時々不足　　3　十分な人員が確保

その要因や背景は？

□　園内外でコーディネート（調整）する人材　　いる　　・　　いるとは言えない
園内（　　）　　園外（　　）

例えば…？その要因は？

□　地域の子育て支援に対する具体的な園の方針は？　HP などで掲げられている？

ある（　　）　・　特にない

□　その方針が職員にどの程度周知されているか？

1　一部の職員のみが理解　　2　複数の職員が理解　　3　ほぼ全職員が理解

その要因は？そのために具体的に取り組まれていることは？

□　地域子育て支援拠点事業　　有　・　無

※　認定こども園の活動との関係？受託した経緯は？

(4) その他

□　子どもが減少していく中での園の役割（可能性）と課題

□　地域の公益的な取り組み（社福の場合）